第 34 条	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
添付資料 1			
	添付資料 5		・表題の相違
出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について	5. 生体遮蔽装置について		・衣題の相連
1. はじめに 緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部(以下「配管その他の貫通部」という。)については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。 ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置・貫通部に対する遮蔽補強・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止			・記載内容の相違 緊急時対策所の開口部の 遮蔽設計概要について記 載したものであり、泊3号 炉資料では、各項目に記載 する。
する等、適切な処置を講じる。 以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
2. 出入口開口に関する遮へい設計	(1) 出入口開口に関する遮蔽設計		
緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とす			
る。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないた			
め、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関す			
3 遮蔽概要図を第2-1図示す。			
(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に			・記載箇所の相違
設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等によ			出入口開口のストリ
る緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮す			ング線の影響について
る。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上			本資料(4)にて比較で
散乱するように設計する。			
(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950	出入口開口は二重扉の迷路構造とし、外部の放射線源を直接見込		・記載表現の相違
mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。	まない設計としており、外部の放射線源に対して最短透過距離部に		表現に相違はあるが,
(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に	おいても以上の遮蔽厚を確保している。		透過距離部の遮へい
設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計			保及び迷路構造によ
とする。			射線の直接取り込み
			を図っており, 差異
			V.

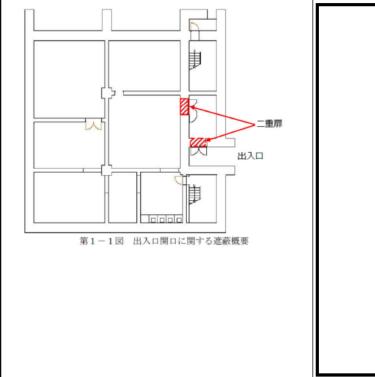


図 別 1-5-1 緊急時対策所遮蔽厚

保及び迷路構造による放 射線の直接取り込み防止 を図っており、差異はな

第34条 緊急時対策所(別添1)	间况题// 0 0 A D B 中枢目 II 2000年	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
		(女川 別添1)	
3. 配管その他の貫通部に関する設計	(2) 配管その他の貫通部に関する遮蔽設計	2.3 遮蔽設計について	
		(中略)	
緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線から			・記載表現の相違
の遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。		緊急時対策所換気空調系における配管貫通部処理として,気密性	配管その他貫通部の設計
配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。		の観点から,気密要求のある壁,床及び天井の貫通孔に対して,ブ	について記載したもので
(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮へいを追加し	配管その他の貫通部については,迷路構造等の遮蔽を追加して可	ーツラバー等を設け、配管と躯体開口との隙間による漏洩がない設	あり、差異はない。
て、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。	能な限り外部の放射線源を直接見込まない設計としている。	計とする。	
		また,遮蔽性の観点から,遮蔽要求のある壁,床及び天井の貫通	・記載表現の相違
(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよ	また,貫通部は対策要員の緊急時対策所エリアに放射線が直接漏	孔に対して、鉛毛処理等を施すことで緊急時対策所へ影響を与えな	貫通部は高所 (建屋上部)
う、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とす	えいしないよう <mark>建屋上部に設けてい</mark> る。	い設計とする。	に設けていることは同様。
<b>ప</b> 。	ただし,建屋上部の一部に 以上の遮蔽厚を確保できないエ	配管貫通部に関する地震時の評価については、サポートにより配	・設計の相違【女川】
	リアがあるが,高所であること及び貫通部の周辺は配管,空調ダク	管を固定することで、貫通孔内の配管移動量がスリーブと配管との	建屋の構造上、貫通部の一
	トが設置され対策要員が寄り付き難く,線量が高くなった場合を考	ギャップ内に収まることを確認する。	部で遮蔽厚を確保できな
	慮し立入禁止表示を掲示することから対策要員が立ち入ることはな		い箇所については立入禁
	V <sub>o</sub>		止の措置を講じることで
(b) 貫通部の隙間は、モルタルを充填する等の措置を実施し、放	なお、貫通部の隙間はモルタルを充填する等の措置を実施し、放		緊急時対策所にとどまる
射線流入を可能な限り防止する設計とする。	射線流入を可能な限り防止する。		要員の実効線量を増加さ
	<b>→</b> A		せない対策をとることで
代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫			重大事故等対処活動に影
通部についても同様の設計をしている。			響を与えない。
配管黄道部			
More Someta			
Shex Brex			
電線管等貫通部			
第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要			
	1		
	1		
	1		
	図 別 1-5-2 緊急時対策所貫通部遮蔽		
			1

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

緊急時対策所(別添1)	何光电/// 3 5 // DD 盔中適日は 比較衣 1.4.0	秋子: 記載衣兒、設備石作	你の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	(3) 出入口開口及び配管その他の貫通部に関する評価		・設計の相違
	出入口開口及び配管その他の貫通部について、以下のとおりコン		建屋の構造上, 貫通部の
	クリート透過厚さを確認した結果、限定された範囲で遮蔽厚を確保		部で遮蔽厚を確保でき
	できない箇所を確認したが、立入制限区画化やモルタル充填等を講		い箇所については立入
	じることで対応可能である。		止の措置を講じること
	the Data F.A. Matterprise March Will		緊急時対策所にとどま
	表 別1-5-1 連載厚確認箇所一覧		要員の実効線量を増加
	No. 断面 (mn) 判定 図 備 考		せない対策をとること
	1 a1-a1 O 図 9/1-5-4		重大事故等対処活動に
	開口部は高所であり、通常人が立ち 入らない場所であるため、問題な		響を与えない。
	2 a2-a2		
	<b>示する。</b>		
	3 4 b1-b1 - O EQ 991-5-5		
	図 別 1-5-3 緊急時対策所の貫通部の遮蔽確認位置		
			ı

聚急時対策所 (別添 1)	旧先電所3 芳炉 DB基準週合性 CN教衣 r.4.0	緑字:記載表現、設備名称の相	違(実質的な相違が
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
1			

記載箇所又は記載内容	相 <mark>違(設計方針の相違)</mark> の相違(記載方針の相違) 相違(実質的な相違なし)
(抜粋)	差異理由
	・記載内容の相違
	ストリーミング線の影響

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
(2. (a) 再揭)	(4) ストリーミングの影響		・記載内容の相違
	緊急時対策所内の緊急時対策所エリアへのストリーミング線の影		ストリーミング線の影響
	響については、出入口開口からの寄与分を確認する(配管その他の		を確認する際の考慮事項
	貫通部については、高所への設置または貫通部の径が小さく緊急時		を記載した。
	対策所エリアへの影響を与えないため考慮不要)。		
	直接線は、3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所入口との位置関係はなった。		
	係から,直接3号炉原子炉格納容器を見込むことができないこと及び空調上屋等の建屋の壁が遮蔽となるので考慮しない。		
(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に	(5) 緊急時対策所エリアへのストリーミング線		
設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等によ	緊急時対策所エリアへのストリーミング線は以下の経路で到達す		・記載表現の相違
る緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮す	ることになる。		対策所入口付近とチェン
る。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上	a. 緊急時対策所入口付近で1 回以上散乱したストリーミング線		ジングエリア内での挙動
散乱するように設計する。	が,チェンジングエリア内に到達		を分けて記載しているが,
	b. チェンジングエリア内に到達したストリーミング線がエリア		緊急時対策所エリアに到
	内で1 回以上散乱し、緊急時対策所エリア内へ到達		達するまでに合計2回以
	なお、緊急時対策所エリア内の対策要員が滞在、活動している中		上散乱するよう設計して
	心部分に到達するには,更に距離による減衰が生じる。		おり、考慮する散乱等の回
			数が同様。
	図 別 1-5-6 3 号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の位置関係		
	pa かよっち きかかかしかは動き器と対応が対抗的な対抗機関係		
			<u> </u>

第 34 条 緊急時対策所 (別添 1) 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	(6) ストリーミング線の評価		<ul><li>記載方針の相違</li></ul>
	緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面		開口部である出入口から
	積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所(待機所)入口		のストリーミングの影響
	外側におけるストリーミング線による線量をSCATTERING コードを		について評価を行ってい
	用いて評価した結果,約0.2 mSv(7 日間積算)となる。		る。
	当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率を簡易計		
	算法として、一般的なアルベド方式(微分線量アルベドはChilton と		
	Huddreston の経験式を用いて計算)※1 を使用して求めると、緊急		
	時対策所 (待機所) では7 日間平均で約0.0002 μSv/h となる。		
	なお、緊急時対策所エリア中心における線量率は、緊急時対策所		
	の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこ		
	と、チェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所エリア中		
	心に到達すること及び距離による減衰が生じるためストリーミング 線量による影響は十分小さくなるといえる。		
	豚里による影音は十万小さくなるといえる。		
	上空より (3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線) **2		
	評価点 (チェンジングエリア中心)		
	粉 0.2 mSx 約 0.0002 μ Sv/h		
	空調上陸		
	緊急時対策所(待機所) 63		
	$H \setminus H$		
	教乱面 (地表面) 教乱面 (柳壁)		
	※2 3号炉原子炉格納容器は直接見込めないため、 直接線による影響は考慮しない ※3 緊急時対策所(特慮所)の評価結果が安全側		
	であることから特機所側で代表した。		
	図 別1-5-7 チェンジングエリアの散乱線 (概念図)		
	※1 財団依人原子力安全技術センター「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル 2015」		
	上空より (3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線)		
	TEXA (0.0 % at 1 k. mandam, 2000 M. 1 5 d. 1 5 at 1		
	/散乱而 (蝴煌)		
	空調上屋 教息面 (床面)		
	緊急時対策所 (特機所)		
	類念時対策所エリア中心の締重主複数回の飲乱及び		
	距離の減衰により 0.0002 μSvh以下となる。		
	図 別 1-5-8 緊急時対策所エリア中心の散乱線 (概念図)		

第 31 冬 緊急時対策所(別添 1)

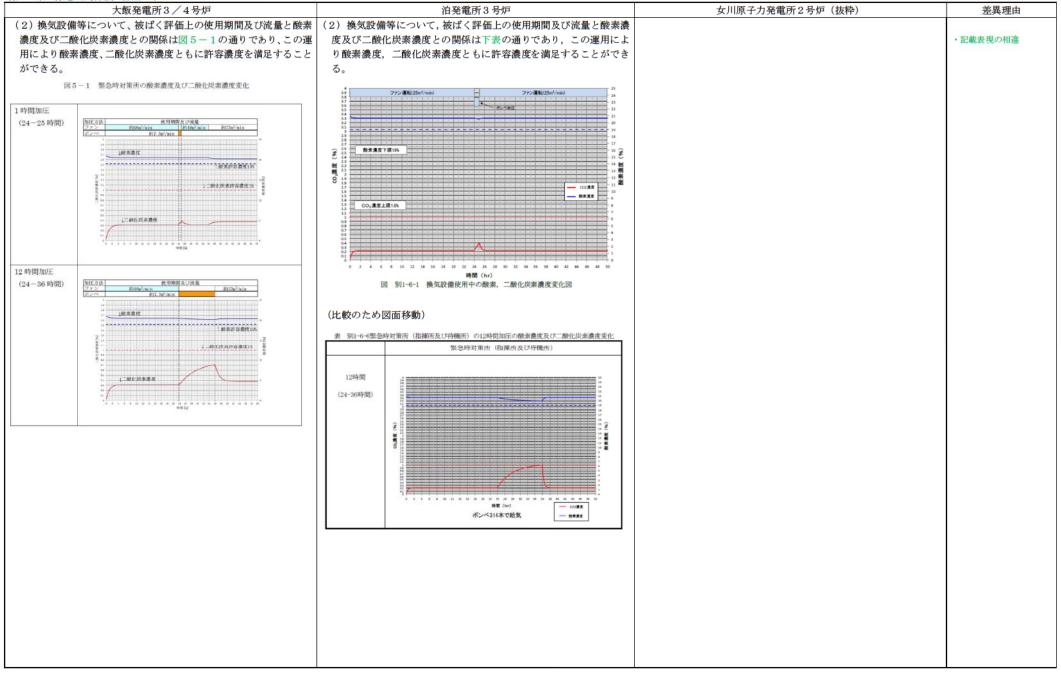
緊急時対策所エリア及び空調上屋待機エリアへのストリーミング 線による影響は十分に小さいものの、各建屋内にて待機等をしてい る対策要員の更なる被ばく低減、チェンジングエリア内のBG 低減を 目的とし、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。 具体的には、緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェン	差異理由 ・設計方針の相違 建屋壁厚確保により緊急 時対策所で活動する要員 の被ばく線量は十分に小 さくなるが、更なる被ばく 低減を目的に防護壁を設 置する設計としている。
緊急時対策所エリア及び空調上屋待機エリアへのストリーミング 線による影響は十分に小さいものの、各建屋内にて待機等をしてい る対策要員の更なる被ばく低減、チェンジングエリア内のBG 低減を 目的とし、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。 具体的には、緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェン ジングエリア内及び外側出入口近傍に、空調上屋については待機エ	建屋壁厚確保により緊急 時対策所で活動する要員 の被ばく線量は十分に小 さくなるが、更なる被ばく 低減を目的に防護壁を設
線による影響は十分に小さいものの,各建屋内にて待機等をしている対策要員の更なる被ばく低減、チェンジングエリア内のBG 低減を目的とし,緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。 具体的には,緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェンジングエリア内及び外側出入口近傍に,空調上屋については待機エ	時対策所で活動する要員 の被ばく線量は十分に小 さくなるが、更なる被ばく 低減を目的に防護壁を設
る対策要員の更なる被ばく低減、チェンジングエリア内のBG 低減を 目的とし、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。 具体的には、緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェン ジングエリア内及び外側出入口近傍に、空調上屋については待機エ	の被ばく線量は十分に小 さくなるが、更なる被ばく 低減を目的に防護壁を設
目的とし、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。 具体的には、緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェン ジングエリア内及び外側出入口近傍に、空調上屋については待機エ	さくなるが、更なる被ばく 低減を目的に防護壁を設
具体的には、緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェン ジングエリア内及び外側出入口近傍に、空調上屋については待機エ	低減を目的に防護壁を設
具体的には、緊急時対策所(指揮所・待機所)についてはチェン ジングエリア内及び外側出入口近傍に、空調上屋については待機エ	
ジングエリア内及び外側出入口近傍に、空調上屋については待機エ	置する設計としている。
リノ 同囲及いタト側田八口虹膀にて和て和り護壁を設直する。(凶 別	
1-5-9 参照)	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第34条 緊急時対象	度所(別添1)			<b>減子:記載表現、設備名称の</b> 権	連 (天員印/よ印座/よじ)
大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	添付資料 5		添付資料 6		<ul><li>・資料番号の相違</li></ul>
5. 換気設備等につい	NT.	6. 換気設備等について			
(1) 換気設備等の	既要	(1) 換気設備等の概要			
名称	目的等		別1-6-1 換気設備等一覧		
可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空	・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質 が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要	名 称  可樂型空気冷化装置 (可樂型新設聚急時対策所空気冷 化ファン及び可樂型新設聚急時対 策所空気冷化フィルタユニット)	目的等  ・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・複粒子フィルタ及びよう東フィルタを設置 ・100%容量×2系統(1系統は予備)を空調上屋内(指揮所用及び持機所用)それぞれに設置 ・年期間における積雪及び凍結から防護すること、フィルタユニット自体が放射線別になることも考慮して、可樂型空気浄化装置を連載機能を有する空調上屋内(指揮所用及び持機所用)に設置		
排気ダンバ	がら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加 圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放 射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋 内に流入することを防止	排気ダンパ	<ul> <li>「可搬型空気沖化装置」により、放射性物質を低減しながら 外気を取り入れ、あるいは「可搬型空気沖化装置」により 加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整</li> <li>・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気沖化装置」以外の経路から建屋内に 流入することを防止</li> </ul>		
空気供給装置	・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を 加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止	空気供給装置 (空気ポンベ)	<ul><li>・希ガスの放出を考慮して、空気ボンベにより建屋内を加圧 する装置を設置</li><li>・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止</li></ul>		
	・「緊急時対策所外可機型エリアモニタ」、「緊急時対策所	放射線管理用資機材	<ul> <li>「緊急時対策所可樂型エリアモニタ」や個人線量計を配備(確 実な放射線管理)</li> </ul>		
放射線管理用資機材	内可兼型エリアモニタ」や個人線量計を配備 (確実な放射 線管理)	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (可搬型)	・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活 動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる		
酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 (可無型)	・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が率放対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる		動に又降かない製団にあることが正像に化度できる		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第34条 緊急時対策所(別添1)	旧発電所 3 号炉 DB 基準週台性 比較表 :	r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
第34条 緊急時対策所(別添1) 大飯発電所3/4号炉  (3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合 非常用空気浄化ファンは事故発生後、プルーム(希ガス)通過 時を除いて恒常的に使用する設備であるため、平衡状態において 建屋内の圧力並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。 a. 建屋内の正圧維持について ・目標圧力:100Pa  被ばく評価で用いる気象条件における風速(約1.0m/s)に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。  P(動圧)=0.5×ρ×U2≒0.5×1.2×102≒60Pa 更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定 ・算定条件:建屋体積3000m3、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h 必要な換気流量は7.5m3/minとなる。	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 泊発電所3号炉  (3) 建屋内の正圧維持  緊急時対策所の正圧維持  緊急時対策所(指揮所及び待機所)は、配置上、風の影響を直接 受けるため、風の動圧が建屋内への空気漏れ込み原因となる。 被ばく評価で用いる気象条件の風速は約3.4m/sであるが、 この動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。  P(動圧) = 0.5×ρ×U2≒0.5×1.2×102≒60Pa  ρ:流体の密度 U:流体の速度  従って、建屋内の圧力を外気圧+60Pa以上とすれば、風の動圧による漏れ込みの影響を無視できるため、緊急時対策所内の目標圧力を余裕を見込み外気圧+100Paに設定。 なお、所定の目標圧力が達成可能であることを確認するため、緊急時対策所の加圧試験を実施する。	女川原子力発電所 2 号炉(抜粋)  (女川資料 別添1 2.4 換気空調系設備及び加圧設備について) (3) 緊急時対策所 a. 必要差圧 緊急時対策所は,配置上,風の影響を直接受けない屋内に設置されているため,緊急時対策所へのインリークは隣接区画との温度差によって生じる空気密度の差に起因する差圧によるものが考えられる。隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は,両区画に温度差があると,図2.4-5のように空気の密度差に起因し,高温区画では上部の空気が低温側に,低温区画では下部の空気が高温側に流れ込む。これら各々の方向に生じる圧力差の合計は,図2.4-6のように高温区画の境界で∠P1,低温区画の境界で∠P2となる。 緊急時対策建屋の設計最高温度40.0℃,隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定し,生じる最大圧力差△P3=△P2-△P1以上に正圧化することにより,隣接区画から室内へのインリークを防止する設計とする。 ここで,緊急時対策所の必要差圧は,下記の計算式より,△P3=10.7Paに余裕をもった20Pa以上とする。 ・緊急時対策所階高:H≦5.8m ・外気(大気圧)の乾燥空気密度;ρ0 ・隣接区画(高温/低温)の乾燥空気密度方1, ρ2 隣接区画(高温/低温)の乾燥空気密度であり、原2 降接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。 「農接区画(高温/低温)のを増加するとは1000で割ります。 「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。 「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。 「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。 「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。「農接区画(高温/低温)のもは2000で割ります。「農接区画(高温/低温)に対して生じる差圧:△P1, △P2 に関接区画(高温/低温) □ 2 = 1 の - ρ 1   × H に関接区画(低温) □ 2 = 1 の - ρ 1   × H に関接区画(低温) □ 2 = 1 の - ρ 0   × H に対して生じる差圧:□ 2   2 - ρ 0   × H に対して生じる差圧:□ 2   2 - ρ 0   × H に対して生じるを正:□ 2   2 - ρ 0   × H に対して生じるを正・□ 2   2 - ρ 0   × H に対して生じるを正・□ 2   2 - ρ 0   × H に対して生じるを正・□ 2 - ρ 0   × H に対して生いるといのといのよりに対しては対しを正といるに対しては対しに対しては対しに対して対しては対しに対しては対しに対しては対しては対しに対して対しに対しては対しに対しに対しに対しては対しに対しては対しに対しては対しては対しに対しては対しに対しに対しに対しに対しては対しに対しに対しては対しに対しに対しに対しては対しに対しに対しに対しに対しに対しは対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対	差異理由 ・記載表現の相違 ・個別解析条件の相違 ・個別解析条件の相違 ・個別解析条件の相違 にた根拠を記載した。大 飯も同様の理由であり差異はない。 ・記載箇所の相違 許容酸素濃度等の評価条件については、(6) 2.評
		隣接区画(高温) △P1=	

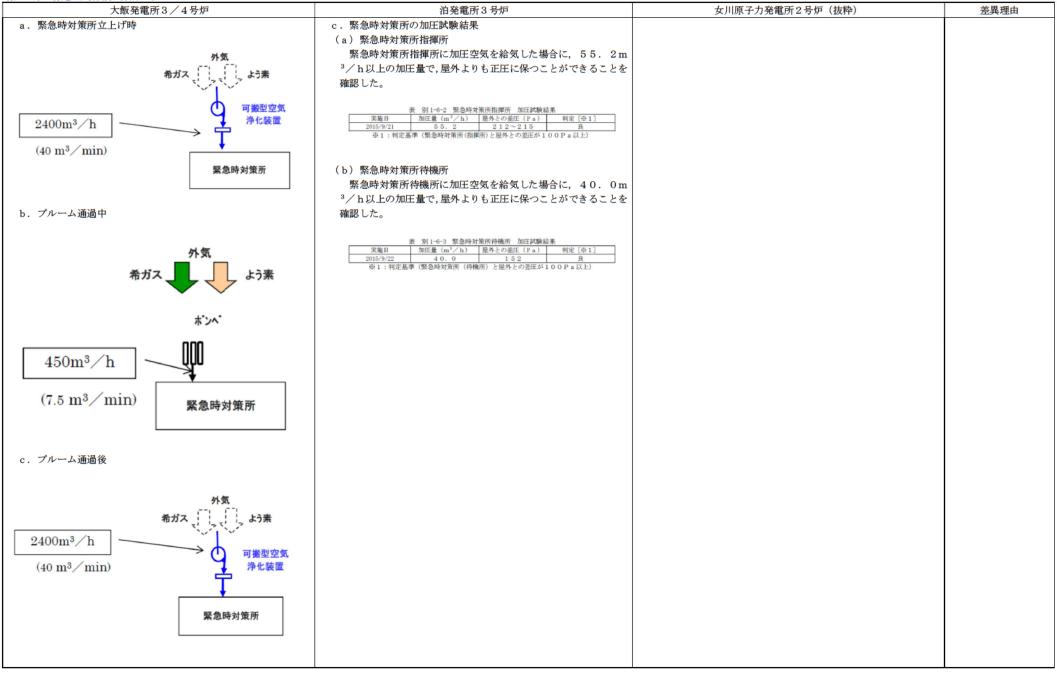
第 34 条 緊急時対策所 (別添 1)	和発電所35% DB基準適合性 CN教 T	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
(4) 空気ボンベを1 時間使用する場合 空気ボンベは、事故後24時間から25時間(希ガス放出)の間に使用する。 25時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。 a 建屋内の正圧維持について (建屋体積は2,500m²とする。)・許容酸素濃度維持について (建屋体積は2,500m²とする。)・許容酸素濃度19%以上(「鉱山保安法施行規則」を準拠した)・算出条件:緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ボンベ加圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人 <sup>81</sup> の酸素消費量は、成人の呼吸量(静座) <sup>82</sup> 時とし、空気ボンベにより加圧する1時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。必要な最低換気流量は0 m³/minとなる。 c.建屋内二酸化炭素濃度が開じついて(建屋体積は2,500m²とする。)・許容二酸化炭素濃度1.0%以下(「鉱山保安法施行規則」を準拠した)・算出条件:滞在人数150人 <sup>81</sup> の二酸化炭素濃度を上回らない条件とした。必要な最低換気流量は0 m³/minとなる。 a.~c.より、空気ボンベの流量を7.5m²/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができる。また、流量を7.5m²/minとしたとき、空気ボンベによる加圧1時間後の酸素濃度は20.4%、二酸化炭素濃度は0.4%となる。※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする※2「空気調和・衛生工学便覧」より	1175/10/7/3	(3x(FF))	在来在H

4条 緊急時対策所(別添1)	但完电例 3 万炉 DB基準週音性 比較农 1:4.0	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違な
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	b. 緊急時対策所の加圧試験概要		
	(a) 試験対象範囲		
	・緊急時対策所(指揮所及び待機所)		
	(b) 試験要領		
	・緊急時対策所について,屋外より正圧に維持出来ることを確 認		
	BC		
	・緊急時対策所に対して,仮設空気圧縮機等にて空気を供給し, 供給量及び緊急時対策所内外の圧力を測定		
	供給重及い発心時利泉がパパルの圧力を側足		
	(c) 判定基準		
	・緊急時対策所と屋外との差圧が+100Pa以上 ・判定基準を満足しない場合は,原因(漏えい箇所等)を特定・		
	処置のうえ再試験を実施		
	緊急時対策所内		
	仮設立気圧縮機等		
	(P1) (P2) (E力計(大集圧計)		
	図 別 1-6-2 緊急時対策所 加圧試験概念図		
	101 JF3 F V W 27T GEN'S PA 27T J PA 27T		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	(4) 地震後の空気漏えい量の増加について		・記載内容の相違
	地震後の緊急時対策所の気密性能について検討を行う。		地震発生後に対策所耐震
	緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震壁の最大		壁にひび割れが発生した
	応答せん断ひずみ (γ) が評価基準値以下となるよう設計し、弾性		と想定し,正圧化に必要な
	範囲内にあることを確認することから、残留ひび割れは生じないと		空気量の評価を実施。設置
	考えられる。この検討では保守的な評価となるが、弾性範囲内であ		している空気供給装置(空
	る第1折点のせん断ひずみに対して、耐震壁の最大応答せん断ひず		気ボンベ)にて緊急時対策
	みを1.0×10-3 に設定し評価を行う。(削除する?)		所の正圧を維持できるこ
			とを確認した。
	τ(N/mm²)		
	第1折点 で2 で1 一 耐震壁の最大応答  検討用ひずみ設定値  0.0 0.2程度 1.0 2.0 3.0 4.0  ※第1折点のせん断ひずみ (0.2×10 <sup>-3</sup> 程度): 原子力発電所耐騰設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版に基づき, Fc=306kg/cm², σ v=2kg/cm² と 仮定 し 算定		
	地震後の気密性の評価式として、「NUPEC 耐震安全解析コード改良試験 原子炉建屋の弾塑性試験 試験結果の評価に関する報告書 平成6年3月」において、経験した最大せん断変形角(せん断ひずみ)から通気量を評価できる式が、下記のとおり提案されている。 Q=C・y 2-ST・AP/T Q: 単位面積当たりの流量(Q/min/m²) C: 係数 (中央値:2.24×10 <sup>6</sup> , 95%井超過値:1.18×10 <sup>7</sup> , 5%井超過値:4.21×10 <sup>6</sup> ) y: 経験した最大せん断変形角(-) AP: 差圧 (mmAq) T: 壁厚(cm) この式に基づき、緊急時対策所における地震後の漏えい量の増分を評価する。評価結果を、表別1-6-4 に示す。 評価の結果、地震後の漏えい量の増分は、12 時間の放出を考慮してもボンベ1本以下であり、設置している空気ボンベで十分対応可能である。		

赤字	:	設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字	:	記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字	:	記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

<i>第 34 条 緊急時対策所(別添 1)</i>			泊発信	電所3号炉		女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
7 NAV 20 00 10 1 0 2 17 17 17			11176	mi/1 ~ :4 ii		24711/01 4 74 24 PBD/1 PC 14 77   \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<ul><li>・記載内容の相違</li></ul>
							地震発生後に対策所耐震
							壁にひび割れが発生した
		表	別1-6-4 地	震後の漏えい量の増分			と想定し,正圧化に必要な
		単位	値	設定した根拠	適用条件		空気量の評価を実施し、問
	С	-	1. 18×10 <sup>7</sup>	95%非超過值	-		題がないことを確認した。
	γ	-	1. 0×10 <sup>-8</sup>	第1折点のせん断ひずみから、保守的に設定	γ ≦2.5/1000		
	ΔΡ	mmAq	10. 2 (=100Pa)	目標圧力(100Pa)	200mmAqまで		
	Т	cm	85	遮蔽厚さ(850mm)	実機(30cm~ 200cm)の範囲 では制限なし		
	(鉄筋量)	%	-	0.53%以上となるよう設計	0.53%以上		
	(骨材)	mm	-	JASS5N <sup>※</sup> に基づき設計	JASS5N <sup>※</sup> に定め られた骨材		
	Q	0/min/m²	2.8×10 <sup>-2</sup>	_	_		
	S	m <sup>2</sup>	約200	壁見付け面積	-		
	地震後 漏えい量増分	$m^3/h$	0.34	_	-		

34条 緊急時対策所(別添1)		NA 100	を確定して	P./E		大川原スカ発電子の見場 /世典/	*田 四十
大飯発電所3/4号炉		旧	電所3	号炉		女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
						(女川資料 別添1 2.4 換気空調系設備及び加圧設備について )	
						(5) 緊急時対策所加圧設備	
						b. 必要ボンベ本数	
						必要ボンベ本数としては、以下に示す「(a)正圧維持に必要	
						となるボンベ本数」に必要となる415本以上確保する設計とする。	
. 建屋内の正圧維持について	(5) 正月	E維持に必要な可搬型	空気浄	化装置風量及び	マ気ボンベ配備	(a) 正圧維持に必要となるボンベ本数	
	数					緊急時対策所を10 時間正圧化する必要最低限のボンベ本数	
	加圧割	<b>試験結果を踏まえると</b>	. 12	時間正圧を保つ	ために必要な空	は、緊急時対策所の設計漏えい量である282m3/h 以上の空気ボン	
	気ボンへ	ベ本数は、指揮所は1	32本,	待機所は96	本である。なお、	べ給気量290 m3/h を考慮すると、ボンベ供給可能空気量である	
		二酸化炭素許容濃度維					
		<b>本以上の空気ボンべを</b>		-,	20 14/20//11010	本数については、メンテナンス予備を考慮し540 本確保する設計	・設計の相違
	3144	<b>本の工の主気がないる</b>	. ACIM 9	<b>ಎ</b> ಂ		とする。	泊と大飯で設備仕様、
	—rion H	削か与海 ルサ思えるい	Lefte (= Jii)	NA CHE TO THE	04 1 284 4 48		
a. ~ c. より、空気ボンベの流量を7.5m3/minとすれば、加圧、酸		型空気浄化装置または			,		時対策所面積等の相
を表演している。 大震力は、一般に使素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満た は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで		(指揮所は55.2m				2781 002 000	より空気ボンベ必要
すことができる。また、流量を7.5m3/minとしたとき、空気ボンベ	上の確保	呆により,屋外に対し	・止圧を流	維持することが	可能である。	・ボンベ初期充填圧力 : 19.6MPa (at 35℃)	や流量に差異はあるか
こよる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は						・ボンベ内容積 : 46.7L	ずれも必要な正圧を
.8%となる。						・圧力調整弁最低制御圧力 : 3.0MPa	することができ,緊急
※1事故時に必要な要員110 人に余裕を見込んで150 人とする	表 別	川1-6-5 正圧維持に必要な可	]搬型空気剂			・ボンベ供給可能空気量 :7.0m3/本 (at -4.9℃)	策所要員に対する居
※2「空気調和・衛生工学便覧」より			単位	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機所	(	境は保たれる。
1. 空気ボンベ配備数		①可搬型空気浄化装置風量	m³/h	1500以上	1500以上	以上より、必要ボンベ本数は下記のとおり415 本以上となる。	
ドンベ容量は、7.8 m3/本であるため、空気ボンベの必要本数は約	可搬型空気 浄化装置の	②屋外より正圧に保つために 必要な流量	m³/h	55.2	40.0	290m3/h÷7.0 m3/本×10 時間≒415 本	
20本程度となる。	風量の設定	③可搬型空気浄化装置風量の			①>②のため,屋外	***	
(7.5 m3/min×720min÷7.6 m3/本)	包含物	妥当性	-	より正圧に保つこと が可能	より正圧に保つこと が可能		
20本以上のボンベを配備し、ボンベ交換不要で12時間連続加圧が		①空気ボンベの容量	m <sup>3</sup> /本	5.05	5.05		
可能な設計とする。	空気ボンベ	②屋外より1時間正圧に保つ ために必要な流量	m³/h	55.2	40.0		
		③ 1 時間正圧に保つために 必要なボンベ本数 (②÷①)	<b>本/h</b>	11	8		
		<ul><li>④12時間正圧に保つために 必要なボンベ本数(③×12)</li></ul>	本/12h	1 3 2	96		
			-				

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	(6)酸素及び二酸化炭素濃度維持に必要な可搬型空気浄化装置風量 及び空気ボンベ配備数 1.概要 本資料は、緊急時対策所(指揮所及び待機所)における換気設 備等使用時の酸素及び二酸化炭素濃度並びに可搬型空気浄化装置	(女川資料 別添1 2.4 換気空調系設備及び加圧設備について ) (b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なボンベ本数 緊急時対策所における緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)使 用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ボンベ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものと	
	の風量及び空気ボンベ容量について評価を行った結果をまとめた ものである。	し、プルーム通過中に収容する人数83 名による10 時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要	
	2. 評価条件 評価に用いる前提条件は以下の通りとする。 なお,緊急時対策所の指揮所及び待機所は各々同一形状,寸法	な空気ボンベ本数は正圧維持に必要な415 本で十分となる。	
	である。 ・緊急時対策所(指揮所)内想定収容人数:60人 ・緊急時対策所(待機所)内想定収容人数:60人 ・緊急時対策所(待機所)内想定収容人数:60人 (想定収容人数の指揮所37人,待機所46人に対し余裕を見 込んで60人を使用)	・在室人員:83 名	
	<ul> <li>・緊急時対策所(指揮所及び待機所)バウンダリ内体積:約522 m³(約149 m²×3.5 m)</li> <li>・緊急時対策所可搬型空気浄化装置風量:25 m³/min(=1500 m³/h)</li> <li>・許容酸素濃度(可搬型空気浄化装置使用時):18%以上(酸素</li> </ul>	・加圧バウンダリ内体積:2,811.6m3 ・空気流入はないものとする。	
	欠乏症等防止規則) ・許容酸素濃度(空気ボンベ加圧使用時):19%以上(鉱山保安 法施行規則) ・許容二酸化炭素濃度(可搬型空気浄化装置使用時):0.5 %以	<ul><li>・許容酸素濃度:18%以上(労働安全衛生規則)</li><li>・許容二酸化炭素濃度:1.0%以下</li></ul>	
	下 (事務所衛生基準規則) ・許容二酸化炭素濃度 (空気ボンベ加圧使用時):1.0%以下 (鉱 山保安法施行規則) ・酸素消費量:21.84 &/h・人(「空気調和・衛生工学便覧」の作	(労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た値)	
	業強度分類の「静座」の作業強度に対する成人の消費量),または65.52 0/h・人(「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する成人の消費量)・二酸化炭素排出量:0.022 m³/h・人(「空気調和・衛生工学便	・酸素消費量: 0.066m3/h/人 (「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作 業強度に対する酸素消費量)	・記載表現の相違 考慮する酸素消費量及び 二酸化炭素排出量等の設 定については、想定される
	覧」の労働強度別CO2 吐出し量「極軽作業」の作業程度に対するCO2 吐出し量の値),または0.046 m³/h・人(「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別CO2 吐出し量「中等作業」の作業程度に対するCO2 吐出し量の値)	・呼吸による二酸化炭素排出量:0.03m3/h/人 (「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し 量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値)	作業内容等から設定して いるものであり、設定根拠 は大飯と泊で同様である。 大飯は評価条件等をそれ ぞれの評価項目毎に記載
		<ul> <li>・加圧開始時酸素濃度:20.40%(加圧バウンダリ内酸素濃度)</li> <li>・加圧開始時二酸化炭素濃度:0.2760%(加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度)</li> <li>・空気ボンベ加圧時間:10時間</li> </ul>	The state of the s

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

# (3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合

非常用空気浄化ファンは事故発生後、プルーム(希ガス)通過時 を除いて恒常的に使用する設備であるため、平衡状態において建屋 内の圧力並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するため の条件を満足する必要がある。

大飯発電所3/4号炉

- a. 建屋内の正圧維持について
- ・目標圧力:100Pa

被ばく評価で用いる気象条件における風速(約1.0m/s)に対す る動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速 を10m/sとした。

P (動圧) =  $0.5 \times \rho \times U2 \rightleftharpoons 0.5 \times 1.2 \times 102 \rightleftharpoons 60$ Pa

更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定

- ・算定条件:建屋体積3000m3、100Paでの建屋アウトリーク率 0.15回/h必要な換気流量は7.5m3/minとなる。
- b. 建屋内酸素濃度維持について(建屋体積は2,500m3とする。)
- ・許容酸素濃度:19%以上(「鉱山保安法施行規則」を準拠した)
- ・算出条件:緊急時対策所内の作業は主に机上作業であるものの、 建屋内の歩行は行うため、滞在人数150人※1の酸素消費量は、成 人の呼吸量(歩行時)※2とした。

必要な最低換気流量は5.1 m3/minとなる。

- c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について (建屋体積は2.500m3とす る。)
- ・許容二酸化炭素濃度:1.0%以下(「鉱山保安法施行規則」を準拠 した)
- ・算出条件:滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、自転車 運転を行う程度の作業(中等作業)※2時の量とした。 必要な最低換気流量は7.2 m3/minとなる。

a.~ c.より、非常用空気浄化ファンの流量を7.5m3/minとすれ ば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全 ての条件を満たすことができるが、長期間の居住性を考慮し、酸 素濃度、二酸化炭素濃度に余裕をみて、非常用空気浄化ファンの 流量を33~40m3/minとする。流量を33 m3/minとしたとき、平衡 時の酸素濃度は20.4%、二酸化炭素濃度は0.4%となる。

※1事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2「空気調和・衛生工学便覧」より

- 3. 可搬型空気浄化装置使用時の評価
- a. 状況

可搬型空気浄化装置は、空気ボンベによる空気供給中以外に、 外気相当の空気を緊急時対策所内へ供給するために設置する。

泊発電所3号炉

- b. 初期条件
- · 初期酸素濃度: 20.95 %

(「空気調和・衛生工学便覧」の成人呼吸気の酸素量の値を使用)

- ·初期二酸化炭素濃度: 0.03%
- c. 評価結果

可搬型空気浄化装置風量は25m³/min(=1,500m³/h)で酸素濃度及 び二酸化炭素濃度の許容値を満足している。

	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)
可搬型空気浄化装置	20, 68	0. 22

# c. 必要換気量の計算式

①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q1)

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

- 収容人数 : n 名
- ・許容二酸化炭素濃度 : C=1.0%(労働安全衛生規則に余裕を みた値)
- ・大気二酸化炭素濃度 : C0=0.03% (標準大気の二酸化炭素濃
- ・呼吸による二酸化炭素排出量: M=0,03m3/h/名(空気調和・ 衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量)
- ・必要換気量 : Q1=100×M×n÷(C-C0)m3/h(空気調和・衛 生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量)  $Q1 = 100 \times 0.03 \times n \div (1.0 - 0.03) = 3.1 \times n \lceil m3/h \rceil$

### ②酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q2)

- ・収容人数 : n 名
- ・吸気酸素濃度 : a=20.95%(標準大気の酸素濃度)
- ・許容酸素濃度 :b=18%(労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止 規則)
- ・成人の呼吸量:c=0.48m3/h/名(空気調和・衛生工学便覧)
- ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度:d=16.4%(空気調和・衛生工 学便覧)
- ・必要換気量 : Q2=c×(a-d)×n÷(a-b)m3/h (空気調和・ 衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量)  $02 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times n \div (20.95 - 18.0) =$  $0.74 \times n[m3/h]$

# d. 必要換気量

①プルーム通過前及び通過後(緊急時対策所非常用送風機の必 要換気量)

プルーム通過前及び通過後における緊急時対策所非常用送風 機運転時は、重大事故等時における緊急時対策所への最大の収容 人数である200 名に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもと めた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的とな った場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。 よって必要換気量は, 二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算 式を用い以下のとおりとする。

Q1=3.1×200=620[m3/h]以上

②プルーム通過中(緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の必 要給気量)

プルーム通過中においては収容人数 83 名に対し緊急時対策所の容 量 (2,811.6m3) が大きいため、酸素濃度および二酸化炭素濃度の上 昇よりも緊急時対策所の設計漏えい量が支配的となる。そのため、緊 急時対策所の設計漏えい量である 282m3/h 以上の空気ボンベ給気量 290m3/h 以上を有する設計とする。

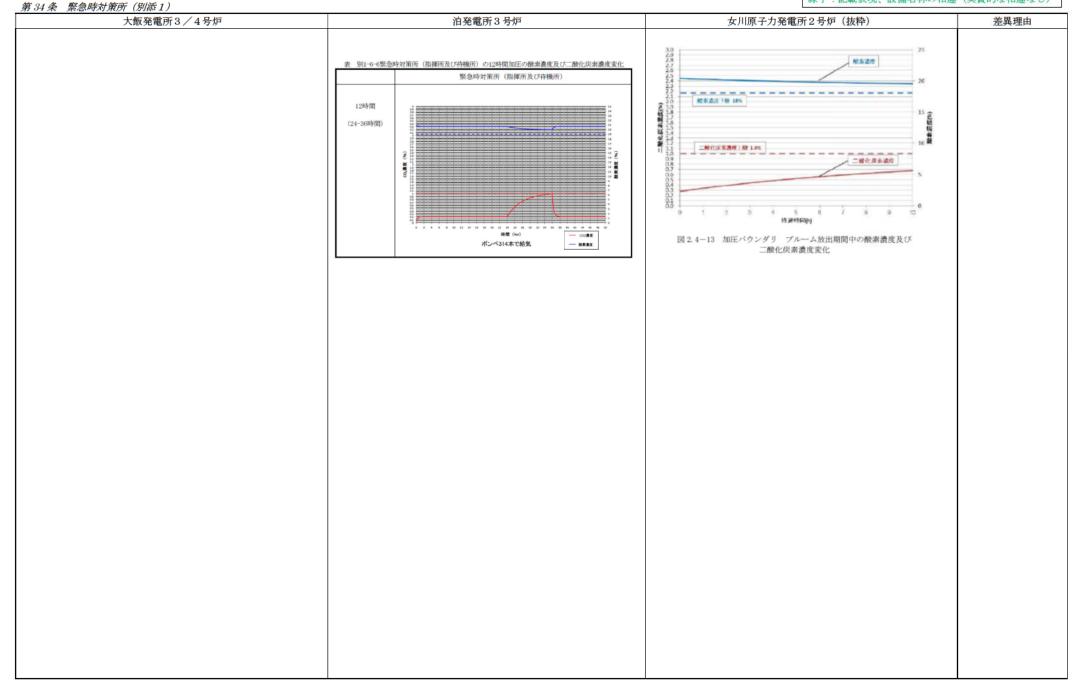
記載表現の相違

差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
(5) 空気ボンベを12 時間使用する場合	[H / L 12]/   0 - Q //	2771071 17470 PB171 = 477 (42117)	25,721
受気ボンベは、事故後24時間から36時間(希ガス放出)の間に	4. 空気ボンベ加圧使用時の評価		<ul><li>記載表現の相違</li></ul>
が	a. 状况		
6 時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維			
・抑制するための条件を満足する必要がある。	降、「C/V」という)から放出された場合において、よう素フィ		
	ルタでは除去できない希ガスの緊急時対策所内への流入を防ぐた		
	めに設置する。希ガス放出の間,外気との意図しない流れが生じ		
	ることのないよう空気ボンベにより緊急時対策所内を微正圧に維		
	持することにより、希ガスの緊急時対策所内への流入を防止する。		
. 建屋内の正圧維持について	b. 初期条件		
S要流量は7.5 m³∕minとする。(アウトリーク率:0.15回∕h程度)	・初期酸素濃度:20.68%		
. 建屋内酸素濃度維持について (建屋体積は2,500m³とする。)	<ul><li>初期二酸化炭素濃度: 0.22%</li></ul>		
許容酸素濃度:19%以上(「鉱山保安法施行規則」を準拠した)	c. 空気ボンベ加圧時間:12 時間	(再掲)	
算出条件:緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ボンベ		・加圧開始時酸素濃度:20.40%(加圧バウンダリ内酸素濃度)	
D圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人*1の酸素消費			
kは、成人の呼吸量(静座)*2時とし、空気ボンベにより加圧する	評価した。		
2時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。		・加圧開始時二酸化炭素濃度:0.2760%(加圧バウンダリ内二	
S要な最低換気量は0.1m³/minとなる。		酸化炭素濃度)	
. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について (建屋体積は2,500m³とす		・空気ボンベ加圧時間:10 時間	
許容二酸化炭素濃度:1.0%以下(「鉱山保安法施行規則」を準拠 た)			
/に/ 算出条件:滞在人数150人※1 の二酸化炭素吐き出し量は、計器監		10 時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図	
理等を行う程度の作業 (極軽作業) *2 時の量とし、空気ボンベによ		2.4-13 に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値	
加圧する12時間後も許容二酸化炭素濃度を上回らない条件とし		は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。	
- O		1357 TO CHO Y TO STITE IN CONTROL OF THE CONTROL OF	
 公要な最低換気流量は4.5 m³/minとなる。	d. 評価結果		
. ~ c. より、空気ボンベの流量を7.5m³/minとすれば、加圧、酸	12 時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を表別		
※濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満た	1-6-6 に示す。酸素濃度最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以		
ことができる。また、流量を7.5m³/minとしたとき、空気ボンベ	下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。		
こよる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は		酸素濃度(%) 二酸化炭素濃度(%)	
8%となる。	酸素濃度(%) 二酸化炭素濃度(%)	加圧 10 時間後 19.54 0.6703	
(1事故時に必要な要員110 人に余裕を見込んで150 人とする	加圧12時間後 19.99 1.00		
(2 「空気調和・衛生工学便覧」より			

第34条 緊急時対策所 (別添1)	但光电/J 3 5 / D D 医中侧 日 E 比較衣	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
d. 空気ボンベ配備数 ボンベ容量は、7.8 m³/本であるため、空気ボンベの必要本数は約 720本程度となる。 (7.5 m³/min×720min÷7.6 m³/本) 720本以上のボンベを配備し、ボンベ交換不要で12時間連続加圧が 可能な設計とする。	e. 必要空気ボンベ数 イ. 二酸化炭素濃度からの必要本数 二酸化炭素濃度の許容値を満足するために,必要空気ボンベ数 は以下のとおりである。 なお,ボンベ使用可能量は5.05 m³/本とする。(実容量7 m³/本に 対し、外気温度-19℃での容量で保守的に評価)	の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ボンベ本数について評価	CO2 濃度を許容値内にする ために必要なボンベ数を
	緊急時対策所   緊急時対策所   持機所   存機所   存機所   314本   314本   314本   14本   14本   15を   15を	炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ボンベ本数は正圧維持に必要な415 本で十分となる。	許容値を満足するために 必要な本数のほうが多く
	時間正圧に維持するために必要なボンベ本数は次のとおりとなる。		
	ハ. 必要空気ボンベ本数 以上から、緊急時対策所(指揮所及び待機所)には、以下の本数の空気ボンベを保管する。  紫急時対策所		



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

17	久(4)	1	-		

# (7) 濃度計算における条件について

「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成25年5月21日経済産業省令第28号)

大飯発電所3/4号炉

第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有量率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有量は一パーセント以下とすること。

- a. 酸素濃度の設定に係る「成人の呼吸量」については、空気ボンベ 加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「静座」とし、 それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、「歩 行時」とした。
- b. 二酸化炭素濃度の設定に係る「作業程度」については、空気ボンベの加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「極軽作業」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、運転操作と同等の「中等作業」とした。

(参考)「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」(平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号)より抜粋

(8)「なくそう!酸素欠乏症・硫化水素中毒」(厚生労働省編)の記載

酸 素度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16% 12% 8% 6%	頭痛、吐き気 目まい、筋力低下 失神昏倒、7~8分以内に死亡 瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

- (9)「空気調和・衛生工学便覧」の記載
- a. 成人の呼吸量

作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]
仰が(队)	14	5
静座	16	8
歩行	24	24
歩行 (150/min)	40	64
歩行 (300/min)	45	100

# (7)酸素濃度計算における条件について

a. 酸素許容濃度は,換気設備使用時の環境に応じた,適切な労働 環境における酸素濃度の許容基準に準拠し,18%以上(酸素欠 乏症等防止規則),または19%以上(鉱山保安法施行規則)とす る。

泊発電所3号炉

イ.「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年9月30日労働省令第42号,最終改正平成30年6月19日厚生労働省令第75号)

第一章 総則

第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合 は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パ ーセント以上に保つように換気しなければならない。

- 口.「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号, 最終改正平成30年3月30日経済産業省令第9号)
- ── 第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の 酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス 含有率は一パーセント以下とすること。
- b.「なくそう!酸素欠乏症・硫化水素中毒」(厚生労働省編)の記載

酸素濃度	症 状 等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16% 12% 8% 6%	頸痛,吐き気 目まい,筋力低下 失神昏倒,7~8分以内に死亡 瞬時に昏倒,呼吸停止,死亡

c. 「空気調和・衛生工学便覧」の記載

作 業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]
仰が (臥)	14	5
静座	16	8
歩行	24	24
歩行(150m/min)	40	64
歩行(300m/min)	45	100

空気ボンベ加圧中:通信連絡, 待機

空気ボンベ加圧中以外:通信連絡、待機、現場作業にかかる対応

・記載箇所の相違 本資料別添 1-49 ペー ジにて比較する。

差異理由

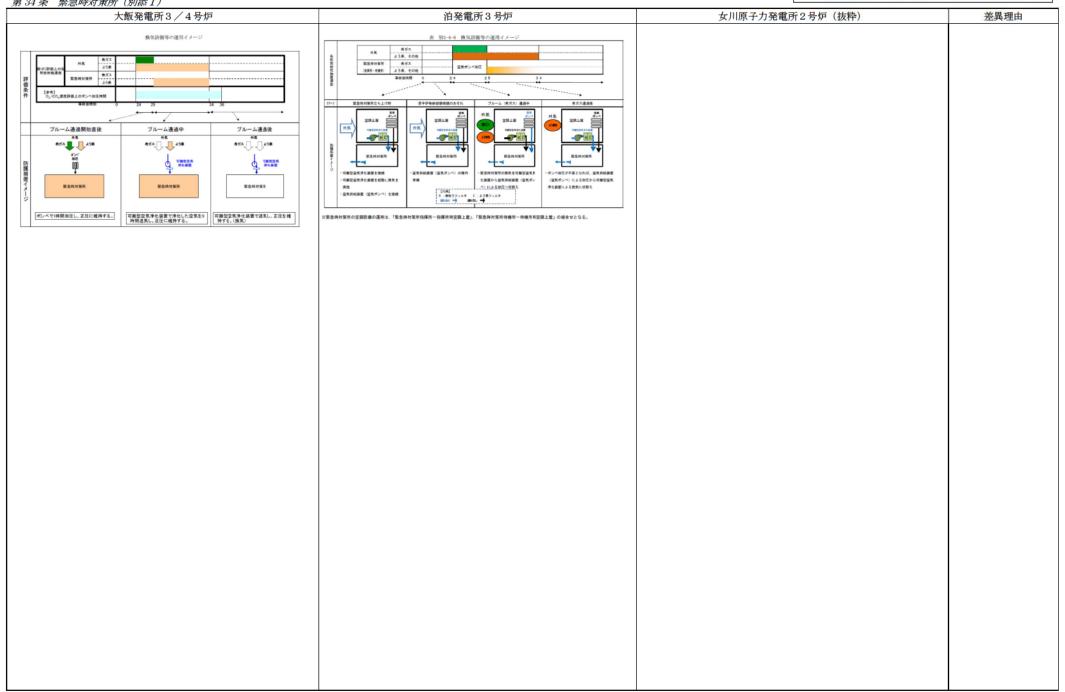
記載表現の相違

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成25年5月21日経済産業省令第28号) 第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有量率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有量は一パーセント以下とすること。	(8) 二酸化炭素濃度計算における条件について a. 二酸化炭素濃度計算における条件について a. 二酸化炭素濃度は,換気設備使用時の環境に応じた,適切な労働環境における二酸化炭素濃度の許容基準に準拠し,0.5%以下(事務所衛生基準規則),または1.0%以下(鉱山保安法施行規則)とする。  イ.「事務所衛生基準規則」(昭和47年9月30日労働省令第43号,最終改正平成26年7月30日厚生労働省令第87号)(抄)第一章総則第三条 2 事業者は、室における一酸化炭素および二酸化炭素の含有率(一気圧,温度二十五度とした場合の空気中に占める当該ガスの容積の割合をいう。以下同じ。)を、それぞれ百万分の五十以下及び百万分の五千以下としなければならない。  ロ.「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号,最終改正平成30年3月30日経済産業省令第9号)第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 b.「イラストでわかる空調の技術」の記載健康上悪影響を及ぼす二酸化炭素濃度について、以下のとおり記載されている。 10,000ppm(1.0%):不快感20,000ppm(2.0%):呼吸増加30,000ppm(3.0%):脈搏上昇,血圧上昇40,000ppm(4.0%):目まい、頭痛など  c. 二酸化炭素消費量換算に使用した労働強度別C0。吐出し量(「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)		
極軽作業 0~1 電話応対 (座位) 0.4、記帳0.5、計器監視(座位)0.5、キーツ10.6、 ひずみとり(ジャでをく,98回分)0.9、自動車運転1.0			
整作業 1~2 炭盤が、アッジ.0.83分個0.1、平地歩行(ゆっくり,45min/分)1.5 0.030 中等作業 2~4 共のこ2.5、懸兼グライングー(150kg部分別・5分/個)3.0、平地歩行(途足,95min/分)3.5、自転率(平地,170m/分)3.4 0.046 東北東 4~ びょう打ち(1.3本分)4.2、栗のこ5.0、パヤ(6.8kg.18回/分)7.8、0.074 次RMR 作業者の分作時に消費される代謝エネルギー(作業の強さ)の程度を表したもの 空気ボンベ加圧中:通信連絡、持機 要気ボンベ加圧中以外:通信連絡、持機、現場作業にかかる対応			

大敗	発電所3/4号炉	1	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
(10) 換気設備等の運用に	こついて	(9)換気設備の運用につい	いて		
			- 1 1-6-7 換気設備の運用		・表題の相違
時 期	内 容	時 期	内容		
緊急時対策所立ち上げ時	<ul> <li>「可樂型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子 フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急 時対策所に取り込み換気する。</li> <li>「空気供給装置(空気ボンベ)」の系統構成を行</li> </ul>	緊急時対策所立ち上げ時	「可樂型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子 フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急 時対策所に取り込み換気する。     「緊急時対策所可樂型エリアモニタ」を設置し、		
	う。 - 「緊急時対策所外可樂型エリアモニタ」、「緊急 時対策所内可樂型エリアモニタ」を設置し、起動 する。		起動する。 ・「可樂型モニタリングポスト」及び「可樂型気象 観測設備」を設置し、起動する。 ・「空気供給装置(空気ポンベ)」の系統構成を行う。		・設計の相違(差異理由(
原子炉格納容器破損(プルーム放出)のおそれ ・固定モニタリング設備、可樂式・モニタリングポストのうち複数台が0.1mSv/h以上 ・緊急時対策所外可樂型エリア・モニタの指示値が上昇傾向	・パラメータの監視強化及び「空気供給装置(空気 ポンペ)」の操作準備	原子炉格納容器破損(ブルーム放出)のおそれ ・モニタリングポスト,モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可樂型モニタリングポスト,3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可	7 0		・設備名称の相違
・プラント状況 (炉心損傷等) ・ 炉心温度:350℃以上 格納容器高レンジエリアモニ タ:1×10 <sup>6</sup> mSv/h以上		<ul> <li>樂型モニタリングポストのうちいずれかが 0.01mGy/h 以上・プラント状況 (炉心損傷等) 炉心温度:350℃以上格納容器高レンジエリアモニタ:1×105mSy/h 以上</li> </ul>			<ul><li>判断基準の相違</li><li>本表内に記載している</li><li>断基準の考え方についは(14)(f)項に記載しいることから、別ペー</li></ul>
ブルーム (希ガス)接近 ・格納容器圧力の急減下 ・緊急時対策所外可搬型エリア モニタの指示が 0.1mSv/h 以 上となった場合	・原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺に 希ガスを含むブルームが流れてきた場合には、緊 急時対策所の換気を「可樂型空気浄化装置」によ る換気から、「空気供給装置(空気ボンベ)」に よる加圧へ切替える。	ブルーム (希ガス) 接近 ・格納容器圧力の急減下で、 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子 炉格納容器を囲むように設置する可樂型モニタリングポスト、3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可樂型モニタリングポストのうちいずれかがの指示値が5	・原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺に 希ガスを含むブルームが流れてきた場合には、緊 急時対策所の換気を「可樂型空気浄化装置」によ る換気から、「空気供給装置(空気ボンベ)」に よる加圧へ切替える。		(本資料:別添 1-70 ^ ジ) にて比較する。
<ul> <li>緊急時対策所内エリアモニタの指示が 0.5mSv/h 以上となった場合</li> </ul>		mGy/h以上となった場合 ・緊急時対策所可搬型エリアモ ニタの指示値が 0.100mSv/h 以 上となった場合			
希ガス通過後 ・格納容器圧力が低下安定 ・固定モニタポスト又は可搬式 モニタリングポスト指示値が 低下安定 ・緊急時対策所外可樂型エリア モニタ指示値が低下安定	・よう素やセシウム等に比べ放出されやすい希ガスの放出が終息する時期(空気ボンベ加圧開始後1時間後)を目途に、格納容器圧力や緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が低下安定している条件で、「可搬型空気浄化装置」からの換気に切替える。	希ガス通過後 ・格納容器圧力が低下安定 ・3 号炉原子炉格納容器と緊急時 対策所の間に設置する可樂型 モニタリングポストの指示値 が低下安定	・よう素やセシウム等に比べ放出されやすい希ガスの放出が終息する時期(空気ボンベ加圧開始1時間後)を目途に、格納容器圧力や3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可樂型モニタリングポストの指示値が低下し安定または0.5mGy/hを下回り安定している条件で、空気ボンベの残圧があるうちに「可樂型空気浄化装置」による換気に切替える。		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

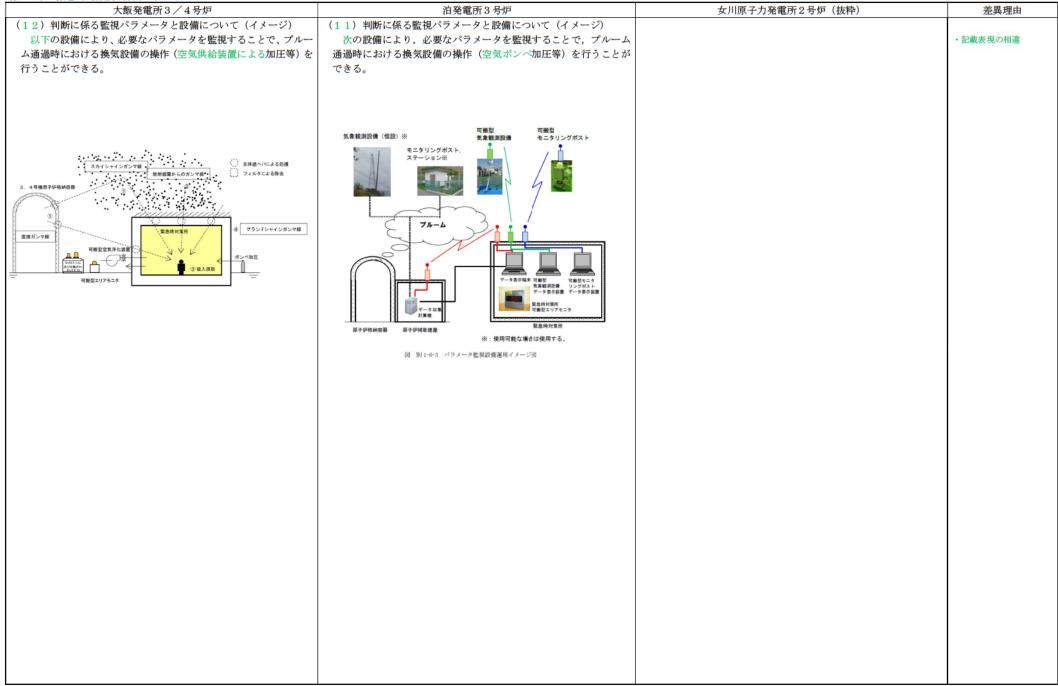


報を確認・監視 ・発電所の状況 ・発電所内外の b. 各機能班は、	各班は、換気設 ける。 に係る情報(格 放射線等情報(	備の操作の判断		a	. 各班は,換 <sup>9</sup> 視する。		判断等について 三の判断に必要な以下の		 <ul><li>記載表現の相違</li></ul>
c.本部長(所長 報を総合的に勘	)は、原子炉主	任技術者の助言	等を受け、各種情	c	・発電所内外の . 各班は,発電 . 発電所対策	O放射線等の 電所対策本部 本部長(所長	【(格納容器圧力等)【 情報 (モニタリングポ 【長(所長)へ状況等の 【と)は,原子炉主任技行 以案し,換気設備の運用	運転班】 スト等)【放管班】 D報告を行う。 所者の助言等を受	all (10.00 ) (10.00 )
操作等・放放が無に対して	緊急時対策所に係る複 状況 炉心損傷が発生し、 放射性物質が大気に 放出される可能性が 503場合	監視パラメータ ①固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポスト	判 新 基 準 ・0.1mSv/h以上	RO	操作等     空気ボンベ加圧に 係る準備(操作要員 の配置やパラメー タの監視強化) ←	状況の ・炉心損傷が発生 し,放射性物質が 大気に放出され る可能性がある 場合の	タリングポスト⊖	判断基準。 ・ 0 .01 aGr/h 以上。 <sup>2</sup>	
作要員配置やパ ラメータの監視 強化)	炉心損傷以前に原 円炉格納容器が損傷、 なはその可能性があ も場合	・中央制御室からの	・原子炉格納容器 損傷又はその可能 性	1	5 監急時対策所の権	原子炉格納容器 が損傷。又はその 可能性がある場 合↩	炉心温度: \$50°C以上←	又はその可能性₽	
業急時対東所の 換気を「可搬型 空気浄化装気が から「空気が上」 がには数さ	原子炉格納容器が 抜損し、緊急時対策所 つ方向にプルームが 扰れてくるとともに、 な射性物質が可難型 短気浄化装置に到達 た場合	①緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ ②緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ	・0.1mSv/h 以上 ・0.5mSv/h 以上	2	総型は対象用10分類 気を「可険型空気浄 化装置」から「空気 ボンベによる加圧」 に切替え☆	が破損し,緊急時 対策所の周辺に	ングステーション, 可接型モニ タリングポストロ ②緊急時対策所可機型エリアモニロ		
第2時対東所の 製	内容器から希ガスの 対出が終息	①固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポスト、緊 急時対策所外可搬 型エリアモニタ	影響分低下した場	3	緊急時対策所の換 気を「空気ボンベに よる加圧」から「可 機型空気浄化装置」 に切替える	出された場合 ・ 破損した原子炉 ・ 破損した原子炉 ・ 移納容器から希 ガスの放出が終 息 ・ ・ 風向の変化 ・	①可繰型モニタリングポストル	・指示値が希ガス放出時 に比べ急激に低下し安 定または 0.5mGy/h以下 で安定した場合。 ・緊急時対策所の方向に	
空気浄化装置」	風向の変化	①緊急時対策所外 可搬型エリアモニ タ ②風向	・緊急時対策所の 方向にブルームが 来ない場合		緊急時対策所を出 て、屋外活動を再開 する準備ロ	の圧力が低下し	②可騰型気象観測設備→ ①原子炉格納容器圧力等→ ②モニタリングポスト、モニタリ ングステーション。可能型モニ	アルームが来ない場合ロ ・安定ロ ロ ・放射線測定結果によい り判断の	
緊急時対策所を 出て、屋外活動 を再開する準備 業	原子炉格納容器の E力が低下して安定 スモータリングポス の線量率が屋外作 き可能なレベルまで ま下	① 原子炉格納容器 圧力等 ニタリン グ酸 ラック スト ラック スト ・ 一 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・作業に応じた管 理可能なレベル			空気吸収線量率 が屋外作業可能 なレベルまで低 下心	タリングポスト, サーベイメー		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

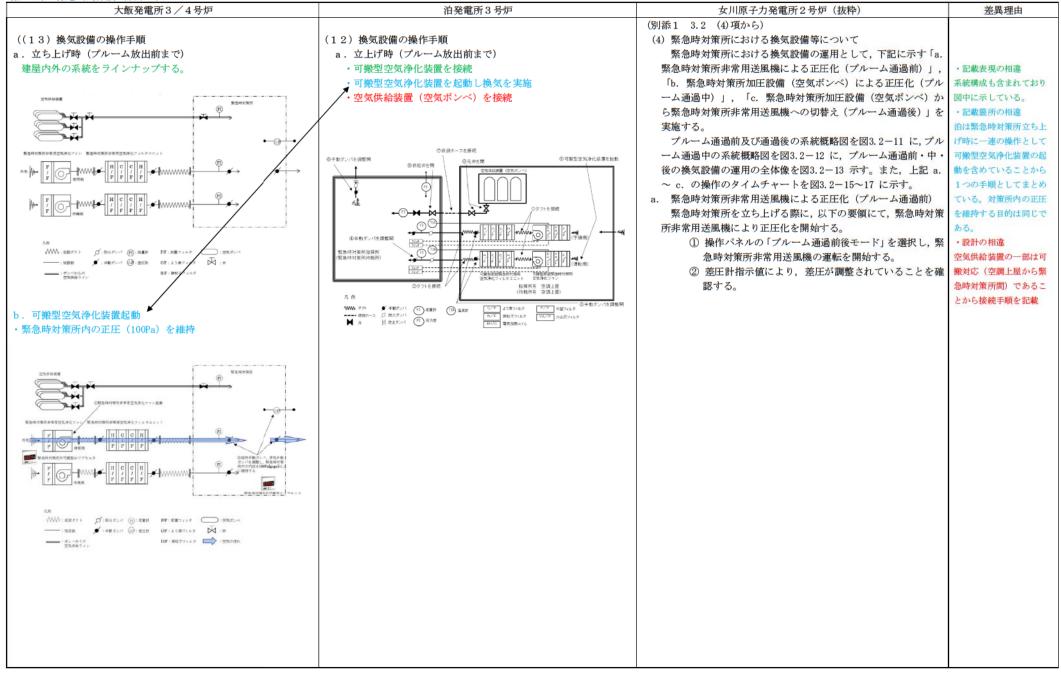
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

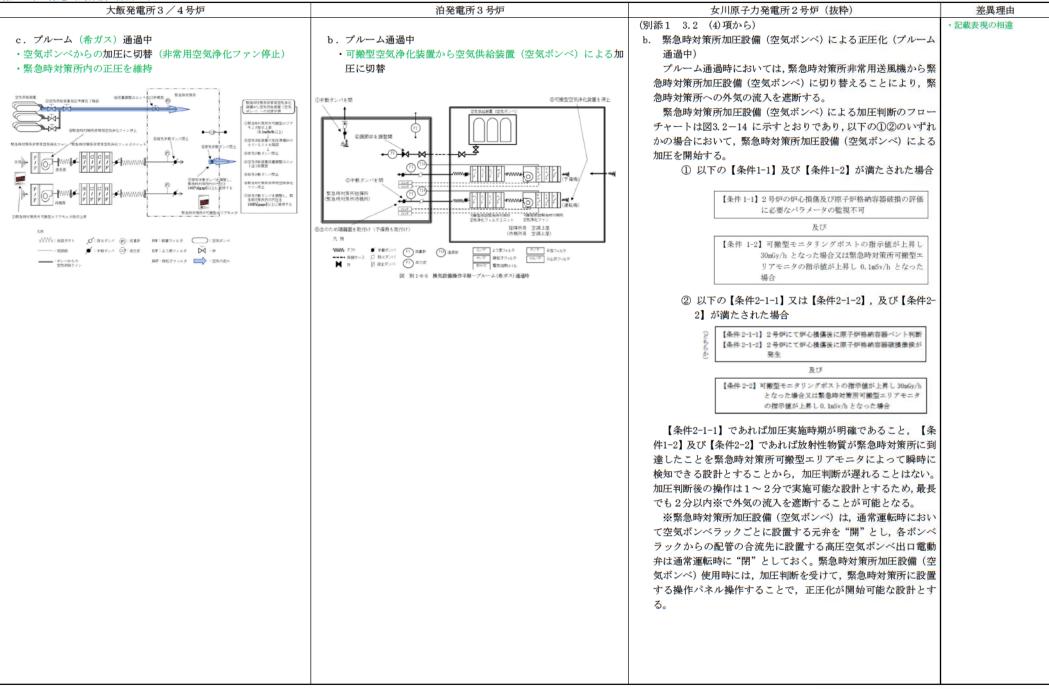
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)





赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

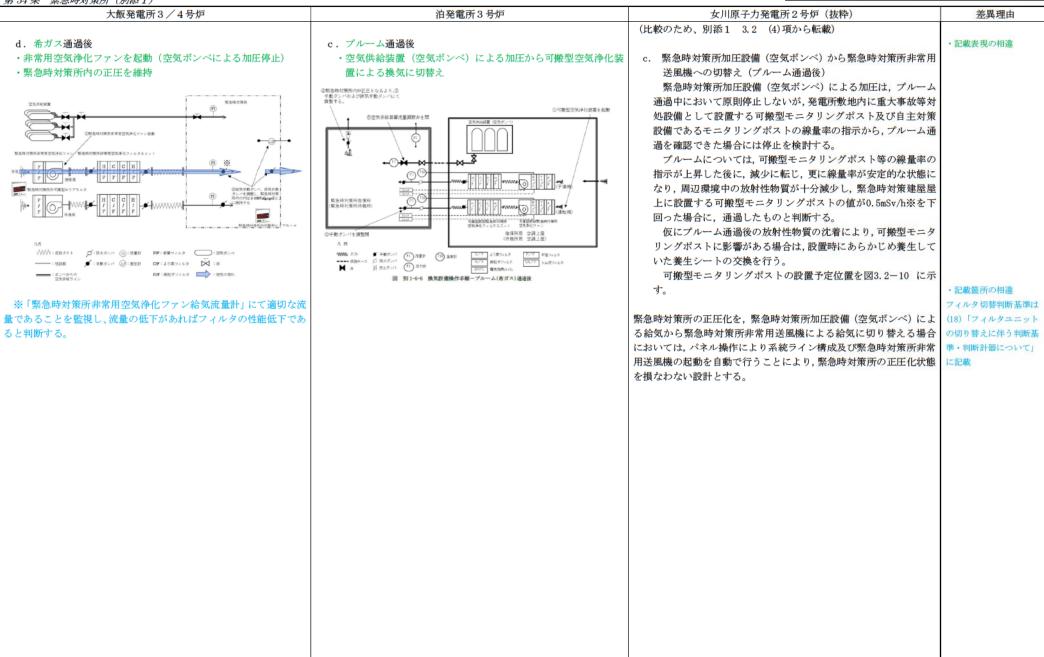
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

 第 34 条 聚急時対策所 (別添 1)

 大飯発電所 3 / 4 号炉
 泊発電所 3 号炉

 女川原子力発電所 2 号炉 (抜粋)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
		緊急時対策所非常用送風機による緊急時対策所の正圧化から	
		緊急時対策所加圧設備 (空気ボンベ)による緊急時対策所の正圧	
		化への切替えは、緊急時対策所に設置する操作パネルにより実施	
		する。	
		なお,判断に用いる監視計器は,緊急時対策建屋屋上に設置す	
		る可搬型モニタリングポスト,緊急時対策所に設置する緊急時対	
		策所可搬型エリアモニタの2種類であるが,設計基準対象施設で	
		あるモニタリングポスト, 気象観測設備, 重大事故等対処設備で	
		あるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び	
		代替気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を	
		実施し,加圧判断の一助とする。	
		緊急時対策所加圧設備の操作手順は以下に示すとおりである。	
		① 操作パネルの「プルーム通過中モード」を選択し、緊急	
		時対策所加圧設備(空気ボンベ)による加圧を開始す	
		5.	
		② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確	
		認する。	



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

# (19) 緊急時対策所の正圧確立時間

大飯発電所3/4号炉

緊急時対策所を空気ボンベで加圧した際に正圧達成までに要す る時間を評価する。

# ①評価モデル

緊急時対策所への空気の加圧の評価モデル及び評価式を以下 に示す。

### 緊急時対策所



緊急時対策所における基礎式を以下の通りとする。

$$\frac{dn}{dt} = \frac{d}{dt} \left( \frac{PV}{PT} \right) = N1 - N2$$
 . . . (基礎式)

上記基礎式を展開すると、単位時間当たりの室内圧力上昇量  $(pt+\Delta t)$  を求める算出式は以下の通りとなる。

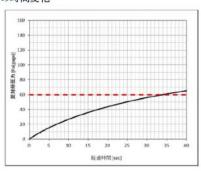
$$p^{t+\Delta t} = p^t + \Delta t \cdot \frac{RT}{v} \left\{ N1 - \frac{A \cdot \rho}{m} \sqrt{\frac{2(p^t - p(大気))}{\rho}} \right\}$$
 · · · (算出式)

# ②評価条件

項目	記号	単位	値	備考
初期圧力	P <sub>0</sub>	Pa(abr.)	101325	
容積	V	$m^3$	3000	
温度	T	K	298.15	
20.7 10.	N1	m³/h	449.8	お"ンへ"本数から算出した平均流量
流入量		mol/sec	5.106	
想定アウトリーケ量	N2	m³/h	450	7かけーナ率0.15回@100Pa
リーケ面積	A	$m^2$	9.6e-3	9
正圧(60Pa)達成時間	t	sec	33.9	

(注) 正圧の基準は60Paを切上げて100Paにしているため60Paで正圧達成とした。

### ③圧力の時間変化



#### 泊発電所3号炉

#### (13) 緊急時対策所内の加圧確認について

# a. 加圧時間測定

緊急時対策所を空気ボンベで加圧した際に100Paの正圧達成まで に要する時間を評価した結果、指揮所、待機所ともに24.5秒となっ

## ①評価モデル

緊急時対策所への空気の加圧の評価モデル及び評価式を以下に示



緊急時対策所における基礎式を以下の通りとする。

$$\frac{dn}{dt} = \frac{d}{dt} \left( \frac{PV}{RT} \right) = N1 - N2$$
• • ± \vec{4\vec{4}}\vec{4\vec{2}}

上記基礎式を展開すると、単位時間当たりの室内圧力上昇量  $(pt+\Delta t)$  を求める算出式は以下の通りとなる。

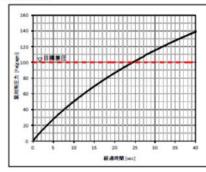
$$p^{t+\Delta t} = p^t + \Delta t \cdot \frac{RT}{V} \left\{ N1 - \frac{A \cdot \rho}{m} \sqrt{\frac{2(p^t - p(大気))}{\rho}} \right\}$$
 · · · 算出京

# ②評価条件

項目	記号	単位	指揮所・待機所	備考
初期圧力	Po	Pa (abs.)	101325	
容積	V	m <sup>3</sup>	522	
温度	T	K	298. 15	
流入量	N1	n <sup>3</sup> /h	132. 1	7
		mol/sec	1, 500	·
流出量	N2	m³/h	78.3	換気回数: 0.15回/h
		mol/sec	0.890	
リーク面積	A	$n^2$	1. 67e-3	
正圧(100Pa)達成時間	t	sec	24. 5	<u></u>

# ③圧力の時間変化

#### <圧力変数の配算結果>



# c. 正圧化確立時間評価

緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)により、緊急時対策所と 隣接区画の差圧+20Paが確立するまでの時間を評価した結果、約 37秒となる。

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

#### (a) 評価モデル

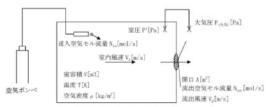


図2.4-14 緊急時対策所加圧設備加圧パウンダリ正圧化モデル

緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)により供給した空気が Nin[mol/s]のモル流量にて供給され、リーク面積A[m2]の開口か らNout[mol/s]のモル流量にて流出し、空気の流入量と流出量の モル数差により加圧バウンダリ圧力Pt が変化するモデルを考え

なお、加圧バウンダリからのリーク量は、加圧バウンダリ圧力 +20[Pa]において加圧バウンダリ容積比0.1[回/h]する。

# 〈その他評価条件〉

・給気空気温度 T : 20 [℃]

· 空気密度 ρ : 1.204786 [kg/m3]

空気のモル質量 m : 28.964 [g/mol]

・加圧空気量 : 290 [m3/h]

・気体定数 R : 8.314510 [J/K/mol]

・室容積 V: 2,811.58 [m3] (加圧バウンダリ内容積)

· 大気圧 P (大気) : 101.325[Pa] (標準大気圧)

・リーク面積 A: 0.013554168[m2]

(20Pa で0.1 回/h となる面積)

・室内風速 V1 : 0[m3/s]

(加圧バウンダリ内の空気の流れは十分遅い

ものとする。)

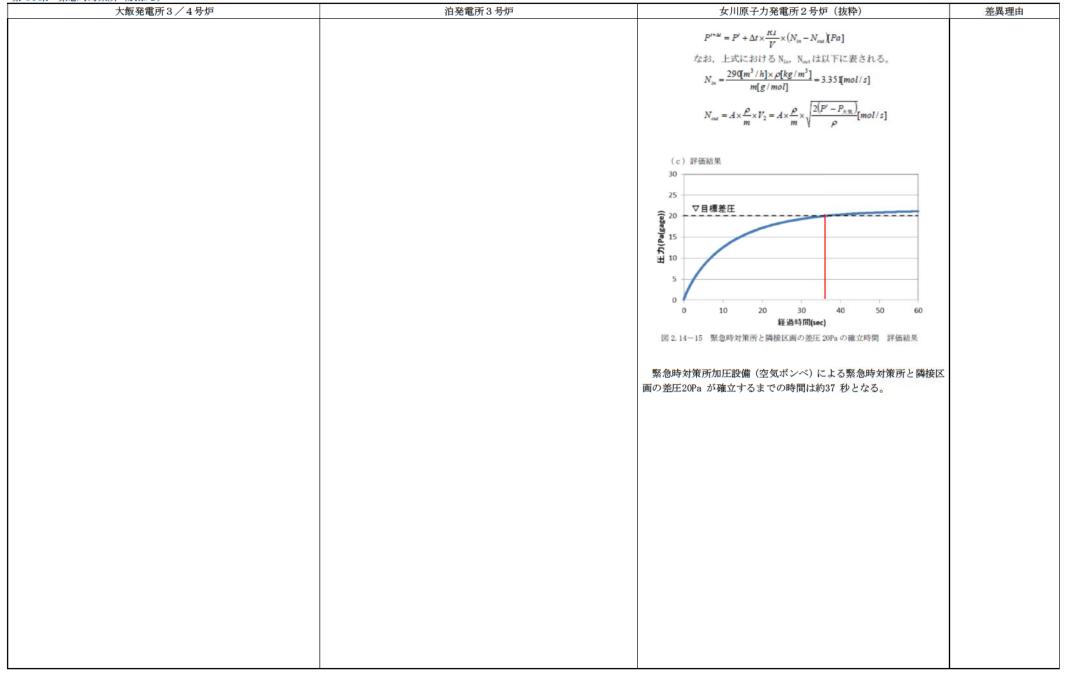
### (b) 評価式

評価式は、気体の状態方程式及びベルヌーイの定理から微小時 間後の加圧バウンダリ圧力を求める式を、以下のとおり導出し

差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表	r.4.0	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
(18)緊急時対策所内可搬型エリアモニタの測定ポイントの考え方	1676-6071 0 - Q77	27/1/3/17/3/19/11 - 3/7 (DX117)	<ul><li>記載内容の相違</li></ul>
について			泊の緊急時対策所は平屋
緊急時対策所内可搬型エリアモニタの設置目的は、室内への希ガ			構造であり、上下階での空
ス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断が			気の流れ及び要員の動き
できるよう放射線量を監視、測定するため設置する。			がなく, 室内全体の環境を
希ガス等の放射性物質が接近した場合、空気供給装置により緊急			監視測定することができ
時対策所内へ加圧する空気又は加圧時以外の可搬型空気浄化装置			ることから本項目につい
により取り込まれた外気は、下図のとおり送気ダクトを通り、2階			ては考慮していない。
の緊急時対策所本部に送り込まれ、階段から1階のチェンジングエ			
リア及び資機材置場等へ送られ、排気口より屋外に排気される。			
要員は2階の緊急時対策所本部に収容することができ、本部にて			
事故対応を実施する。			
ただし、資機材置き場や休憩スペースは1階に設けており、要員			
は1階に移動することもあるが、空気供給装置使用時、可搬型空気			
浄化装置使用時に係らず、緊急時対策所内部は加圧状態にあり、2			
階の緊急時対策所本部にある送気口から、1階の排気口への空気の			
流れが形成される。			
以上のことから、緊急時対策所内可搬型エリアモニタによる放射			
性物質を含む外気の侵入を確実に判断するため、2階の緊急時対策			
所本部に設置する。なお、大飯3,4号機申請時の緊急時対策所は、			
1,2号機原子炉制御建屋内に指揮所及び待機場所を別々に設置			
し、それぞれ外気を取り込むことから各1台(合計2台)を設置す			
るが、独立した緊急時対策所は指揮所及び待機場所を区別しないこ			
とから、1台で判断が可能である。			
また、要員の被ばく管理及び緊急時対策所内の汚染管理の観点より、2階の緊急時対策所本部、1階のチェンジングエリア、資機材			
り、2階の紫心時対象所本部、1階のケエンシングエッグ、貢機材置き場、休憩スペースを含む緊急時対策所全域の放射線量、表面汚			
染密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的(1回/日以上)に測			
定し、放射線環境に異常がないことを確認する。			
ACO, WATHER SET CALLED A SO			
屋上			
A REQ.			
受気ポンペ 緊急時対策所本部 緊急時対策所内			
EL. 14.5m 可避型工リアモニケーフ			
PERMIT STORY WWW.			
<u>ÉL 9.8m</u> 樂忍時对東市1階 緊急時対策所			
第5-4回 緊急時対策所内での空気の流れ			

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	b. 可搬型空気浄化装置停止に係る操作等と被ばく影響との関係(イメージ) 下図のとおり、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストまたは緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値の上昇をもって可搬型空気浄化装置から空気ボンベ加圧に切替えることで放射性物質の侵入防止が可能であり、被ばくを防止することができる。		・記載内容の相違
	またコンドンデルと、センドン シアナン は、中央のマライ できない 1 シアナン は、中央のマライ できない 1 シアナン は、中央のマライ できない 1 シアナン は、中央のマライ できない 1 エエルの 1 日本		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

# (14)空気ボンベ加圧に係る判断基準の検討について ○判断基準に係る検討 プルーム放出後における緊急時対策所内の空気ボンベ加圧等の

希ガス侵入防止対応は、要員の被ばくに影響するため、素早い判断 と操作が必要となる。

大飯発電所3/4号炉

緊急時対策所は屋外にあり、このような状況では、緊急時対策所 の放射線防護上の希ガス対策としては、ボンベ加圧の必要性が高い 大規模な格納容器破損による大量の希ガス放出を検知することが 重要である。

また、可搬型空気浄化装置の空気取入れ口から緊急時対策所に空 気が供給されるまで時間差があることを利用すれば、屋外に設置し た緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示の上昇をとらえて空気ボン べで加圧すれば、放射性物質の侵入を防ぐこともできる。

このような観点から、空気ボンベ加圧に係る判断基準を検討す る。

### ○判断に係わる各パラメータ

- ① 格納容器圧力 :
- ・大規模な放射性物質の放出を検知し、早めに加圧するため、格 納容器圧力の急減事象を判断材料の一つとする。
- ② 気象観測装置 風向 :
  - ・プルームの方向が緊急時対策所方面か否か、ボンベ加圧を中断 してよいかどうかの判断材料として有効である。
- ③ 緊急時対策所外可搬型 コリアモニタ
  - ・緊急時対策所の直近の屋外のモニタリング設備で、緊急時対策 所に接近するプルームを検出する指標としては最も効果的な♪ ものである。
  - ・緊急時対策所に空気を供給する取入れ口の付近の放射性物質 の濃度を直接的に測定しており、緊急時対策所に放射性物質を 侵入させない最終的な判断材料となる。
  - ・小規模な格納容器破損による少量の放射性物質の放出は、緊急 時対策所に到達するまでに濃度が低減することが考えられる ため、緊急時対策所外可搬型エリアモニタによる検知が有効で ある。
- ④ 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ
  - 緊急時対策所外可搬型エリアモニタによる検知や判断が遅れた場合 等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定 する。

# (14) 空気ボンベ加圧に係る判断基準の検討について

a. 判断基準に係る検討

プルーム放出後における緊急時対策所内の空気ボンベ加圧等の希 ガス侵入防止対応は、要員の被ばくに大きく影響するため、素早い 判断と操作が必要となる。

泊発電所3号炉

加圧に係る判断は、様々な指標を確認し、検討するといった時間 的猶予が少ないことから、計測可能でありシンプルかつ明確な判断 基準とする必要がある。

これらを踏まえ、加圧判断基準の主たるパラメータをモニタリン グポスト、モニタリングステーション、3 号炉原子炉格納容器を囲 むように設置する可搬型モニタリングポスト、3 号炉原子炉格納容 器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポスト並びに 緊急時対策所可搬型エリアモニタとする。

- b. 判断に係る各パラメータ
- ① 格納容器圧力

大規模な放射性物質の放出を検知し、早めに加圧するため、格納 容器圧力の急減事象を判断材料の一つとする。

② 気象観測設備(風向)

プルームの方向が緊急時対策所方向か否か、ボンベ加圧を中断し てよいかどうかの判断材料として有効である。

- ③ モニタリングポスト、モニタリングステーション、3 号炉原子炉 格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト
  - 緊急時対策所の屋外のモニタリングポストで、原子炉格納容器 を囲むように設置していることから緊急時対策所に接近するプ ルームを検出する指標として最も効果的なものである。
  - ・必ずしも風下軸上に緊急時対策所が位置するとは限らないため 指示値が上昇傾向でピークとなる前が早めのボンベ加圧のタイ ミングとして適当である。
- ④ 3 号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モ ニタリングポスト

緊急時対策所の直近の屋外のモニタリングポストで、③と同様に ■緊急時対策所に接近するプルームを検出する指標としては最も効果 的なものである。

⑤ 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 加圧判断に係る最終的な判断の指標となる。

# 設備の相違

泊はプルームの接近を複 数箇所に設置する可搬型も ニタリング。ポスト等により行う が、緊急時対策所に接近す るプルームを検出すると いう目的に相違はない。

差異理由

記載表現の相違

記載内容の相違

泊はプルーム通過方向と 緊急時対策所の位置関係 の視点で記載したもので あるが、緊急時対策所内の 可搬型モニタによる検知 に先立って屋外の線量率 上昇を検知でき、プルーム 検知に効果的であるとい うことには相違ない。

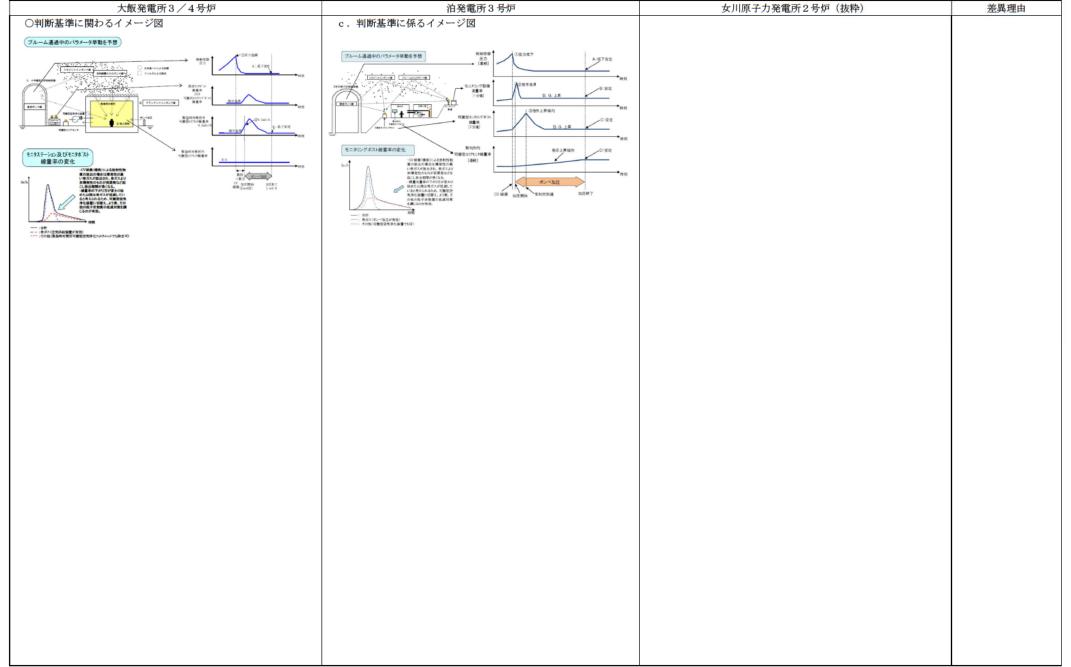
記載表現の相違

表現に差異はあるが、対策 所内に設置する可搬型エ リアモニタは加圧判断に 係わる最終的な指標とし ており、相違ない。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1) 大飯辛電所

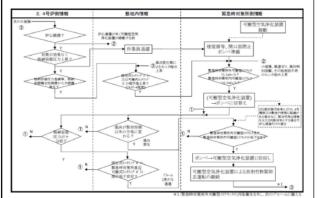


泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

# 大飯発電所3/4号炉

○加圧判断フロー

【前提条件:事故進展中、緊急時対策所内の体制確立済、緊急時対 策所外可搬型エリアモニタ設置済】



○状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

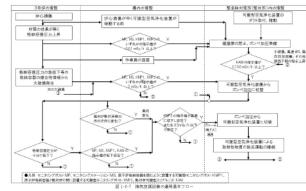
以下のパラメータを監視し、緊急時対策所外の状況及び緊急時対 策所における各種操作を判断する。

数視パラメーチ 状況フロー (94)	プラント状況 (CV圧力等)	気象情報 (風向・風速等	国定に対け、設備。 可搬式に対けずまな		緊急時対策所內 可撤型397₹29
が心状況機能	O 状況把握	△ 状院把握	△ BG把照	△ BG把报	△ 状況把握
横内投射線1~14上昇	の から状況等確認	△ 状形把糊	0.1mSvhsLt	△ BG把報	△ 状況把提
その他育員 一時退避	-	-	② 近遊い-検討・判断	-	-
プルーム放出	© CV圧力急減等	O 風向監視	O 変化監視	○ 監視強化	○ 監視強化
緊急終対策所が向に拡散 基本対応 その他要別	(4880)	7 年上为	向の情報	○ 監視強化	監視強化
類急対応	(総統)	-	-	0.1mSvhSLE	○ 0.5mSvh以上
空気ポンペ加圧 絵気ドンド 開止、アル停止	(放射性物質侵入	前に空気ボンベ加	圧するため、緊急料	的复数形式 1975年	学(値に変化なし)
老47人连进	-	O 状况把關	① 61/7影響分低下	· 監視強化	○ 監视強化
ま'ンパ→テャン (風肉変化)	-	◎ 風向変化	-	① 低下安定	低下安定
が>パ→3y2 (ア k−λ通道)	CV圧力低下安定	-	① 似下安定	低下放定	⑥ 低下安定
是外作業再開	O 状例把握	长衣把握	<ul><li>○ 作業管理用環境 線量として監視</li></ul>	-	-

◎:判断の主たるペラチ+、○:判断のための補助的なペラチ+、△:秋花確認等として参考的に確認するペラチ+、( ) :幾件の結果を確認するペラチ

# 泊発電所3号炉 d.加圧判断フロー

【前提条件:事故進展中,緊急時対策所内の体制確立済み,可搬型 モニタリングポスト設置済み】



e. 状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

以下のパラメータを監視し、緊急時対策所の状況及び緊急時対策 所における各種操作を判断する。



女川原子力発電所2号炉(抜粋) 差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



製造時以前所では広開始

図3.2-14 緊急時対策所加圧散備(空気ボンベ)による 加圧判断のフローチャート

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

# 第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所	f3/4号炉	泊多	<b>论電所3号</b> 炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
○判断基準値の考え方		f . 判断基準値の考え方			
判断基準値	考え方	判断基準値	考え方		・設備名称の相違
	考え方 ・空気ボンベ加圧に係わる準備 (操作要員配置やパラメータ監視など)を行うために指標として設定する。 ・平常時における発電所様内のパックグラウンド (概ね数十 nGy/h 程度)よりも十分に高い値とすることで、誤判断を防止する。 ・構内の代表的な固定モニタリング設備・可搬式モニタリングポストにおいて、ブルーム放出苗 (炉心損傷線、スカイシャイン線量 (大飯3号、4号の2基分)を評価した結果、数mSv/hであり確実に判断できる。	判断基準値 モニタリング ポスト、モニタリングステーション、可 乗型モニタリングステーション、可 搬型モニタリングボスト (原子炉格納 容器と緊急時 対策所と側8箇 所,海側3箇 所)	考え方 ・空気ボンベ加圧に係る準備(操作要員配置やパラメータの監視強化等)を行うための指標として設定する。 ・平常時における発電所構内のバックグランド(概ね数+nGy/h程度)よりも十分に高い値とすることで,誤判断を防止する。 ・モニタリングボスト、モニタリングズスト(原子炉格納容器と緊急時対策所との間,陸側8箇所,海側3箇所)において、ブルーム放出前(炉心損傷後、原子炉格納容器破損前)の直接線・スカイシャイン線の泊3号炉1基分を評価した結果、最低で約0.017 mSy/h程度であり確		・設備名称の相違 ・判断基準値の相違 判断基準を設定するうえ で考慮する対象号炉や発 電所構内のバックグラウ ンドの状況等により判 基準値は異なるものの、活 る号炉の状況に応じて 定した判断基準であり、が 射線防護上の問題となら ない。
(b) 緊急時対策所外 0. 1mSv/h 以上 可搬型エリアモ ニタ	・何らかの原因により、緊急時対策所への空気を供給している可搬型空気浄化 装置上流側の緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、空気ボンベに切替えて放射性物質の緊急時対策所への侵入を防止する指標として設定する。	5 mGy/h 以上 【判断レベルⅡ】	実に判断できる。 ・ 希ガス等の侵入防止(空気ボンベ加圧、ファン停止等)を行うための指標として設定する。 ・ 判断レベル I (0.01 mGy/h) よりも十分に高くブルームが放出されるまでの間で発電所構内の線量率が最大となる線量率よりも高い線量率とすることで、誤判断を防止する。 ・ モニタリングボスト、モニタリングステーション、可撤型モニタリングボスト (原子炉格納容器と緊急時対策所との間、陸側86m所、海側3箇所」とないて、ブルーム放出前(炉心損傷後、原子炉格納容器破損前)の直接線・スカイシャイン線の泊3号炉1基分を評価した結果、最高で約3.5 mSv/h 程度であり確実		・記載表現の相違 ・記載内容の相違 線量率の上昇を確実に半 断できる具体定な数値を 設定している。
(c) 緊急時対策所内 0. 5mSv/h 以上 可搬型エリアモ ニタ	・緊急時対策所外可搬型エリアモニタによる検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うために最終的な指標として設定する。 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタにおける4基分の直接線・スカイシャイン線量を評価した結果、数μSv/hであるため無視できる。 ・被ばく防護上は希ガス侵入量を少なくする(判断基準値を低めに設定する)ことも考慮する。緊急時対策所内に希ガスが侵入した場合の線量率を評価した結果、直ちに0.5mSv/h以上となるため、速やかに判断できる。	緊急時対策所 可搬型エリア モニタ	に判断できる。 ・可振型モニタリングポスト等による検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定する。 ・緊急時対策所可搬型エリアモニタにおける泊3号炉1基分の直接線・スカイシャイン線量を評価した結果、判断レベルより3桁低い線量率であるため無視できる。 ・被ばく防護上は希ガスの侵入量を少なくする判断基準値を低めに設定する。		・評価条件の相違 泊は申請号炉である33 炉のみを対象とし評価いている。 ・記載表現の相違 泊は判断基準を低めに記定しているが、緊急時対対 所内に希ガスが侵入してきた場合、直ちに線量率 上昇することから速やな判断が可能である点に 同様。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)

第 34 条 緊急時対策所(別添 1) 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
○プルームの検知手段			
	石分子 電が 3 万分 本変料のうち、枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。  g. 原子が格納施設と緊急時対策所(原子が格納容器と緊急時対策所との間、陸側 8 箇所、海側 3 箇所)に位置する可能型モニタリングポストの設置場所	女川原士刀発電所 2 <b>万</b> 炉(放秤)	宏典理由
展上 選集が (2 東京 14.5m) 東急時対策所本第 (2 東京 14.5m) 東急時対策所 (2 東京 14.5m) 東京 (2 東京 14.5m	図 別1-6-8 可嫌型モニタリングポストの設置場所		

第34条 緊急時対策所(別添1)	No. 100 and one of the		₩ III III -
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
参考資料 1	参考資料		
希ガス侵入防止対策について	希ガス侵入防止対策について		
1. 希ガス侵入防止に係る基本的な考え方	1. 希ガス侵入防止に係る基本的な考え方		
1. 第次へ侵入的正に床る塞挙的な考えが	1. 1 審査ガイドに基づく対応		
(1) 概 要	(1) 概 要		
審査ガイドに基づき実施した「居住性に係る被ばく評価」では、緊	審査ガイドに基づき実施した「居住性に係る被ばく評価」では、緊		
	急時対策所の被ばく評価における放射性物質の放出継続時間(10 時間)のまた。 最初の 1 世間であずる かかけ はいっこう		
間)のうち、最初の1時間で希ガスは放出完了することとしており、 その問け、空気ボンベにより緊急時対策正内を加圧することから、柔	間)のうち、最初の1 時間で希ガスは放出完了することとしており、 その間は空気ボンベにより緊急時対策所を加圧することから、希ガス		
ガス侵入に伴う被ばくはないものとしている。	侵入に伴う被ばくはないものとしている。		
このため、実運用においても、放出されたプルームが緊急時対策所	このため、実運用においても放出されたプルームが緊急時対策所へ		
へ到達する前にプルームを検知し、必要な判断を行い、希ガス侵入防			
止に必要な対応を行うこととする。   なお、審査ガイドに基づく対応の検討にあたっては、被ばく評価条	に必要な対応を行なうこととする。 なお、審査ガイドに基づく対応の検討にあたっては、被ばく評価条		
件と同様、放射性物質放出開始までの間(審査ガイドでは24 時間)、	件と同様、放射性物質放出開始までの間(審査ガイドでは24 時間)		
原子炉格納容器は破損しないものとしている。	原子炉格納容器は破損しないものとする。		
(2) 基本対応	(2) 基本対応		
プルーム放出後における緊急時対策所内の空気ボンベ加圧等の希 ガス侵入防止対応は、緊急時対策所内にとどまる要員の被ばくに影響	プルーム放出後における緊急時対策所の空気ボンベ加圧等の希ガス 侵入防止対応は、緊急時対策所にとどまる要員の被ばくに大きく影響		
するため、素早い判断と操作が必要となる。	するため、素早い判断と操作が必要となる。		
緊急時対策所は屋外にあり、このような状況では、緊急時対策所(の	加圧に係る判断は,様々な指標を確認し検討するといった時間的な		200,000 000-000-000-000
放射線防護上の希ガス対策としては、ボンベ加圧の必要性が高い大規	猶予がないことから計測可能でありシンプルかつ明確な判断基準とす		・記載内容の相違
模な格納容器破損による大量の希ガス放出を検知することが重要である。	る必要がある。		緊急時対策所内の加圧判 断に関わる考え方につい
また、可搬型空気浄化装置の空気取入れ口から緊急時対策所に空気			断に関わる考え方につい て泊3号では明確な判断
が供給されるまで時間差があることを利用すれば、屋外に設置した緊			基準を設定し、緊急時対応
急時対策所外可搬型エリアモニタの指示の上昇をとらえて空気ボン			中でも速やかな判断をす
べで加圧すれば、放射性物質の侵入を防ぐこともできる。			ることとしている。
これらを踏まえた加圧判断及びその対応(基本対応) を以下に示す。	これらを踏まえた加圧判断及びその対応(基本対応)を以下に示す。		
7.6			!
			!

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)	旧発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表	r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
a. 準備体制	a. 加圧準備(判断レベルI)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
空気ボンベ加圧に係る準備として、プルーム放出前(炉心損傷後、	空気ボンベ加圧に係る準備として, プルーム放出前(炉心損傷後,		
原子炉格納容器破損前)の段階において、直接線・スカイシャイン	原子炉格納容器破損前)の段階において,直接線・スカイシャイン		
線により、発電所構内の放射線レベルが上昇した場合、操作要員配	線により発電所構内の放射線レベルが上昇し次の放射線管理設備の		
置やパラメータの監視強化を行う。	指示値が上昇した場合、操作要員配置やパラメータの監視強化を行		
	う。		
	①原子炉格納施設を囲むように8 箇所に設置されているモニタリ		<ul><li>記載表現の相違</li></ul>
	ングポスト、モニタリングステーション		利便性の観点からレベル
	②モニタリングポストおよびモニタリングステーションの設置場		【~Ⅲの名称を設定して
	所に設置する可搬型モニタリングポスト		いるが,各基準は大飯と同
	★ ③海側3 箇所に設置する可搬型モニタリングポスト		様
	④緊急時対策所に隣接し設置する可搬型モニタリングポスト		
			<ul><li>記載箇所の相違</li></ul>
b. 希ガス侵入防止対策実施	b. 希ガス侵入防止対策実施(判断レベルⅡ)		
大規模な格納容器破損に伴う格納容器圧力の急減とともに、プル	プルームが放出された場合、aの放射線管理設備の指示値が急上		
ームが放出された場合、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置	昇する。		
する緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及びあらかじめ原子炉格			
納施設を囲むように設置する固定式、可搬式モニタリングポストの			
指示が急上昇する。			
従って、格納容器圧力急減と、この指示値の上昇により、希ガス	これら指示値の変化により希ガス侵入防止対策として、可搬型新		
侵入防止対策として、緊急時対策所への空気ボンベによる加圧操	設緊急時対策所空気浄化ファンの停止,同入口ダンパの閉止,同出		
作、可搬型空気浄化装置の停止、給気ダンパの閉止及び排気ダンパ	ロダンパの調整及び空気ボンベによる加圧操作を実施する。		
の調整を実施する。			
(4) 緊急対応	(3)緊急対応(判断レベルⅢ)		
基本対応を確実に実施することで、緊急時対策所内への希ガス侵			<ul><li>記載表現、設備名称の相</li></ul>
入を防止できるが、格納容器破損の規模が小さい場合や、何らかの	ス侵入を防止できるが、万が一、各可搬型モニタリングポストによる		違
原因で緊急時対策所内に希ガスが侵入することも考えられる。	検知や希ガス侵入防止に係る判断が遅れた場合等を考慮し、希ガス侵		<u> </u>
Ma Carle Anni Maria Maria Carle Anni Anni Maria	入防止に係る最終的な判断基準を設定する。		
緊急時対策所内に希ガスが侵入した場合は、緊急時対策所内に設	緊急時対策所内に希ガスが侵入した場合、緊急時対策所内に設置し		
置する緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇する。	ている,緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が急上昇する。		
この指示変化により、直ちに希ガス侵入防止対策を実施すること	この指示値の変化により、直ちに希ガス侵入防止対策を実施するこ		
で、緊急時対策所への放射性物質の侵入を抑制することができる。	とで緊急時対策所内にとどまる要員の被ばくを抑制することができ		・記載表現の相違
	る。		
(3) 判断基準値の考え方	(4)判断基準の考え方		
希ガス侵入防止に係る判断として、準備実施についてはモニタリ			・記載表現の相違
ング設備の平常時における構内のバックグラウンドより十分に高	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		表現に差異はあるが、判断
い0.1mSv/h 以上とし、加圧操作開始については、審査ガイドに基			基準は敷地内の平時から
づくプルームからの外部被ばく線量の評価を行っており、その結果			のモニタ指示値の変化及
から誤判断防止等を考慮し、判断基準値として緊急時対策所外可搬			び審査ガイドに基づく線
型エリアモニタの0.1mSv/h 以上を設定している。	設置位置からの指示値の上昇傾向を評価し、後者については審査ガイ		量評価により決定してお
	ドに基づくプルームからの線量率の評価をすることで、その結果から		り、相違はない。

設定している。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第 34 条 緊急時対策所 (別添 1)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 1	:4.0	違(記載方針の相違)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
1.2 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへの対応	1. 2 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへの対応		
(1) 概要	(1)概要		
緊急時対策所内にとどまる要員の居住性を確保する観点で最も	緊急時対策所内にとどまる要員の居住性を確保する観点で最も考慮		
考慮すべき対応は、原子炉格納容器から放出されるプルームからの	すべき対応は、原子炉格納容器から放出されるプルームからの防護で		
防護である。	ある。		
このため、プルームが放出される可能性のある事象として、「レ	このため、プルームが放出される可能性のある事象として、「レベル		
ベル1PRA により抽出された事故シーケンスのうち、炉心損傷防止	1PRA により抽出された事故シーケンスのうち、炉心損傷防止が困難な		
が困難な事故シーケンス」への対応について考慮する。	事故シーケンス」への対応について考慮する。		
(2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンス	(2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンス		
a. 蒸気発生器伝熱管破損(複数本破損)	a. 蒸気発生器伝熱管破損 (複数本破損)		
b. 原子炉建屋損傷	b. 原子炉建屋損傷		
c. 原子炉格納容器損傷	c. 原子炉容器損傷		
d. 原子炉補助建屋損傷	d . 原子炉補助建屋損傷		
e. 複数の信号系損傷	e. 複数の信号系損傷		
f. ECCS 注水機能喪失	f. ECCS 注水機能喪失		
・ 大破断LOCA を上回る規模のLOCA	・大破断LOCA を上回る規模のLOCA		
・ 大破断LOCA+低圧注入失敗	・大破断LOCA+低圧注入失敗		
・ 大破断LOCA+蓄圧注入失敗	・大破断LOCA+蓄圧注入失敗		
・ 中破断LOCA+蓋圧注入失敗	・中破断LOCA+蓄圧注入失敗		
g. 原子炉補機冷却機能喪失	g.原子炉補機冷却機能喪失		
・ 原子炉補機冷却機能喪失+補助給水失敗	・原子炉補機冷却機能喪失+補助給水失敗		
h. 2次冷却系からの除熱機能喪失	h. 2 次冷却系からの除熱機能喪失		
<ul><li>・ 炉内構造物損傷(過渡事象+補助給水失敗)</li></ul>	・ 炉内構造物損傷 (過渡事象+補助給水失敗)		
为了1时是初展例( <b>超</b> 级争录)而约和小人风)	7° 11世紀初長國(過仅平今 1 間列加八八八八		
(3) 準備体制	(3) 加圧準備		<ul><li>記載表現の相違</li></ul>
(2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち、a. からe. の5	(2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち, a から e の5 つ		準備体制=加圧準備
つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の閉じ込め機能	の事故シーケンスについては、原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待		+ M0 (+ 40) 2002 + M0
に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため、プルー	できない場合も想定されるシーケンスであるため、プルーム放出開始		
ム放出開始までの間、原子炉格納容器は破損しないものとしてい	までの間、原子炉格納容器は破損しないものとしている1.1 審査ガ		
る1.1 審査ガイドに基づく対応のうち、a. 準備体制の考え方が成	イドに基づく対応のうちa. 加圧準備の考え方が成立しない。		
立しない。	THE ESTABLES OF THE PROPERTY O		
このため、準備体制の判断基準についてはプラント状況に応じ	このため、加圧準備の判断基準については、判断レベル【に加え、		
た判断も追加する。なお、f. からh. の6 つの事故シーケンスにつ	プラント状況に応じた判断も追加する。		
いては、原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるた	なお、fからhの6 つの事故シーケンスについては、原子炉格納容		
め、1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 準備体制は適用できる。	器の機能に期待できるシーケンスであるため、1.1 審査ガイドに基		
ON THE BEAUTICES ON THE PROPERTY OF STREET	づく対応のa.加圧準備は適用できる。		
a. プラント状況を考慮した判断基準の考え方	a. プラント状況を考慮した判断基準の考え方		
原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合に留意すべ	原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合に留意すべき		
き点は、炉心損傷が生じた後、直ちにプルームが放出される可能	点は、炉心損傷が生じた後、直ちにプルームが放出される可能性が		
性があることである。つまり、炉心損傷に伴う直接線・スカイシ	あることである。つまり、炉心損傷に伴う直接線・スカイシャイン		
ヤイン線による発電所構内の放射線レベル上昇(1.1 審査ガイド	めることである。うまり、炉心損傷に伴り直接機・ヘルインヤイン 線による発電所構内の放射線レベル上昇(1.1 審査ガイドに基づ)		
に基づく対応のa. 準備体制の判断基準)と同時に、プルームが放	線による発電所構的の放射線 ジャルエ升(1.1 番重ガイドに基づく対応の a.加圧準備の判断基準)と同時に、プルームが放出され		
出されると想定すべきであり、この場合、希ガス侵入防止措置に	ると想定すべきであり、この場合、希ガス侵入防止措置に係る加圧		
四で40公と心足りつきでめり、この場合、布みへ使入防止措置に	ると心にすっさくめり、この場合、布みへ反八的正信直に係る加圧		l

準備が整わず、希ガス侵入防止措置が遅れ、結果、緊急時対策所内

にとどまる要員の過大な被ばくが生じるおそれがある。

係る準備体制が整わず、希ガス侵入防止措置が遅れ、結果、緊急

時対策所内にとどまる要員の過大な被ばくが生じる恐れがある。

第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所 3 号炉  DB基準適合性  比較表  1	r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
このような事態を回避するためには、緊急時対策所の希ガス侵 入防止措置に係る準備体制へ移行する判断基準には、プラント状 況に応じた判断も加える必要がある。	このような事態を回避するためには、緊急時対策所の希ガス侵入 防止に係る加圧準備へ移行する判断基準については、プラント状況 に応じた判断も加える必要がある。		
b. 準備体制へ移行する判断基準(プラント状況に応じた判断) (a) 炉心損傷等による判断 中央制御室から炉心損傷が生じた(炉心出口温度350℃ 以上 かつ、原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ1×10 <sup>5</sup> mSv/ h以上)旨の連絡・情報があった場合。又は、緊急時対策所内 でのプラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、準備体制へ移行すると判断した場合 (b) 原子炉格納容器の損傷等による判断 中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡・情報 があった場合。又は、緊急時対策所内でのプラント状態監視や 屋外監視カメラによる原子炉格納施設周辺等を確認した結果、本部長が原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ、準備体制へ移行すると判断した場合	b. 加圧準備へ移行する判断基準(プラント状況に応じた判断) (a) 炉心損傷等による判断 中央制御室から炉心損傷が生じた(炉心出口温度350℃以上かつ,原子炉格納容器高レンジエリアモニタ1×10 <sup>5</sup> mSv/h 以上)旨の連絡があった場合。または緊急時対策所内でのプラント状態監視の結果,炉心損傷の可能性を踏まえ,加圧準備へ移行する必要がある場合。 (b) 原子炉格納施設の損傷等による判断 中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡・情報があった場合。または,緊急時対策所内でのプラント状態監視や津波監視カメラによる原子炉格納容器周辺等を確認した結果,原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ,加圧準備へ移行する必要がある場合。		
上記(a) 炉心損傷による判断及び(b) 原子炉格納容器の損傷等による判断を、1.1審査ガイドに基づく対応のa. 準備体制の判断基準に加えることで、原子炉格納容器バイパスを含め、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへ対応することが可能である。	上記,(a) 炉心損傷等による判断及び(b) 原子炉格納施設の損傷等による判断を1.1 審査ガイドに基づく対応のa.加圧準備の判断基準に加えることで,原子炉格納容器バイパスを含め,炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへ対応することが可能である。		
(4) 希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスに伴い放出されるプルームの量や規模については、個別に評価していないものの、審査ガイドに基づく対応を行うことで、緊急時対策所内にとどまる要員の居住性は確保される。 このため、希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準については、1.1 審査ガイドに基づく対応のうち、b. 希ガス侵入防止対策実施及び(3) 緊急対応は適用できる。	(4) 希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスに伴い放出されるプルームの量や規模については,個別に評価していないものの,審査ガイドに基づく対応を行うことで,緊急時対策所内にとどまる要員の居住性は確保される。 このため,希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準については,1. 1 審査ガイドに基づく対応のうち,b.希ガス侵入防止対策実施(判断レベルⅡ)及び(3)緊急対応(判断レベルⅢ)は適用できる。		

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)

第 34 条 緊急時対策所(別添 1)		And the state of t	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
1.3 非同時発災への対応			・記載内容の相違
(1) 概 要			泊の申請対象号炉は3号
審査ガイドに示される2 基同時発災という厳しい事態に対応す			炉のみであるため非同時
るため、緊急時対策所は、審査ガイドに示す放射性物質の放出継			発災を考慮しない。
続時間である10 時間を想定し、必要な設備及び運用を整備してい			
<b>వ</b> 。			
一方、実運用上は、現実的な対応として2 基の放出タイミング			
がずれる非同時発災についても考慮しておく必要があることか			
ら、対応について自主的に検討する。			
(2) 非同時発災における放出の想定			
放射性物質の放出継続時間については、審査ガイドに示すとお			
り2 基で10 時間を考慮することが妥当である。			
放出について現実的な想定をおき、タイムリーなボンベ加圧と			
フィルターを有する可搬型空気浄化装置を組み合わせて対応する			
のが現実的である。			
例えば、			
①ボンベ加圧は、フィルターで除去されない希ガスに対して有			
効な対策であるため、相対的に早い希ガスの放出タイミング			
に合わせて加圧することが考えられる。			
例えば、NUPECのPCCV実証試験のような大規模過圧			
破損の試験では大きな放出率 (850%/日⇒100%/3時間) にな			
ることが示されているため、破損初期の3時間程度をボンベ			
加圧で抑えれば、残りの時間は可搬型空気浄化装置でよう素			
やその他核種を抑えることが可能である。			
②希ガスに限らず、プルーム状の放射性物質は、風の吹く方向			
に移動するため、緊急時対策所側に風が吹かない場合は、ボ			
ンベ加圧を行わず、慎重に気象や周囲の放射線のデータの監			
視を継続することが考えられる。			
例えば、2010年気象(被ばく評価に使用)によると、3,4号炉か			
ら緊急時対策所への風向の出現頻度は年間約2.4%であり、また、			
緊急時対策所側に継続して風が吹く確率も小さいため、風向が緊			
急時対策所側でなくなれば、ボンベ加圧を中断できる。			
また、緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が上昇した			
場合における、可搬型空気浄化装置から空気ボンベ加圧に切替手			
順は、放射性物質を侵入させず、かつ短時間で可能であり、こま			
めでタイムリーな加圧が可能である。			
これらの、現実的な想定に基づき、タイムリーなボンベ加圧を			
行うことにより、仮に非同時発災を想定しても対応が可能であ			
<b>ప</b> 。			
なお、ボンベ加圧時間は、前述の放出継続時間10時間に加			
え、以下の要因を加味し、前後に1時間の余裕を考慮して、約1			
2時間の加圧可能時間を確保し、放射性物質侵入抑制を図ること			
とする。			

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)

第34条 緊急時対策所(別添1)			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
・気象条件によりボンベ加圧の判断が早まった場合。			
・加圧終了後に可搬型空気浄化装置の給気源を外気に繋ぎかえ			
る作業の時間。			
の上来の元中で			
(a) the state (// ph. a. du) for the Ma			
(3) 非同時発災時の判断基準			
2 基の放出タイミングがずれる非同時発災においても、個々の			
放出に対しては、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへの対応			
を考慮した判断基準を用いることで、確実な希ガス侵入防止対策			
は可能である。			
(4) 非同時発災時の換気設備操作			
2 基の放出タイミングがずれる非同時発災においても、個々の			
放出に対する換気設備の操作に変わりはない。			
また、可搬型空気浄化装置のフィルタユニットは遮蔽を有する			
設計としているため、1ユニット分のプルーム通過後にフィルタ			
ユニットの切替え等は必要ない。			

第 34 条 緊急時対策所(別添 1)	们完电例 3 万炉 DD 基準適合性 比較浓 1	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
2. 希ガス侵入防止対策に係る判断基準 (まとめ)	2. 希ガス侵入防止対策に係る判断基準(まとめ)		
(1) 準備体制へ移行する判断基準	(1) 加圧準備へ移行する判断基準		
(a) 発電所構内の放射線レベル上昇よる判断	a . 発電所構内の放射線レベル上昇による判断		
プルーム放出前(炉心損傷後、原子炉格納容器破損前)の段	プルーム放出前(炉心損傷後,原子炉格納容器破損前)の段階に		1.00.00.000.000.000
階において、直接線・スカイシャイン線により、発電所構内の	おいて,直接線・スカイシャインにより発電所構内の放射線レベル		・記載表現の相違
放射線レベルが上昇し、原子炉格納施設を囲むよう設置する可	が上昇し、次の放射線管理設備の指示値が上昇し、0.01mGy/h とな		・判断基準値の相違
搬式モニタリングポスト又は固定式モニタリングポストのう	った <mark>場</mark> 合		
ち、複数台が0.1m S v / h となった場合			
	①原子炉格納施設を囲むように8 箇所に設置されているモニタリ		
	ングポスト、モニタリングステーション		
	②モニタリングポストおよびモニタリングステーションの設置場		
	所に設置する可搬型モニタリングポスト		
	③海側3 箇所に設置する可搬型モニタリングポスト		
	④緊急時対策所に隣接し設置する可搬型モニタリングポスト		
(a.) In a lift Manage of the United	and the second s		
(b) 炉心損傷による判断	b. 炉心損傷による判断		
中央制御室から炉心損傷が生じた ( 炉心出口温度350℃以上	中央制御室から炉心損傷が生じた(炉心出口温度350℃以上かつ,		
かつ、原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ1×10 <sup>5</sup> mSv/	原子炉格納容器高レンジエリアモニタ1×10 <sup>5</sup> mSv/h 以上)旨の連絡		
h 以上)旨の連絡・情報があった場合。又は、緊急時対策所内 でのプラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏	があった場合。または緊急時対策所内でのプラント状態監視の結果, 炉心損傷の可能性を踏まえ、加圧準備へ移行する必要がある場合。		
まえ、準備体制へ移行する必要があると判断した場合	が心頂傷の可能性を踏まれ、加生中開へ参119 る必安かめる場合。 		
また、中個体制へ移119る必要があると刊例した場合	c. 原子炉格納施設の損傷等による判断		
(c) 原子炉格納施設の損傷等による判断	中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡・情報があ		
中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡・情報	った場合。または、緊急時対策所内でのプラント状態監視や津波監		
があった場合。又は、緊急時対策所内でのプラント状態監視や	視カメラによる原子炉格納容器周辺等を確認した結果、原子炉格納		
屋外監視カメラによる原子炉格納施設周辺等を確認した結果、	容器損傷等の可能性を踏まえ、加圧準備へ移行する必要がある場合。		
本部長が原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ、準備体制へ			
移行する必要があると判断した場合	(2) 希ガス侵入防止対策を実施する判断基準		
	次のいずれかとなった場合, <b>直ちに緊急時対策所の換気を可</b> 搬型新		
(2) 希ガス侵入防止対策を実施する判断基準	設緊急時対策所空気浄化装置から隔離すると共に、ボンベ加圧装置に		
原子炉格納容器圧力の急減とあいまって、下記のいずれかとな	よる加圧へ切り替える。		・記載表現の相違
った場合、直ちに緊急時対策所の換気を可搬型空気浄化装置系か			
ら隔離するとともに、空気供給装置(空気ボンベ)による加圧へ	・次の放射線管理設備の指示値が上昇し, 5 mGy/hとなった場合。		And the second design of the second second
切り替える。	①原子炉格納施設を囲むように8 箇所に設置されているモニタリ		・判断基準値の相違
・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h以	ングポスト、モニタリングステーション		
上となった場合。	②モニタリングポストおよびモニタリングステーションの設置場		
・緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が0.5mSv/h以	所に設置する可搬型モニタリングポスト		
上となった場合。	③海側3 箇所に設置する可搬型モニタリングポスト		
	④緊急時対策所に隣接し設置する可搬型モニタリングポスト		
	・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.100mSv/h 以上と		
	なった場合。		

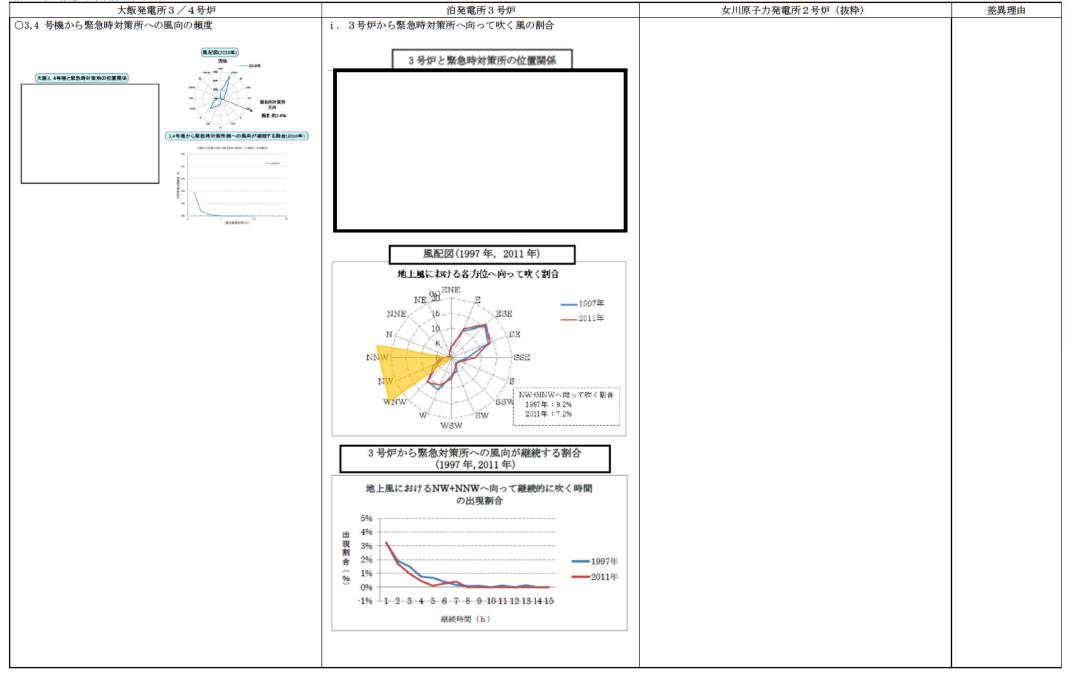
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1) 大飯発電所3/4号炉 差異理由 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉(抜粋) ○ボンベ加圧時間 h. ボンベ加圧時間 濃度 希ガス:1 時間 放出学動の想定 EMINE D よう素, その他核種:10時間 審査ガイドの ブルーム通過後に 可能型空気浄化装置の 給気源を外気に 設ぎかえる作業 【約2分】 審査ガイド の放出継 終時間: 1(時間 策象条件により プルーム移動が遅く 早めに加圧する恐れ 【数分】 放出継続時 間:10時間 地震後のひび割れ による漏えいの増分 (総時間の約1%程度 ボンベ加圧 加圧・ プルーム移動は数分 10時間 加圧前後に会格を加味して12時間の加圧が可能とする 3号炉 原子炉 格納容器 堅対所内 ③ブルーム通過後にボン 可搬型エリアモニタ ベ加圧から可搬型空気浄 化装置の給気源を外気に ①気象条件によりブルー 切替える操作(約5分)に ム移動が遅く早めに加圧 する場合の防御(数分) おける防護 加圧 状況 ②大規模損壊前に炉心 損傷段階から放射性物 質が進入するおそれに 対する備え (約0.5時間相当分) 10時間 ボンベ加圧の所 要時間は短時間 加圧前後に余裕を加味し12時間の加圧を可能とする | 図 1-6-9 ボンベ加圧時間の考え方 (イメージ)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1) 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉(抜粋) 差異理由 ○現実的なプルーム想定に対する現実的なボンベ加圧 必要な ポンベ継続時間 ブルーム発生の想定と対応 審査ガイドの想定: -10時間継続 -2基同時 10時間 ・10時間の想定 で対応可能であ るが、ポンペのズ レやオミングのズ レや後の措置を考 慮し2時間の余 裕を見込み12時 間分を用意する。 希ガスは相対的に早い 緊急時対策所側への風向 が継続しない(長くて5時間 の場合) ポンベは 希ガス対策

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理師
	(15) 可搬型空気浄化装置の保管場所		・記載方針の相違
	図に可搬型空気浄化装置及び配置場所を示す。		フィルタの保管
	可搬型空気浄化装置のフィルタは高線量になるため、遮蔽機能を		いて記載した。治
	有し且つ緊急時対策所から距離を置いた空調上屋に設置して、予備		における積雪等
	機に切替が可能なようにする。		件も考慮し、屋外
			専用の空調上屋
			ルタ予備も含め
	緊急時対策所への可搬型空気浄化装置の接続部は平常時から接続		る。
	できるようにしておき、事故が起こってから仮設にて接続し使用で		
	きるようにする。		
	[(1:0)]		
	D HIE		
	⇒ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
	〇州和守治 ファン : 銀703×機 800×第 1055 7045-0-1 機 120×機 200・英 2109		
	「パターリー (m. 1200 m. m. 1200 m.		
	○フィケラニンド (		
	図 別1-6-10 可限至空気浄化装置の保管場所		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

(女川	別添 1	<ol> <li>4換気空調設備及び加圧設備(4) c.</li> </ol>	

# c. フィルタ性能

# (a) フィルタ捕集効率

緊急時対策所非常用フィルタ装置の高性能エアフィルタ及び チャコールエアフィルタの捕集効率を表2.4-2に示す。フィルタ 捕集効率は, 定期的に性能検査を実施し, 総合除去効率が確保さ れていることを確認する。

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

設備名称の相違

差異理由

表 2.4-2 緊急時対策所非常用フィルタ装置のフィルタ捕集効率

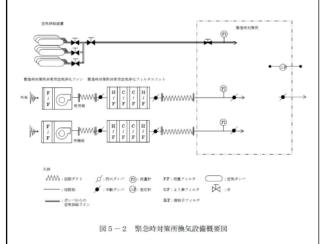
種類	単体捕集効率[%]	総合除去効率 [%]
高性能エア フィルタ	99.97 (0.15 μ mPA0 粒子)	99.99 (0.5μ mPAO 粒子)
チャコール エアフィルタ	96.0(相対湿度70%以下)	99.75 (相対湿度 70%以下)

# (15)除去効率

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、微粒子フィル タとよう素フィルタを直列に配列する。除去効率は下表のとおり。

大飯発電所3/4号炉

名称		緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	
種類	-	徴粒子フィルタ	よう素フィルタ
除去効率	%	99.99 以上 (0.7μm 粒子)	99.75 以上



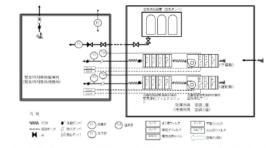
(16)除去効率

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、微粒子フ ィルタとよう素フィルタを直列に配列する。除去効率は下表のとお

泊発電所3号炉

表 別1-6-11 フィルタ除去効率

名 称			可搬型新設緊急時対策所	空気浄化フィルタユニット
	種 類	-	徴粒子フィルタ	よう素フィルタ
効率	単体除去効率	%	99.97以上 (0.15μm粒子)	95以上 (有機よう素) 99以上 (無機よう素)
部	総合除去効率 (フィルタ2段)	%	99.99以上 (0.7μm粒子)	99.75以上(有機よう素) 99.99以上(無機よう素)



(生) 上図に示す概略系統は、「緊急時対策所指揮所と指揮所用空間上屋」及び「緊急時対策所待機所と待機所用空間上屋」共に 同じ系統構成であるため、共通の図として示している。

図 別1-6-10 緊急時対策所 換気設備概要図

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

## (16)除去性能及び使用期間

- a. 除去性能は以下で確認し維持する。
- ・ 微粒子フィルタ除去効率:メーカー試験成績書による確認

大飯発電所3/4号炉

- ・よう素フィルタ除去効率:メーカー試験結果及び定期取替
- ・フィルタ組込時の漏えい率検査結果に基づく除去効率:メーカ 一試験結果及び定期取替
- b. 格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策 所(への影響量(よう素粒子約0.014g 放射性微粒子約0.21g)に 対し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは十分な吸 着能力(よう素粒子約224g、放射性微粒子約1000g)がある。
- c. 緊急時対策所非常用空気浄化ファンの入口には「前置フィルタ」 を設置していることから、粉塵などの影響により、緊急時対策所 非常用空気浄化フィルタユニットが目詰まりすることはない。
- d. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、よう素粒子 及び放射性微粒子に対して十分な吸着能力があること、粉塵など の影響によりフィルタの目詰まりはないことから、フィルタの差 圧が過度に上昇することはない。
- e. よって、プルーム通過中の使用に加えて、その後の長期間の使 用が可能である。

	想定放出量※1	吸着能力※2
よう素粒子	約 0.014g	約 224g
放射性微粒子	約 0.21g	約 1000g

※1:格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所へ到達する量 ※2:緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの吸着能力

# (17)除去性能及び使用期間

- a. 除去性能は、以下で確認し維持する。
  - ・ 微粒子フィルタ除去効率:メーカー試験成績書による確認

泊発電所3号炉

- ・よう素フィルタ除去効率:メーカー試験結果及び定期取替
- ・フィルタ組込時の漏えい率検査結果に基づく除去効率:メーカ 一試験結果及び定期取替
- b. 格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策 所への影響量(よう素粒子約1.1mg放射性微粒子約310mg)に対し、 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは十分な吸着 能力(よう素粒子約120g,放射性微粒子約700g)がある。
- c. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの入口には「平型フィ ルタ」及び「火山灰フィルタ」を設置していることから、粉塵な どの影響により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニ ットが目詰まりすることはない。
- d. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、よう素 粒子及び放射性微粒子に対して十分な吸着能力があること、粉塵 などの影響によりフィルタの目詰まりはないことから、フィルタ の差圧が過度に上昇することはない。
- e. よって、プルーム通過中の使用に加えて、その後の長期間の使 用が可能である。

表 別1-6-12 粒子吸着量

	想定放出量	吸着能力
よう素粒子	約1.1mg	約120g/段
放射性微粒子	約310mg	約700g/段

※1:格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所へ到達する量 ※2:可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの吸着能力

# (女川 別添1 2.4換気空調設備及び加圧設備(4)c.より)

(b) フィルタ保持容量

緊急時対策所非常用フィルタ装置は,緊急時対策所の居住性確 保の要件である東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相 当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、緊急時対策 所非常用送風機が吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持 容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計 とし、居住空間の汚染のおそれはない。

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

放射性物質等の想定捕集量と緊急時対策所非常用フィルタ装 置の保持容量を表2.4-3に示す。

## 表 2.4-3 放射性物質等の想定捕集量と緊急時対策所非常用フィルタ装置の 保持容量

	71-7 7 10 100	
種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量
高性能エアフィルタ	約0.1g	約 370g/台
チャコールエアフィルタ	約 0.7mg	約 1.7g/台

### (c) チャコールエアフィルタ使用可能期間

チャコールエアフィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を 吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する (以下「ウェザリング」という。)。

緊急時対策所非常用フィルタ装置に用いるチャコールエアフ イルタ (TEDA共添着炭 (TIF814)) について、ロットの異なる3 種の濾材にて高湿空気に1年、2年間連続通気した状態でのウェ ザリングの影響を確認した結果を表2.4-4および図2.4-11に示 す。図2.4-11より、ベッド厚2インチにおいて単体捕集効率は、 365日(運転時間:24時間/日×365日=8,760時間)以上96,0%以 上確保可能であることから、ベッド厚2インチにてフィルタを2 段設置※することにより7日間(168時間)の連続運転において 捕集効率を99.75%以上確保することは十分可能である。

#### 設計の相違

格納容器破損時に放出さ れる放射性物質の想定量 及び緊急時対策所設置場 所の相違により影響量に 相違がある。

差異理由

・設備名称の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

into a contract to the second of the second	汨発電所3号炉 DB基準週台性 比較表 r.4.0	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
第34条 緊急時対策所(別添1)	No. 100 (1887) to 171 less		At mam. I
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
(17) フィルタの設置及び管理	(18) フィルタの設置及び管理		
緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットは、フィルタユニ			
ット自体が放射線源になることを踏まえ、緊急時対策所へ出入りす			
る要員の被ばく防護を考慮した設置位置としている。	りする要員の被ばく防護を考慮した設置位置としている。		
また、放射性物質の吸着により線量が上昇した場合は、必要に応	また、放射性物質の吸着により線量が上昇した場合は、以下のと		
じてフィルタユニットの切替など、更なる被ばく低減を図る運用を	おり被ばく低減を図る運用としている。		
行うこととしている。			・設計の相違
	・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及びフィルタユニット		換気設備を設置する専
	(以下,換気設備と言う) の設置位置は,遮蔽機能を有する空		の建屋を設置している。
	調上屋内に設置している。		急時対策所立ち上げ時
	・換気設備については,重大事故等の発生やフィルタ差圧等によ		あらかじめ予備を含め
	りフィルタユニットの切替が必要な場合,全て指揮所及び待機		系統構成を実施してお
	所にて操作可能であり、緊急時対策所を運用するための屋外に		フィルタユニット切替
	おける作業は無い。		必要となった場合に, 打
			所及び待機所から運転
換気設備の運用を表5-1に示す。可搬型空気浄化装置は、プル	なお,空調ダクト内を通過する空気は,給気側については可搬型		機を切替ることで、屋外
ーム通過前及びプルーム通過後において運転する。プルーム通過中	新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより浄化後のもので		出て空調上屋へアクセ
は、空気供給装置(空気ボンベ)を使用し緊急時対策所内の正圧を	あり、清浄な空気が通過することから緊急時対策所内で対策要員が		する必要がない。
維持する。この間、可搬型空気浄化装置は停止させるため、プルー	活動しても問題のないレベルである。		
ム通過中の過度に汚染された外気を取り込むことはない。	また、排気側についてもボンベ加圧操作後または可搬型新設緊急		
プルーム通過前後の外気の放射性物質量はプルーム通過中に比	時対策所空気浄化ファンの起動後にダンパを開放し排気することか		
べて小さくなるが、仮にプルーム通過時の外気を可搬型空気浄化装			
置で取り込みフィルタに放射性物質が付着しているとして被ばく	W <sub>a</sub>		
評価をした場合でも、緊急時対策所の十分な厚さのコンクリート遮			
厳壁及びフィルタユニットの遮蔽壁により、被ばく影響は軽微なも			
のである。			
緊急時対策所とフィルタユニットとの位置関係を図5-3及び			
表5-2に示す。			
A TO SEE ALL LAND TO BE A SECURE AS SECURE.			
表5-1 緊急時対策所換気設備の運用			

	可搬型空気浄化装置	空気供給装置 (空気ボンベ)
①ブルーム通過前	運転 [外気取り入れ]	停止
②プルーム通過中	停止	使用 [正圧維持]
③プルーム通過後	運転 [外気取り入れ]	停止

図 別 1-6-11 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット設置位置

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 9.4 冬 取刍吐分等而 (则沃 1)

第34条 緊急時対策原	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
表 5 - 2 緊急時対策所と	と直近のフィルタユニットとの位置関係			
	コンクリート遮蔽厚さ 離隔距離			
緊急対策所	950mm 約8m			
緊急時	<b>950mm</b>			
<u> 77:</u>	74/1/\$1=yh			
緊急時対策所	フィルタユニット ファン 約8m			
図5-3 緊急時対策	A-A面 所とフィルタユニットの位置関係及び遮蔽厚さ			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所 3 号炉  D B 基準適合性 比較表  r.4.0	青字:記載箇所又は記載内容の相縁字:記載表現、設備名称の相違	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
参考	【参考】フィルタユニットの切替に伴う判断基準・判断計器について		・記載内容の相違
フィルタユニットの遮蔽厚さについては、プルーム通過中は可搬	1. 判断基準		参考として記載してい
空気浄化装置を停止させ空気ボンベ加圧とするため、放射性物質	フィルタユニットの待機側への切替えについては、判断基準を		内容の相違。泊はフィル
過度に汚染された外気を取り込むことはないが、仮にプルーム通	「フィルタユニットの性能の低下」としており,フィルタ差圧の		ユニットの切替判断基
時の外気を所定の風量 (40m³/min) でプルーム通過中の10 時間に	上昇等により判断する。		を記載。
たり取り込み、フィルタがよう素及び放射性微粒子を全量吸着し	2. 判断計器		なお, 泊においても使用
(除去効率100%) と仮定した線源で緊急時対策所内の居住性に影	フィルタユニットを待機側へ切替える際の判断計器について		のフィルタは遮へい厚
を与えない遮蔽厚さとする。	は、「フィルタの差圧計等」としている。		十分に確保した空調上
なお、フィルタユニットは、ブルーム通過中及びその後の長期間	「フィルタユニットの性能の低下」を判断するものとして,フィルタ		内で放射線量が減衰す
使用の際においてもよう素及び放射性微粒子の吸着能力が低下し	の差圧計は空調上屋内の線量状況を踏まえて確認することになるが、		までの期間保管するこ
いことは別途評価している。	緊急時対策所内に設置のフィルタユニットからの給気流量計の指示値		で、緊急時対策所で活動
イルタと緊急時対策所の間には十分な遮蔽があるため、緊急時対策	の低下や緊急時対策所内圧力計(外気との差圧)の指示値の低下によ		る要員に影響を与えない
の要員がフィルタからの線量による影響を受けることはない。ま	っても、判断可能である。		
、フィルタは十分な吸着能力があるため、プルーム通過後も長期間			
わたって使用可能である。したがって、フィルタは線量に応じて交			
するが、線量が高い場合は、待機側のフィルタに切り替えた後、放			
性物質が減衰するまでの間保管した後に、交換を行うこととする。			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表	た4.0 南子: 記載簡所又は記載内容の札録字: 記載表現、設備名称の相談	違(記載方針の相違)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
【参考】フィルタ除去効率の設定について	【参考】フィルタ除去効率の設定について		
(1) 微粒子フィルタ	(1) 微粒子フィルタ		
a. 温度及び湿度条件について 可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は、発災プラント の3,4号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するよう な環境にはならない。	a. 温度及び湿度条件について 可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は、発災プラント の3号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するような 環境にはならない。		・対象号炉の相違 申請号炉である泊3号炉 のみ対象としている。以
b. 保持容量について 可搬型空気浄化装置微粒子フィルタの保持容量は試験結果より求める。 3,4号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて緊急時対策所(の可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタによって補集されるエアロゾル量は、「緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に定められる核種ごとの放出割合を用い、安定核種も踏まえて、放出された微粒子の3,4号炉格納容器から緊急時対策所までの大気拡散(希釈効果)を考慮し、全量がフィルタに補集されるものとして評価する。 ただし、緊急時対策所に流入するよう素は全量が可搬型空気浄化装置のフィルタに補集されるものとして評価する。 なお、よう素は全て粒子状よう素としている。 結果は表1-1-1上段のとおりとなり、可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタには、エアロゾルを十分に捕集できる容量があり、評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。	b. 保持容量について 可搬型空気浄化装置微粒子フィルタの保持容量は試験結果より 求める。 3号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて緊急時対 策所の可搬型空気浄化設備の微粒子フィルタによって補集される エアロゾル量は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及 び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」 に定められる核種ごとの放出割合を用い、安定核種も踏まえて、 放出された微粒子の3号炉格納容器から緊急時対策所までの大気 拡散(希釈効果)を考慮し、全量がフィルタに補集されるものと して評価する。 ただし、緊急時対策所に流入するよう素は全量が可搬型空気浄 化装置のフィルタに補集されるものとして評価する。 なお、よう素は全て粒子状よう素としている。 結果は下表上段のとおりとなり、可搬型空気浄化装置の微粒子 フィルタには、エアロゾルを十分に捕集できる容量があり、評価 期間にわたって必要な除去効率は確保できる。		・記載表現の相違
(2)よう素フィルタ 可搬型空気浄化装置のよう素フィルタは活性炭素繊維フィルタ を3枚重ねて使用されている。 可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによる有機よう素、無機よ う素及び粒子状よう素の除去効率の評価条件は、99.75%、99.99%、 99.99%を用いている。	(2)よう素フィルタ 可搬型空気浄化装置のよう素フィルタは粒子状活性炭をトレイに 充填したものであり、よう素を含んだ空気がよう素フィルタを通過 する際に、活性炭に吸着・除去される。 可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによる有機よう素、無機よ う素及び粒子状よう素の除去効率の評価条件は、99.75%、99.99%、 99.99%を用いている。		
a. 温度及び湿度条件について 可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は、発災プラント の3,4号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するよう な環境にはならない。	a. 温度及び湿度条件について 可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は、発災プラント の3号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するような 環境にはならない。		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載差異 設備を称の知識(実質的な知識な)

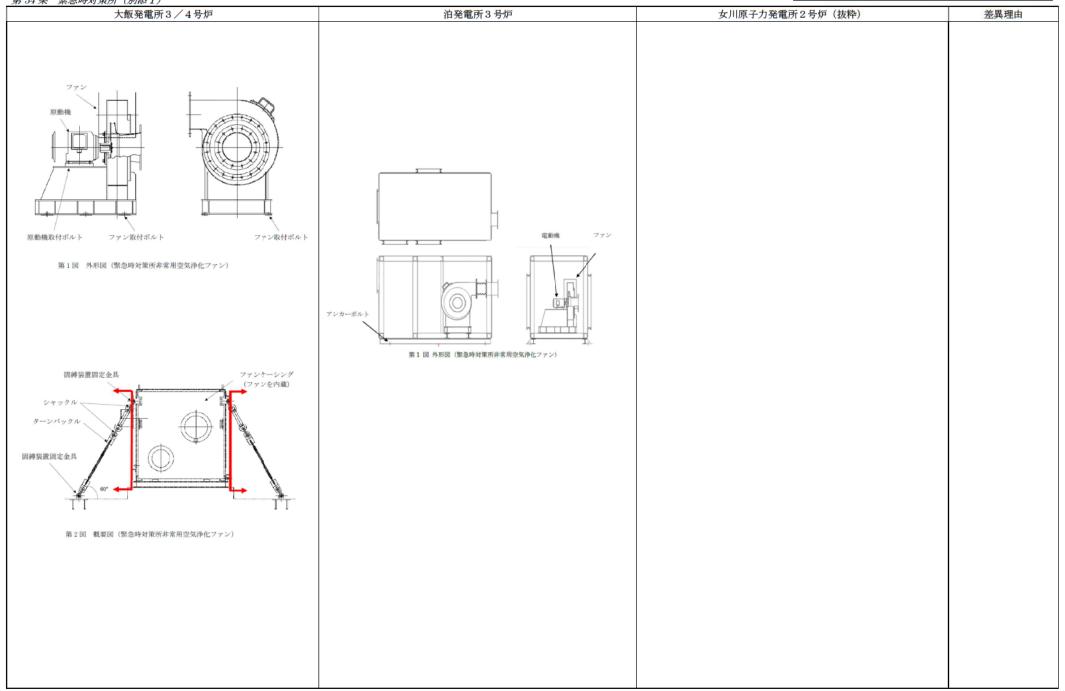
第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
b. 保持容量について 可搬型空気浄化装置よう素フィルタの吸着容量は試験結果から求める。 3,4号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによって吸着されるよう素量は、「(1)微粒子フィルタ」と同様の手法で安定核種も踏まえて評価する。 ただし、よう素の化学形態は全て元素状よう素又は有機よう素とし、緊急時対策所に流入するよう素は全量が可搬型空気浄化装置のよう素フィルタに捕集されるものとして評価する。 結果は表1下段のとおりとなり、可搬型空気浄化装置のよう素フィルタには、よう素を十分に吸着できる容量があり、評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。	b. 保持容量について 可搬型空気浄化装置よう素フィルタの吸着容量は試験結果から 求める。 3号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて3号炉の 可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによって吸着されるよう素 量は、「(1)微粒子フィルタ」と同様の手法で安定核種も踏まえて 評価する。 捕集されるよう素は元素状よう素又は有機よう素とし、緊急時 対策所に流入する元素状よう素又は有機よう素は全量が可搬型空 気浄化装置のよう素フィルタに捕集されるものとして評価する。 結果は下表下段のとおりとなり、3号炉の可搬型空気浄化装置 のよう素フィルタには、よう素を十分に吸着できる容量があり、 評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。		・記載表現の相違
表1 可樂型空気浄化装置の保持・吸着容量 種類 保持・吸着量 保持・吸着容量 微粒子フィルタ 約 0.21g 約1000g/台 よう素フィルタ 約 0.014g 約224g/台	可樂型空気浄化装置の保持・吸着容量 種類 保持・吸着音量 保持・吸着容量 微粒子フィルタ 約310 mg 約700g/段 よう素フィルタ 約1.1 mg 約120g/段		

第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 1	緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
参考資料 2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置に係る可搬型設備の採用理由について	参考資料 2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置に係る可搬型設備の採用理由につい て		
1. はじめに 緊急時対策所機能に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、電源車(緊急時対策所用)は、屋外に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。このうち可搬型空気浄化装置(緊急時対策所非常用空気浄化フィン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)については、大型設備であるが、万が一の設備の故障があった場合でも予備品と取り替えるなど柔軟性があるため、当社は可搬型設備、また、取替に当たっては重機の使用も必要なため屋外に保管する設計としている。 可搬型空気浄化装置は、可搬、常設に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と常設で構造的な差異はあるものの、その構造に応じた設計を行うことで要求仕様を満足しているため、機能・性能の観点から可搬、常設による差異はないと考える。本資料は可搬型空気浄化装置の構造、設置許可基準適合性及び可搬型設備の採用理由について整理したものである。	1. はじめに 緊急時対策所機能に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機は、屋外および空調上屋に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。このうち可搬型空気浄化装置(可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット)については、大型設備であるが、万が一の設備の故障があった場合でも予備品と取り替えるなど柔軟性があるため、当社は可搬型設備とし、緊急時対策所近傍の空調上屋に保管する設計としている。 可搬型空気浄化装置は、可搬、常設に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と常設で構造的な差異はあるものの、その構造に応じた設計を行うことで要求仕様を満足しているため、機能・性能の観点から可搬、常設による差異はないと考える。本資料は可搬型空気浄化装置の構造、設置許可基準適合性及び可搬型設備の採用理由について整理したものである。		・設計の相違 泊の可搬型空気浄化装置 及び空気供給装置は、専用 の空調上屋を設け、屋内に 設置する設計としている。
2. 可搬型空気浄化装置の構造について 可搬型空気浄化装置は、緊急時対策所非常用空気浄化ファン(送風機及び電動機)(以下「ファン」という)及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(以下「フィルタユニット」という)並びにこれらを支持する固縛装置より構成される。ファン及びフィルタユニットは可搬方式とするため、固定方法として容易に脱着可能なに固縛装置を採用するものとし、固縛装置で機器を床に固定することで耐震機能を有している。また、固縛装置を取り外すことで、ケーシングー体で取り替えることができる設計としている。(第1~4図)ファン及びフィルタユニットは、予備品との交換が容易な屋外に保管することから、機器の主要部材に耐候性に優れるステンレス材を採用し、ファンはケーシングに内蔵する設計とする。ファン及びフィルタユニットは、固縛装置を取外し、クレーン等を用いて機器の運搬、予備品との取替えを行うことが可能である。(第5図)なお、ファン及びフィルタについては、常設機器と同等の構造設計を実施しており、固定方法を除いて常設機器との差異はない。	所空気浄化フィルタユニット(以下「フィルタユニット」という)並びにこれらを固定するアンカーボルトにより構成される。ファン及びフィルタユニットは可搬方式とするため、固定方法として容易に脱着可能なアンカーボルトを採用するものとし、アンカーボルトで機器を床に固定することで耐震機能を有している。また、アンカーボルトを取外すことで、ケーシングー体で取り替えることができる設計としている。(第1~2図)ファン及びフィルタユニットは、風雪の影響を受けない空調上屋に		・設計の相違 泊と大飯で固定方法に差異はあるが、基準地震動に対して耐震性を確保する設計としており、基準適合の観点から問題はない。 ・設計の相違 泊は寒冷地雪の影響を直接 受けないよう空調上屋を設け、屋外に直接保管したい設計としている。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

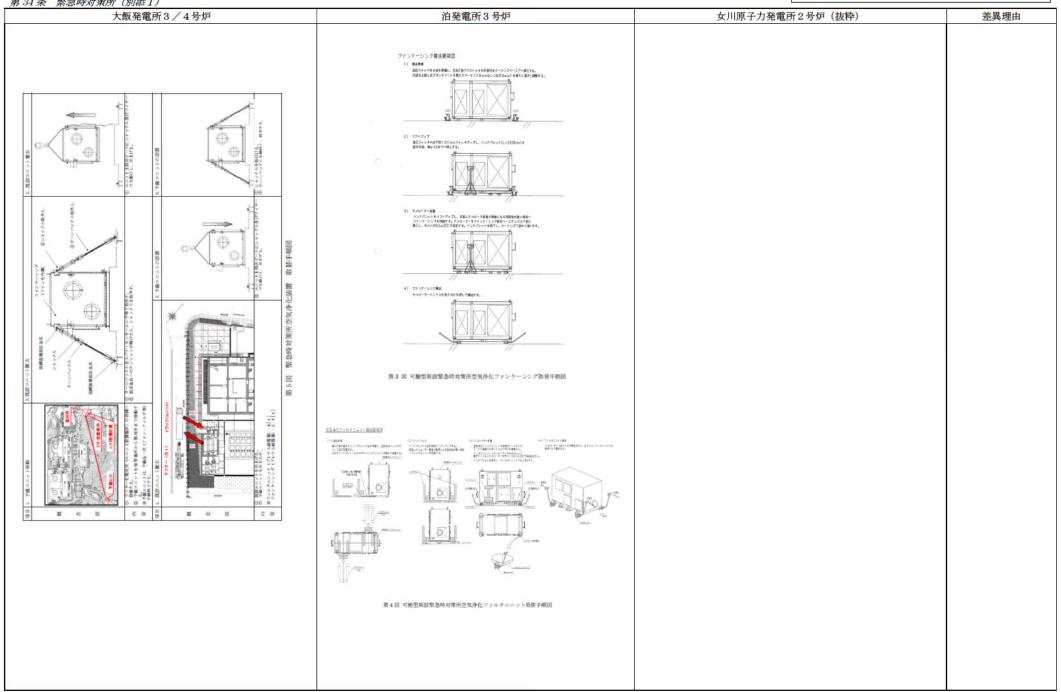
第34条 緊急時対策所(別添1)



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1) 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉(抜粋) 差異理由 微粒子フィルタ よう素フィルタ 第3回 外形図 (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット) 固縛装置固定金具 (機器側) アンカーボルト 第2図 外形図 (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット) ターンパックル 固縛装置固定金具 (基礎コンクリート側) 第4回 概要図 (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)



	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表	r.4.0   青子: 記載箇所又は記載内谷の相 緑字: 記載表現、設備名称の相違	
第34条 緊急時対策所(別添1)	No the other to the let		₩ W +W _L
大飯発電所3/4号炉 3. 可搬型空気浄化装置の設置許可基準適合性について 可搬型空気浄化装置について設置許可基準規則での要求条文は、39 条(耐震)、40条(津波)、41条(火災)、43条(重大事故等対処設 備)、61条(緊急時対策所)であり、各条文への適合方針を以下に示 す。		女川原子力発電所 2 号炉(抜粋)	差異理由
(1) 地震 (39 条) 屋外に設置するファン及びフィルタは、基準地震動Ssによる周辺 斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。 また、ファン及びフィルタの固定方法において、可搬(固縛装置)と 恒設(基礎ボルト)で構造的な差異はあるものの、固定方法に応じた 設計及び評価を行うことで基準地震動Ssによる地震力において必要な機能を保持できる設計とする。	よる周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。また、ファン及びフィルタの固定方法について、設計及び評価を行うことで基準地震動による地震力において必要な機能を保持		・設置場所の相違 ・設計の相違 泊はファン及びフィルタ ともにアンカーボルトで 固定し、評価をおこなって いる。 ・記載表現の相違
(2) 津波(40条) ファン及びフィルタを保管するエリアは、緊急時対策所建屋と同じ 〈津波の影響を受けない位置であるため、津波防護対策の必要はない。	(2) 津波 (40 条) ファン及びフィルタユニットを保管するエリアは,津波の影響を受けない位置であるため,津波防護対策の必要はない。		泊のファン及びフィルタ を保管している空調上屋 は、緊急時対策所と隣接し ており、津波の影響を受け ない位置であることから
(3) 火災 (41 条) 屋外に設置するファン及びフィルタは、不燃材料及び難燃ケーブルを使用することで火災の発生を防止するとともに、機器の固縛や複数箇所への分散配置により地震及び竜巻による火災発生防止のための配慮を行う。また、ファン及びフィルタを設置する屋外保管エリアには火災感知設備を設置し、火災感知設備により火災の感知ができる範囲に保管するとともに、屋外保管エリアの消火のため、消火器等を設置する	(3) 火災 (41 条) 空調上屋に設置するファン及びフィルタは,不燃材料及び難燃ケーブルを使用することで火災の発生を防止するとともに,機器の固定により地震による火災発生防止のための配慮を行う。また,ファン及びフィルタを設置する空調上屋には火災感知設備を設置し,火災感知設備により火災の感知ができる範囲に保管するとともに,消火設備を設置する。		差異はない。 ・設計の相違 泊は空調上屋に専用の消 火設備を設けている。
(4) 重大事故等対処設備(43条) ファン及びフィルタユニットは、緊急時対策所との接続が速やかに 行えるよう、 <mark>緊急時対策所近傍</mark> に保管する設計とするとともに、容易 に交換ができる設計とする。また、故障時及び保守点検時のバックア ップ用の2台を含めて合計3台を保管する設計とすることで、重大事 故等が発生した場合において、十分に余裕のある容量を有している。	行えるよう、空調上屋に保管する設計とするとともに、容易に交換が できる設計とする。また、指揮所と待機所に故障時及び保守点検時の		・設置場所の相違 ・設計の相違(差異理由①)
屋外に保管するファン及びフィルタは、重大事故等時における屋外 の環境条件を考慮した設計とする。地震、積雪、降下火砕物、風(台 風)及び竜巻による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	いる。  また、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、空調上屋に設置するファン及びフィルタユニットは、原子炉建屋から100m以上離隔をとる。(第5図)		・設計の相違 泊は屋外の環境条件等を 考慮し設計する空調上屋 内にファン及びフィルタ 等を保管する。直接屋外に 設置しない。 ・記載箇所の相違 大飯3/4 は次頁に記載。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0		容の相違(記載方針の相違) の相違(実質的な相違なし)
· 34 条 緊急時対策所(別添 1) 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
緊急時対策所(61条) 寛大事故等が発生した場合において、緊急時対策所への希ガス等の 対性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、 急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、 主性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線 が事故後7日間で100mSv を超えない設計とする。 また、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝 その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、屋外に設置する	(5) 緊急時対策所(61条) 重大事故等が発生した場合において,緊急時対策所への希ガス等の 放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い,緊 急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって,居 住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量 が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。	· 安川原十刀発電所25炉(抜粋)	・記載箇所の相違
アン及びフィルタは、中央制御室から100m以上離隔をとり、配置す (第6図) おお、ファン及びフィルタの起動は、事故発生の早い段階で実施で るため、早期に緊急時対策所の立ち上げが可能である。	また,ファン及びフィルタユニットの起動は、事故発生の早い段階で実施できるため、早期に緊急時対策所の立ち上げが可能である。		
電車に集曲対象機関の 運用にようかか 第四日、日からかの 電子のでは、日本のでは、 電子のでは、日本のでは、 電子のでは、 電子のでは、 電子のでは、 電子のでは、 電子のでは、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたし、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、 できたり、			

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

		大飯発	電所3	/ 4号炉

# 4. 可搬型設備の採用理由について

第1表に可搬型設備と常設設備の比較、第2表に屋内設備、屋外設備示す。

設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、可搬型設備は、<mark>屋外に保管することで、</mark>万一の故障時に一般重機を用いて容易に取り替えることができる。

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

		可搬型設備		常設設備
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	・ 固縛装置により取り外し出 来る構造	-	<ul><li>基礎ボルト等で機器を床に 固定</li></ul>
操作性	0	<ul> <li>常設設備との接続が必要ではあるが、簡便な接続規格等(フランジ接続)を用いることで容易かつ確実に接続が可能</li> <li>先行プラントと同様の設計とすることで、同じ運用が可能</li> </ul>	0	・接続等が不要
故障時の対応	0	故障時及び保守点検による 特機除外時に予備を2基有 しており、予備と一体で交換 できるため、早期後ローエニ 上が容易      おおおいます。     おおおいます。     おおおいます。     おおおいます。     おおおいます。     おおおいます。     おおおいます。     おおおいます。     おおおおます。     おおおおます。     おおおおます。     おおおます。     おおおまず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、ま	0	<ul> <li>故障時及び保守点検による 持機除外時の予備を1基有 しているが、分解点検等が必 要となる。早期後口は可能</li> </ul>
総合評価	0			0

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

		屋外設備		屋内設備		
	評価	理由	評価	理由		
特徴	-	<ul> <li>機器の主要部材に耐候性 に優れるSUS材を使用</li> <li>ファン(原動機含む)は ケーシングに内蔵することで、屋外環境に耐える 設計</li> </ul>	_	<ul> <li>ファン (原動機合む) を内 蔵するケーシングは不要</li> </ul>		
操作性	0	<ul><li>設置場所にて操作可能</li></ul>	0	<ul> <li>設置場所にて操作可能</li> </ul>		
故障時の対応	0	・ 故障時に汎用的な <u>クレー</u> ンやトラックがアクセス しやすく、分解又は持ち 出しが容易	0	<ul> <li>故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておくことが必要</li> </ul>		
環境 条件	0	・ 屋外の環境条件や自然事 象等を考慮する必要があ るが、それらに応じた設 計を行うことで機能を損 なわない設計	0	<ul> <li>建屋内に設置するため、屋 外の環境条件は考慮不要</li> </ul>		
総合 評価		0		0		

# 4. 可搬型設備の採用理由について

第1表に可搬型設備と常設設備の比較,第2表に屋内設備,屋外設備示す。

泊発電所3号炉

設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、 可搬型設備は、万一の故障時に空気浄化設備用運搬用機器を用いて容 易に取り替えることができる。

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

		可搬型設備		常設設備
	評価 理由		評価	理由
特徴		空気浄化設備運搬用機		機械基礎に基礎ポルト等
	-	器により取り出しでき	-	で機器を固定する構造
		る構造		
操作性		常設設備との接続が必		接続等が不要
		要ではあるが、簡便な		
		接続規格等(フランジ	0	
	"	接続)を用いることで	"	
		容易かつ確実に接続が		
		可能		
故障時の対応		故障時及び保守点検に		故障時及び保守点検によ
		よる待機除外時に予備		る待機除外時には予備機
		機を1基設置している		を1基設置した場合,切替
	0	ため切替が可能であ	0	が可能であるが, 分解点検
		り、一体で交換できる		等が必要となる。早期復旧
		ため早期復旧すること		は可能。
		が可能		
総合評価		0		0

# 第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

	屋外設備			屋内設備
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	機器の主要部材につい	-	機器への風雪による影響
		て屋外環境に耐える設		については考慮不要。
		計		
操作性	0	設置場所にて操作可能	0	設置場所にて操作可能
故障時の対応	0	故障時にはクレーンや	0	故障時に分解又は持ち出
		トラックがアクセスし		しのために周囲にスペー
		やすく、分解又は持ち		スを確保しておく。
		出しが容易。		
環境条件	0	屋外の環境条件や自然	0	屋内に設置するため、風
		現象等を考慮する必要		雪等の環境条件について
		があるが、それらに応		考慮不要。
		じた設計を行うことで		
		機能を損なわない設計		
総合評価	0			0

# ・設計方針の相違

泊は冬季の環境状況(積雪 等)を考慮し、屋外ではな く空調上屋内に保管する。

差異理由

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
5. まとめ 空気浄化装置(ファン及びフィルタ)は、可搬、常設、 <mark>屋内、屋外</mark> に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方 法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあ るものの、機能・性能の観点から可搬、常設、 <mark>屋内、屋外</mark> による差	5. まとめ 空気浄化装置(ファン及びフィルタ)は、可搬・常設に関わらず、 要求仕様を満たす設計としており、機能・性能の観点では可搬と常設 に差異はない。		・設計方針の相違 泊は積雪等の冬期環境条 件を考慮し、専用の建屋で ある空調上屋を設け、空調
異はない。 重大事故等対策において、万一の故障時の取替え等において柔軟性 (予備機との交換による早期復旧が可能、作業に必要な汎用のクレーンやトラックのアクセス性が良い)があることに加え、当社の先行 プラントと同様の設計とすることにより、予備機のプラント間の運 用も可能であることから、屋外可搬型設備による対策が有利である と判断し、屋外可搬型設備を採用した。	(予備との一体で交換による早期復旧が可能)があることや、冬季の 作業性の観点から屋内可搬型設備による対策が有利であると判断し、		設備が直接屋外環境の影響を受けないよう屋内に 保管する設計としている。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 差異理由 設計の相違 泊の可搬型空気浄化装置 及び空気供給装置は,専用

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉(抜粋)

参考資料3

緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて

### 1. はじめに

緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、 電源車 (緊急時対策所用) は、屋外に保管・設置する可搬型重大事故 等対処設備として計画している。

上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保 管し、重大事故等時に接続する手順としている。

本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等に ついて検討したものである。

2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用につ 2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用につ いて

緊急時対策所の屋外の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所内 及び屋外壁面は常設、屋外は容易に交換ができるよう可搬型とし、使 用時にそれらを接続する設計としている。

可搬型空気浄化装置、空気供給装置、電源車(緊急時対策所用)の 設計方針及び運用を以下に示す。

#### (1) 可搬型空気浄化装置

# a. 設計方針

屋外に保管する緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対 策所空気浄化装置フィルタユニット及び可搬ダクトは、容易に 交換ができるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口から緊急時 対策所内は常設である恒設ダクトで構成する。

屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケ ーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設で ある恒設ケーブルで構成する。

#### b. 運用

可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、緊急時対策所近傍に 保管、設置し、使用時には、緊急時対策所接続口にて常設ダク トと簡易的に接続する運用とする。接続口以外の可搬ダクトに ついては、常時接続した状態とする。

非常用空気浄化ファン等へのケーブルは、緊急時対策所近傍に 保管、設置し、使用時には、使用時には空気浄化ファン側をコ ネクタにて接続する運用とする。

ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とする。

参考資料3

緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて

#### 1. はじめに

緊急時対策所の設備のうち,可搬型空気浄化装置,空気供給装置,緊 急時対策所用発電機は、屋外及び空調上屋に保管・設置する可搬型重 大事故等対処設備として計画している。

上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保 管し, 重大事故等時に接続する手順としている。

本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等につ いて検討したものである。

緊急時対策所の屋外又は空調上屋の可搬型重大事故対処設備は、緊 急時対策所内及び屋外壁面は常設、屋外及び空調上屋は容易に交換が できるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。 可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機の設計 方針及び運用を以下に示す。

#### (1) 可搬型空気浄化装置

### a. 設計方針

空調上屋に保管する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファ ン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び 可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、緊急時 対策所空調上屋から緊急時対策所内は常設である恒設ダクト で構成する。

### b. 運用

・ 可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、緊急時対策所近 傍に保管,設置し、使用時には、緊急時対策所空調上屋に て恒設ダクトと簡易的に接続する運用とする。

の空調上屋を設け,屋内に

設置する設計としている。

理由記載を省略する。)

(以降, 同様な箇所の差異

# 設計の相違

泊の可搬型空気浄化装置 のケーブルは屋外ではな く全て建屋内に保管する。

# 設計の相違

泊の可搬型空気浄化装置 に用いる可搬ダクトは全 て空調上屋内で使用時に 接続し、常時接続する可搬 ダクトはない。

# 設計の相違

泊の可搬型空気浄化装置 のケーブルは、全て屋内に 保管し、ケーブル接続盤及 び空気浄化ファン側はコ ネクタにて常時接続した 状態とする。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	,	

# (2) 空気供給装置

# a. 設計方針

屋外に設置する空気供給装置(マニホールド等含む)及びホー スは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口 から緊急時対策所内は常設である恒設配管で構成する。

大飯発電所3/4号炉

# b. 運用

空気供給装置のホースは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、 使用時に緊急時対策所接続口にて接続する。

# (3) 電源車 (緊急時対策所用)

#### a. 設計方針

屋外に保管する電源車 (緊急時対策所用) は、容易に交換がで きるよう可搬型とする。

屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケ ーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設で ある恒設トレイで構成する。

## b. 運用

電源車(緊急時対策所用)のケーブルは、緊急時対策所近傍に 保管、設置し、使用時に接続する。

ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とし、使用 時には電源車 (緊急時対策所) 側をコネクタにて接続する。各 設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。

第1表 緊急時対策所に係る可搬型重大事故対処設備の接続方法

設備	種類	接続方法
	ダクト	フランジ接続
可搬型空気浄化装置	ケーブル	コネクタ接続
空気供給装置	ホース	カプラ接続
電源車 (緊急時対策所用)	ケーブル	コネクタ接続



### (2) 空気供給装置

### a. 設計方針

· 空調上屋に設置する空気供給装置(マニホールド等含む) 及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時 対策所内及び空調上屋の貫通部接続口は常設である恒設配 管で構成する。

### b. 運用

空気供給装置のホースは、緊急時対策所近傍に保管、設置 し、使用時に空調上屋屋外側壁貫通配管接続口および緊急 時対策所空気供給配管接続口の貫通部にて接続する。な お、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口および緊急時対策所 空気供給配管接続口に接続する可搬ホース以外のホースに ついては、常時接続した状態とする。

### (3) 緊急時対策所用発電機

#### a. 設計方針

屋外に保管する緊急時対策所用発電機は、容易に交換でき るよう可搬型とする。

### b. 運用

- 緊急時対策所用発電機のケーブルは、緊急時対策所近傍に 保管,設置し,使用時に接続する。
- · ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とし、 使用時には緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続す

各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す

設備

可樂型空気浄化設備

第1表 緊急時対策所の可勝型重大事故等対処設備の接続方法 DE TH

	空気供給装置	ホース	カプラ接続
	緊急時対策所用発電機	ケーブル	端子接続
Ę	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	型加升位置 (9 多双升位置 (9 多双升位置 (7 多双机均置 (7 多双机均置 (7)	アーブル) カース)

第1回 緊急時対策所の可搬型重大事故等対処設備の接続箇所

# 設計の相違

泊は空調上屋内に空気供 給装置(空気ボンベ等)を 設置・保管することから, 空調上屋内から上屋外壁 に恒設配管敷設し,屋外で 緊急時対策所外壁に設置 する接続口へ可搬ホース を接続し空気を供給する 設計としている。 その他空気浄化装置に接 続するホースは全て空調 上屋内での接続であり、屋 外の自然現象等の影響を 直接受けないことから常

時接続状態としている。

36:38 N 31:

フランジ接続

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
3. 設置変更許可申請書の整理		3. 設置変更許可申請書の整理			
設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設		設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計			
計方針を第2表に記載する。		方針を第2表に記載する。			
pi/ノェ: C. 力 と 女( C n山 収 ) る。		77 1 2 772	ALL HOME / DO		
			第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理		
	第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理	記載個所	記載内容		
記載箇所	記載内容	設置許可基	(緊急時対策所)		
設置許可 基準規則	(緊急時対策所) 第三十四条	準規則	第三十四条		
35 47 76 76	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場		工場等には,一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が		
	合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければな		発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の		
	らない。(以下略)		場所に設けなければならない。(以下略)		
	第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合にお		第六十一条		
	第二十四条の規定により設置される繁忽時対東所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な処置が講じられるよう、次に掲げるもの		第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生し		
	でなければならない。		た場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられ		
	<ul><li>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、</li></ul>		るよう、次に掲げるものでなければならない。 - 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることが		
	適切な措置を講じたものであること。		一 重人争収等に対処するために必要な指示を行う委員かととよることが できるよう、適切な措置を講じたものであること。		
	二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するため に必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。		二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に		
	三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために		対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。		
	必要な設備を設けたものであること。		三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡		
	(重大事故等対処設備)		を行うために必要な設備を設けたものであること。		
	第四十三条1項一号 (環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件				
	恋定される重人争似等が完全した場合におりる価度、私名称、何重モル他の使用来行において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。		(重大事故等対処設備)		
	第四十三条1項五号(悪影響防止)		第四十三条 1 項一号		
	工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。		想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他		
	第四十三条3項五号		の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮		
	地震、津波その他の自然事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し		するものであること。 第四十三条2項三号		
	た上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。		常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全		
II .	第四十三条3項七号		機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう。適切な措置を講じた		
	重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備		ものであること。		
II .	の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重 大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわ		第四十三条 3 項五号		
11	人争故に主なわてれかめる争故に対処するこのに必要な機能と同呼にてり機能が損なわ れるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。		地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテ		
	The state of the s		ロリズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置		
1			その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に		
1			保管すること。		
1					

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
正教皇所 (平成 29 【本文】 (本文】 (本文】 (本文】 (本文】 (本文】 (本文】 (本文】 (	記載復居		

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3	3 号炉 女川原子力発電所 2 号炉(抜粋)	差異理由
記載指所  (た) 環境条件  (た) 関連を主体的サルスの「東) (1 項 1 号)  成 (加)、最も、店前、生物学的多数、資料人民、近隣工局等の人民 (周電所集地内 に存在する私験からからからない。 東地大の大阪地内・変数すり必要は、 表生をかきが多数、 森林人民、近隣工局等の人民 (周電所集地内 の人民及び氏・情等のこた的事例)、有者 なみ及び理理的辞書に対して活めらいの人民及び氏・情等のこた的事例)、有者 なみ及び理理的辞書に対して活めらいの人民及び氏・情等のこた的事例)、有者 なみ及び理理的辞書に対して活めらいる大阪が出版者である。 (1 項 5 号) (1 でしては大本機能及注度資産大事を対対の投資の企業) 本地大阪がよりに、設計集体事故が対象資金に対して会が表して、 可需理 が対象資金 (位置的分数を図の 複数箇所に分散して保管する。 (3 項 5 号) の 項 7 号) ((1 1 ) 影響を対式でないよう。 以下の消費を強した設計とする。 (3 項 5 号) の 項 7 号) ((1 1 ) 影響を対式でないよう。 以下の消費を強した設計とする。 (3 月 5 号) の 項 7 号) ((1 1 ) 影響を対式でないよう。 以下の消費を強した設計とする。 (3 月 5 号) の 項 7 号) ((1 1 ) 影響を対式でないよう。 以下の消費を強した保管する。 (3 項 5 号) の 項 7 号) ((1 1 ) 影響を対式でないよう。 以下の消費を強した設計とます。 (3 年 6 号) の 項 7 号) ((1 1 ) 影響を対域である。 (1 項 5 号) の 重 ((2 1 ) 表生 (2 1 )	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	差異理由

第34条 緊急時対策所 (別添1)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 大飯発電所3/4号炉 治 発電 所 3 号 信 女川原子力発電所2号炉(抜粋) 差界理由

	大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
記載箇所	記載內容	記載個所	記載内容		
ac-ecuator.	とする。地震、積算及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計	設置変更許	1.1.10.3 環境条件等		
	とするとともに、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮	可申讀書	(1) 環境条件(p.8-1-31)		
	した保管により、機能を損なわない設計とする。また。可勝型重大事故等対処設備につい	17 T 68 E	中央制御室内,原子炉建屋内,原子炉補助建屋内,ディーゼル発電機建屋		
	ては、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の搭置をとる。(1項1号)		中、一次の時至17、ボナル・地至17、ボナル・他の地区17、フィー・ビルル・地域地区 内、燃料散扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空間上屋含む)		
設備変更許可申	[本文]				
請 (平成 30 年 7	ヌ. その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備		の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件		
月27日申請)	(3)その他の主要な事項		を考慮した設計とする。		
	(vi) 緊急時対策所 (P23~)		また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとと		
	緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により		もに、可樂型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防		
	同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計		止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。		
	とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計 とする。				
	[活付資料人]		10.その他発電用原子炉の附属施設		
	10. その他発電用原子炉の付属施設		10.9.緊急時対策所		
	10.9 緊急時対策所		10.9.2.2 設計方針(p.8-10-87~)		
	10.9.2.2 股計方針 (P8-1-3~)		緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に		
	緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により		機能喪失しないよう。中央制御室に対して独立性を有する設計とするととも		
	同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計		に、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。		
	とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計				
	とする。		10.9.2.2.1 多樣性, 多重性, 独立性及び位置的分散(p.8·10·93~)		
	10.9.2.2.1 多樣性、位置的分散 (P8-10-7~)		基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」		
	基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。		に示す。		
	緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所連載並びに換気設備と		緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所進へい並び		
	して緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニ ットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車(緊急時対策所用)からお電できる設計と		に換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設		
	ラトを有し、さらに、例れ政務の電泳を電泳車 (東心時均用が用)から発電とさら収割とする。これら3号が及び4号がの中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性		緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を		
	を確保できる設計とする。		緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対し		
	紫急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位		て独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。		
	置的分散を図る設計とする。		緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の		
	緊急時対策所非常用空気冷化ファン、緊急時対策所非常用空気冷化フィルタユニット		屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。		
	及び電源車 (緊急時対策所用) は、3 号炉及び4 号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空		
	分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。		気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散		
	緊急時対策所非常用空気停化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容		して保管することで、位置的分散を図る設計とする。		
	量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそ		
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、I 台で緊急時対策所を換気するため				
			れぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台,合計4台を保管す		
			ることで多重性を持つ設計とする。		
					l .

# 第3/条 聚角時対策所(別沃1)

	-	大飯発電所	3/45	<b></b>		泊発電所3号炉	女川原子力発電所	2号炉(抜粋)	差異理由
記載施所	代替電解股 要な容量を有 10.9.2.2.5 頁 基本方針に 無急時対策 した設計とす 無念時対策 条件は考慮し 空気供給装 場所で可能な 電源率(版):	個としての電源車(集/ するものを予備も含め 財政条件等(P8-10-11~) ついでは、「L.1.7.3 費 所非常用空気浄化ファー る所非常用空気浄化フィー た設計とする。 置は、重大事故等時に 設計とする。	急時対策所用 で3台保管 ) 競塊条件等」 から可じ ルタユニッ 屋外の環境 (事故等時に	(管することで多重性を図る設計とする。 () は、整色時対策所に給電するために必 することで多重性を図る設計とする。 に示す。 事故等時における屋外の環境条件は考慮	記載個所設置変更許可申請書	記載内容 可樂型新設繁急時対策所空気浄化フィルタユニットは、1 基で指揮所又は 持機所をそれぞれ機気するために必要な容量を有するものを各2基、合計4 基を保管することで多重性を持つ設計とする。 緊急時対策所用発電機は、1 合で指揮所、移機所それぞれに給電するため に必要な容量を有するものを予備も含めて8 台保管することで多重性を図 る設計とする。  10.9.2.2.4 環境条件等(p.8-10-97~) 基本方針については、「11.10.3 環境条件等」に示す。 可樂型新設繁急時対策所空気浄化ファンは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。 関連型新設繁急時対策所空気浄化フィルタユニットは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。 単作は設置場所で可能な設計とする。 空気保給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空間上屋内の環境条件を考慮した設計とする。 空気保給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空間上屋内の環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における空間上屋内の環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。			
第 自体原因・特別 自体原因・特別 自体的対象的をおき込む。	3表 重大事	放等対処設備の設備 ※101条 製金 パサモルサモニサモエチル 出来	時対策所 対切距離   設備 影響重要度   発 分類   円	A CARACTER SECTION OF THE SECTION OF		76.			
プアジ 型型和対策所非常可能性を フィルアルニック 世交換結算置 型の 型の 型の 型の 型の 型の 型の 型の 型の 型の	原住性の機能	-	4	第 「中国主人を担切された機会」					
のFDO表示発展 安全・ワテーチ表示システム(DI TOTAL (TOTAL) 着電電路(指定) 着電電路(指定) 着電電路(可能) 製型物電影器(表示) 利力が高級等級 最近時間等影響 最近時間等影響 最近的である。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 利力がある。 もりがある。 もりがある。 もり	必要な数字及び 連修運搬	п	- 4 - 4 - 4	日 日本政策大事総対和日本					
現所來(至在吟文等所用)	代替交流推測計算が もの金電の構施	-	- 4	· 可是在大学的专用的					

Ada a contra a series de maio del delegenció de series de la contra del la	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表	r.4.0 青子: 記載固所又は記載内谷の相違 緑字: 記載表現、設備名称の相違	
第34条 緊急時対策所(別添1)	光水像元 0 日 4年	<b>た川原フナが最高の見に(井敷)</b>	<b>*</b> 用细点
大飯発電所3/4号炉 4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針につ	泊発電所3号炉 4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針につ	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
4. 案忌時外東所の畝棚に係る外部が5の側拳に対する畝計方針について	4. 奈忌時別東所の配備に係る外部が5の側峰に対する畝計力計について		ĺ
既許可において、重大事故防止設備のうち可搬型ものは、設計基準	設置変更許可申請において、可搬型重大事故等対処設備は、外部か		<ul><li>記載表現の相違</li></ul>
事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注			・設計の相違
水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある			緊急時対策所に係わる可
事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるお			搬型重大事故等対処設備
それがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計			は冬季の屋外環境条件を
基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的	ないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事		考慮し、空調上屋等の屋内
分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。	故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図		に保管しているものと屋
	り複数箇所に分散して屋外に保管することとしている。		外に保管しているものが
設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に			ある。
対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接			
的な要求事項ではないと考える。			
しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を			
含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が			
設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複			
数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等			
対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。			
また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規			
定により、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に	の共通要因により同時に機能喪失しないよう,3号炉中央制御室に対		
機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性			・記載表現の相違
を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離	た位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれな		・対象号炉の相違
れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわ	い措置を講じている。		
れない措置を講じている。			
既許可本文にて、可搬型重大事故対処設備に対して考慮するとして	また、屋外及び空調上屋に設置する緊急時対策所の設備は、屋外及		
いる環境条件は、地震、風(台風)及び竜巻のうち風荷重、凍結、降			ates the star will as January
水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害であり、屋外に設置する緊			・記載表現の相違
急時対策所の可搬型重大事故対処設備は、地震による荷重を考慮して機能を提合された。	屋外に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重、		
て機能を損なわない設計とするとともに、風(台風)及び竜巻による			
風荷重に対して、飛散しないよう固縛することにより他設備への悪			
影響を防止するとともに、位置的分散を考慮した保管または風荷重の影響を表達して、微性が提供なわれない。記述した保管または風荷重	い設計とする。		
の影響を考慮して、機能が損なわれない設計とする。なお、積雪、降 灰については、必要に応じて除雪、除灰を行うこととしている。			
次については、必要に応して除雪、豚灰を行うこととしている。	空調上屋に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷		
	重等に対して、当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止によ		
	り、機能が損なわれない設計とする。		<ul><li>設計の相違</li></ul>
	9, 19XHE //*1貝/よ4/4 いよく 19X FT こ y る。		可搬型空気浄化設備及び
			空気供給装置は屋内であ
			The second secon
			る空調上屋に保管し、機能 喪失防止を図る。

田発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 第24条 <u>緊急時対策所</u>(別所1)

第 34 条 <u>緊急時対策所(別添 1)</u> 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
	第3 章 (19 § (19 § (19		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)		<b>秋子:記載衣児、設備名称の相達</b>	(Degrapa Inde a o )
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討	5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討		
緊急時対策所に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置の常時接続に	緊急時対策所に係る設備のうち,可搬型空気浄化装置の常時接続に		
係る影響等を以下の通り検討した。	係る影響等を以下の通り検討した。		
(1) 可搬ダクト	(1) 可搬ダクト・ホース		・設計の相違
常設ダクトは基準地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失し			泊は可搬ダクトの他,空気
ないよう設計しており、事前接続を実施する場合は、可搬ダクト及			供給装置用のホースのう
びホースと接続した状態で基準地震動Ssによる地震力に対して			ち屋外に敷設する分につ
損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や			いても,空気浄化装置起動
試験等が必要となり、JEAG4601等の規格基準類に従った健全性評価			準備時に接続する運用と
が短時間では難しい。			している。
また、可搬ダクトは外部からの衝撃に対して、予備を分散して保			<ul><li>記載内容の相違</li></ul>
管することで機能が喪失することがない設計としており、事前接続			
する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で、外部衝撃に			
対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の			
設定や試験等が必要となり、規格基準類に従った健全性評価が短時			
間では難しい。			
常時接続により接続箇所が万が一損傷した場合、取替えに要する	・ 常時接続により接続箇所が万が一損傷した場合, 取替えに要する		
時間が必要となり、作業時間が大幅に増加する恐れがある。	時間が必要となり,作業時間が大幅に増加する恐れがある。		
上記により、緊急時対策所接続口にて可搬ダクトを切り離し、そ	よって可搬ダクト・ホースを切り離し、その他可搬型設備同士は		
の他可搬設備同士は接続状態で保管することとする。	接続状態で保管することとする。		
(2) ケーブル	(2) ケーブル		
ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とするため、			
ケーブル接続盤の耐震評価を実施し、基準地震動Ssによる地震力			
に対して、接続箇所を含めて損傷しない設計とする。			
可搬型空気浄化装置及び電源車(緊急時対策所)側は、重大事故	・ 緊急時対策所用発電機側は,重大事故等時に敷設しているケーブ		
等時に敷設しているケーブルを端子箱にコネクタにて接続する計	ルを <mark>端子台に接続する計画であるが、端子部は、常時接続状態</mark> にし		
画であるが、コネクタ部は、常時接続状態にした場合、ケーブル等	た場合、ケーブル等が屋外環境により劣化し、絶縁低下等が起こる		
が屋外環境により劣化し、絶縁低下等が起こるリスクがある。	リスクがある。		・設計の相違
上記により、可搬型空気浄化装置側のコネクタ接続部を切り離し、			
ケーブル接続盤側は端子接続で保管することとする。			
経過時間(分) 備考			
5 10 15 20 25 30 35	新選時間(分) 情報者 0 10 20 30 40 90 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150		
利3Aウツ 第34年 要員 (数) 第34年 で 第3年 で 第3年 で 第3年 で	201 86-58 V		
6841	手機の項目 要員(数) 可能位置(第十七装置による換気製 地		
型気を伝達ぎタト マープル技術	海査 銀銀所 非角形空気系化設置電温ケーブル・ダウト教設		
用空気浄化装置部 緊急安全対策要負 1 空気浄化 電手順 ファン場面	型部内   18 内(区)		
	が 神機所 神機所 神機所 神機所 神機所 神機所 アンドル・ダクト 観察 ファンル 動		
※1 移動時間に防護具の着用時間を含む。	*855		
第2図 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転 タイムチャート	単信   仮設ホース動設		
	製造時対策所 空気体的速度 の 系規模成		
	仮設木一ス敷設		
	神徳所 ラセスマップ		
	第2図 緊急時対策所空気浄化装置タイムチャート		

第34条 緊急時対策所(別添1)

赤字・設備 運用又は休制の相違(設計方針の相違)

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

24. 4	•	BY MILL YES LINE AND THE AND TO SEL TO THE SEL	
青字		記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)	
緑字	:	記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)	

# 6. まとめ

緊急時対策所に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室と位置的 分散を図り、設置又は保管する設計としており、外部からの衝撃に対 して、同時に機能が損なわれない措置を講じている。また、屋外に設 置する緊急時対策所の設備は、屋外の環境条件は考慮した設計とし ており、地震による荷重、風(台風)及び竜巻による風荷重に対して、 位置的分散を考慮した保管または当該設備をアンカー等による固縛 及び転倒防止により、機能が損なわれない設計としている。

大飯発電所3/4号炉

5. のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新た いた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した 場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。

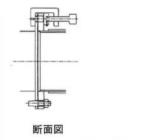
なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り 使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工 夫する。(添付参照)

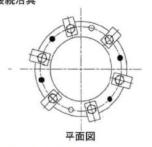
添付資料

可搬設備の接続筋所概要

可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図及び第2図に示す。

# 可搬ダクト接続治具





第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部

### 可搬ケーブルコネクタ





ケーブル側

機器側

第2図 可搬型空気浄化装置 可搬ケーブル接続部

(注) 今後の詳細検討において変更の可能性あり。

# 6. まとめ

可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が 図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使 用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処 設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能 と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対 処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常 設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に 保管することとしている。

泊発電所3号炉

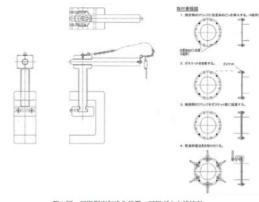
また、5.のとおり、可搬設備の常時接続は、万が一接続箇所が損傷 な評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づした場合、取替えに要する時間が必要となり、作業時間が大幅に増加 する恐れがある。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮 し、使用時に接続する運用とする。

> なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り 使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工 夫する。(添付資料)

> > 添付資料

#### 可搬設備の接続箇所概要

可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図に示す。



第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部

# 設計の相違

万が一接続箇所が損傷し た場合に,常設設備と比べ 比較的短時間で復旧作業 を行えるよう、常時接続と しない運用とすることで、 重大事故等対処に与える 時間的影響を低減させる こととした。

差異理由

記載表現の相違

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第 34 条 緊急時対策所 (別添 1)	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表	r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相道	(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
ata dar Wandel			
参考資料4			
空気供給装置(ボンベ)に係る環境条件への適合性について			・設計の相違
			大飯3/4号炉では、空気
1. はじめに			供給装置(ボンベ)を屋外
緊急時対策所機能に係る設備のうち、空気供給装置は屋外に設置す			に設置していることから、
る可搬型重大事故等対処設備として計画している。空気供給装置の			直射日光等の影響による
うち、空気ボンベは高圧ガス保安法の規格に基づき製作するもので ある。			ボンベの温度上昇を考慮した設計とする必要があ
本資料では、屋外に設置する空気供給装置について環境条件への適			るが、泊の空気浄化装置は
合性を整理したものである。			屋内である空調上屋に設
			置してることから, すでに
2. 空気供給装置の構造について			直射日光等による温度上
空気供給装置は空気ボンベ及びボンベ架台等により構成される。空			昇を防止する設計となっ
気ボンベは高圧ガス保安法の規格に基づき十分な強度を有する構造			ている。
とし、固定ボルトによりボンベ架台に固定する。また、ボンベ架台は 基礎ボルト等により床に据え付ける。(第1図)			
空気供給装置は予備品との交換が容易な屋外に保管することから、			
直射日光等による温度上昇を防ぐため、ボンベ架台全体をステンレ			
ス製のカバー等により覆うことで、障壁を設ける措置を講じている			
(注1)。(第2図)			
(注1)容器等を常に40℃以下に保つ必要があり、直射日光等による温度上昇を			
防ぐため、屋根、隔壁、散水装置を設ける等の措置を講じることが、「高 圧ガス保安法及び関連政省令の運用及び解釈について(内規)」に記載さ			
れている。			
3. 環境条件への適合性について			
空気供給装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した			
設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 空気ボンベについては、「高圧ガス保安法」に基づく、「容器保安規			
則」に従った適切な材料であるJIS G3429 のクロムモリブデン鋼			
STH21 を使用している。			
ボンベ架台の主要部材はSS400 であるが、耐候性に優れた塗料を採			
用し、またステンレス製のカバー等を内蔵することで、屋外環境に耐			
える設計とする。なお、直射日光等による温度上昇に対しては、内規			
の屋根及び隔壁に該当する金属カバーを設置する設計とする。			
また近傍に消火栓等の散水装置も設置しているため、輻射熱等に対して問題はないと考える(注2)。			
屋外に設置する空気供給装置は、転倒防止のためにアンカー等で固			
定することで、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震機能を有			
する設計とする。			
また、竜巻に対しても同様に飛散防止のためにアンカー等で固定す			
ることで、竜巻による風荷重に対して機能が損われない設計とする。			
(注2)金属カバーは移動式水素ステーションの水素カードルにて6都県、13			

件の実績がある。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
4. まとめ			
空気供給装置については、屋外の環境条件を満たす設計としており、			
またボンベ架台等にて固定することで、自然事象等により機能が損			
なわれることがないため、環境条件への適合について満足している			
と考える。			
ボンベ架台			
展辺方向 第1図 空気供給装置 外観図			
第 2 図 空気供給装置用カバー 概要図			

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉(抜粋)	差異理由
添付資料6	添付資料 7	5. 添付資料	
6. チェンジングエリアについて	7. チェンジングエリアについて	5.1 チェンジングエリアについて	
1. チェンジングエリアの基本的考え方 チェンジングエリアの設営にあたっては、第61条第1項 (緊急時対 策所)及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す る規則の解釈」第76条第1項 (緊急時対策所)に基づき、緊急時対策 所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急 時対策所 (への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び 作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方 とする。	その附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61 条第1項(緊急時対策所)及び「実用発電用原子炉及びその付属施設の 技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項(緊急時対策所)に基づ き,緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下に	びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 第61条第1項(緊急時対策所)並びに「実用発電用原子炉及びその 附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項(緊急時対 策所)に基づき,緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した ような状況下において,緊急時対策所への汚染の持込みを防止する	・記載表現の相違
(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈)第76条第1項(緊急時対策所)抜粋)	(「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解 釈」第76条第1項(緊急時対策所)抜粋)	(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈第76条第1項(緊急時対策所)抜粋)	
緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下にお	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下にお		
いて、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	いて,緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため,モニタリング 及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	おいて、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)	泊発電所3号炉	大川原子力整衛子の見続 (社教)	*用理由
大飯発電所3/4号炉			差異理由
2. チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。概要は表6-	(2) チェンジングエリア設置概要 チェンジングエリアは、緊急時対策所(指揮所)及び緊急時対策所	(2) チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリ	<ul><li>・設計の相違(②の相)</li></ul>
テェンシングエリアは、緊急時対東所内に設置する。 概要は表し 1のとおり。	(待機所)に設置する。概要は次表のとおりである。		・設計の相違(2の相違)
102ねり。	(付機所)に設直する。概要は伏衣のとわりである。	プ、除架エリアからなり、委員の彼はく仏滅の観点から衆忌時対東 建屋内に設営する。概要は表5.1-1 のとおり。	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE
		建座門に取呂する。既安は衣5.1-1 のとわり。	・記載表現の相違
表6・1 チェンジングエリアの概要			
理由	表 別1-7-1 チェンジングエリアの概要 項目 理由	表 5.1-1 チェンジングエリアの概要	
設営   緊急時対策所 (チェンジングエ   緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染   したような状況下において、緊急時対策所へ	□ 項目 理由 □ 理由 □ では日 □ では日 □ では日 □ では日 □ ではり □ 「乗点時対策所の外側が放射性物質により汚染した	項目 概要 緊急時対策所の外側が放射性	
の汚染の持ち込みを防止するため、モニタリ	設営 ・緊急時対策所(指揮所) ような状況下において,緊急時対策所への汚染の持	教質により汚染したような状	
ング及び作業服の着替え等を行うための区画	場所 ・緊急時対策所(待機所) ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の 着替え等を行うための区画を設ける	営 緊急時対策建屋地下1階 況下において、緊急時対策所へ	
を設ける。     設営 区画化    設営の容易及び迅速化の観点から、緊急時対	設営 コンクリート造の区面された部屋 緊急時対兼所のコンクリート造の進蔵壁に囲まれ	の汚染の特込みを防止するた	
形式 策所内を活用し区画化する。	形式 た区画を採用する。	かり、モーテリンク及び1戸乗旅り	
設営 平常時から設置 平常時から設置しておくことより、事故発生 時期 後の状況下における設置作業をなくすことが	平常時から設置 平常時から設置しておくことにより、事故発生後 の状況下における設置作業を無くすことができると	所 着替え等を行っための区画を 設ける。	
できるとともに事故発生後にすぐに使用が可	⇒ 共に、事故発生後に直ぐに使用が可能となる。	<b>数</b> チェンジングエリアスペース	
能となる。また、事故時の高ストレス下にお	また,事敦時の高ストレス下における設営作業や 時期 多数の作業員が設営を待っている中で設営をすると	を区画化する。	
ける設営作業や多数の作業員が設営を待って いる中で設営するといった状況下での対応を	多数の1F来員が収替を行っている中で収替をすること いった状況下での対応を回避することが可能であ	常 エリア区画化 なお、平常時から美生シートに	
回避することが可能である。	<b>る</b> 。	形 よりあらかじめ養生しておく ことにより、速やかな設置作業	
		式を可能とする。	
		原子力災害対策特別措置法第 緊急時対策所の外側が放射性	
		判手 10条特定事象が発生した後、物質により汚染するようなお	
		断順 放射線管理班長が、事象進展 それが発生した場合、チェンジ	
		の状況(格納容器内雰囲気放 ングエリアの設営を行う。 基着 射線モニタ等により炉心損傷	
		海手 を判断した場合等) , 参集済	
		みの要員数を考慮して、チェ	
		の ンジングエリアの設営を行う と判断した場合。	
		実 チェンジングエリアを連やか	
		佐	
		練を行っている放射線管理班	
		者が数賞を行う。	

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

泊発電所3号炉

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

# 第34条 緊急時対策所(別添1)

# 3. チェンジングエリア設置場所

チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。また、チェンジングエリアとは別に汚染持ち込み防止の観点で有効な策として、緊急時対策所入口に最外周の汚染防護服(タイベック)等の脱衣所を設ける。

大飯発電所3/4号炉

緊急時対策所の外側がプルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服(タイベック)等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、緊急時対策所の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服(タイベック)等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。設置の考え方は表6-2のとおり。

脱衣所とチェンジングエリアの設置場所は、図6-1のとおり。

表6-2 チェンジングエリア及び脱衣所の設置の考え方

	設置場所		設置の考え方
緊急時対策所	脱衣所 - 緊急時対策所入口	機能・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち 込みの段階的な管理が有効であること から、緊急的対策所の人口において最 外周の汚染防護服 (タイベック) 等の 服衣スペースを設ける。 汚染の除えの容易さの親点から必要に 応じて採摘・壁面等を養生。 最外周の汚染防護服 (タイベック) 等 を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の 管理でありマスク等は載衣しない。
	チェンジングエリア ・緊急時対策所	<ul><li>脱衣</li><li>身体サーベイ</li><li>除染</li></ul>	・緊急時対策所内にチョンジングエリア (脱衣、身体サーベイ、除染)を設 置。 ・汚染の除去の容易さの視点から必要に 応じて床面・壁面等を養生。

(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内アクセスルート チェンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内アクセスルートは、図5.1-1のとおり。

屋外へ

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

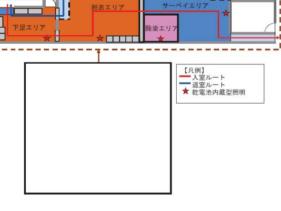


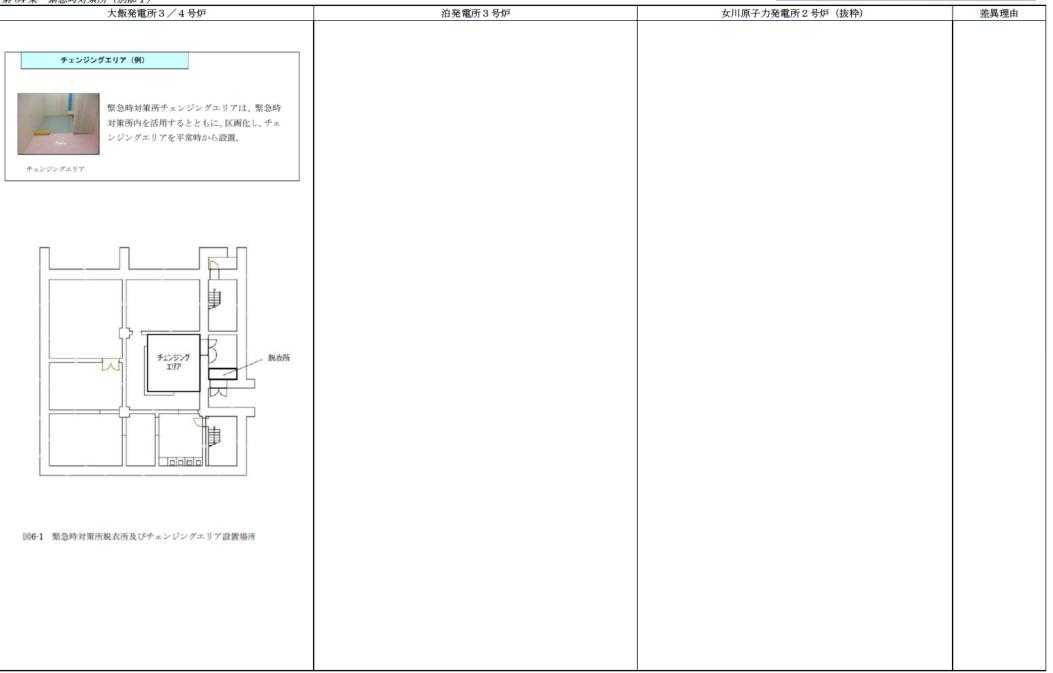
図5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所 及び屋内のアクセスルート

・設計等の相違 泊には大飯3/4号 炉緊急時対策所の脱 衣所に相当する箇所 はないが、チェンジン グエリアを設け、チェンジングエリアを設け、チェンジングエリアと緊急時 対策所(指揮所、待機 所)間にも扉を設ける ことで、汚染持ち込み 防止を図っている。

差異理由

また、泊にはチェンジングエリア設置場所に関する記載がないが、比較表別添 1-312 でチェンジングエリアの設営場所を示し、具体的なチェンジングエリアの構成は比較表別派 1-34-別添 1-117 に記載している。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第34条 緊急時対策所 (別添1)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

# 大飯発電所3/4号炉

# 4. 設営 (考え方、資機材)

### (1) 考え方

緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え緊急時対策所内にチェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに事故発生後にすぐに使用が可能となる。ただし、チェンジングエリア設置箇所等における作業のため一時的にチェンジングエリアを撤去する場合は、すぐに復旧できる措置を取ることとする。

また、チェンジングエリアの使用に当たっては図6-2の基本フローに従った準備を行うこととし、現場に手順等を掲示するなどして 緊急時においても速やかな対応が可能とする。なお、チェンジング エリアの使用に当たっては、放射線管理班のうち2名が当該作業を 実施することとしている。

緊急時対策所のチェンジングエリアは、利用する要員が多数であることに加え、格納容器が破損しプルーム通過後の大規模な汚染環境下での作業を想定し、緊急時対策所の入口に脱衣所を設けて最外周の汚染防護服(タイベック)等を脱衣するなど汚染の持ち込み防止を段階的に実施することが有効であることから、脱衣所とチェンジングエリアの2段の運用とすることとしている。

また、チェンジングエリア内面には必要に応じて汚染の除去の容 易さの観点から養生シートを貼ることとしている。

①脱衣所及び脱衣エリア前に粘着マットを敷く。

✓②各エリアの境界となるバリア及びゴミ箱を設置する。

2日一ノノックを引こなる・ノノス0一く相と

③除染資材を設置する。

図6-2 脱衣所及びチェンジングエリア使用準備の基本フロー図

(3) 設営 (考え方, 資機材)

#### a. 考え方

緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため,事故発 生等に備え緊急時対策所内にチェンジングエリアを平常時から設 置しておく。

泊発電所3号炉

チェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故 発生後の状況下における設置作業を無くすことで、事故発生後早急 な対応が可能となるとともに、2重扉により居住エリアへの放射性 物質の流入を防止する設計としている。

また、チェンジングエリア混雑時の被ばくを低減させるため、空 調上屋の一部に待機スペースを設置し、被ばくの低減を図る設計と している。

①靴着脱エリア及び除染エリアに粘着マットを敷く。

②各エリアの境界となるバリアを設置する。

③除染資材を設置する。

(4) チェンジングエリアの設営 (考え方、資機材)

## a. 考え方

緊急時対策所への放射性物質の持込みを防止するため、図5.1-2 の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営 する。チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分 を想定している。

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。 チェンジングエリアの設営は、参集要員(12時間後までに参集) のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員 で行う。

設営の着手は、放射線管理班長が、原子力災害対策特別措置法第 10条特定事象が発生した後、事象進展の状況(格納容器内雰囲気放 射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員 数を考慮して判断し、速やかに実施する。



図 5.1-2 チェンジングエリア設営フロー

整急時対策確屈 地下1階 チェンジングエリア

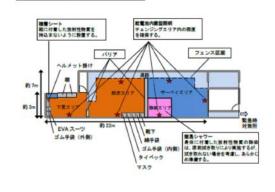


図 5.1-3 チェンジングエリア

# ・記載表現の相違

差異理由

#### 記載内容の相違

### 記載内容の相違

大飯はチェンジング エリアの使用手順等 に関する事項を記載 している。泊3号炉も 基本フローを準備し ており相違ない。

#### 設計の相違

チェンジングエリア スペースに限りがあ ることから、一時待機 場所として遮へい厚 を確保した空調上屋 の一部を待機場所と して確保している。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

名称の相違

# 第34条 緊急時対策所(別添1)

# 大飯発電所3/4号炉

(2) 資機材 脱衣所及びチェンジングエリアの設営用資機材については、使用 開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え 等も想定して表6-3及び表6-4のとおりとする。

表 6-3 緊急時対策所脱衣所設営用資機材

	17-371415110000011111	
名称	数量	根拠
養生シート	1本	
粘着マット	3 個	
ゴミ箱 (スタンション含む)	2個	
ポリ袋 (赤・黄・黒)	各 30 枚	脱衣所設営に必要な数量
テープ (白・黒)	各 10 巻	
はさみ・カッター	各2本	
マジック	2本	

表 6-4 緊急時対策所チェンジングエリア設営用資機材

名称	数量	根拠
養生シート	3本	
バリア	6 個	
粘着マット	3個	
ゴミ箱 (スタンション含む)	7個	
ポリ袋 (赤・黄・黒)	各 100 枚	
ァープ (白・黒)	<b>台 10 巻</b>	<b>ブエンジングエリア設営に必要</b>
ウエス	1 箱	な数量
ウェットティッシュ	10個	
はさみ・カッター	各2本	
マジック	2本	
簡易シャワー	1台	
簡易タンク	1台	

### b. チェンジングエリア設営用資機材

チェンジングエリア設営用資機材については, 使用開始後のチェ ンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して 表 別1-7-2のとおりとする。

泊発電所3号炉

表 別1-7-2 チェンジングエリア設営用資機材

品名	単位	数量	考え方
グリーンハウス	個	2	1個/建屋×2建屋
養生シート (透明・ピンク・黄)	本	6	各色1本/建屋×2建屋
バリア (600・750・900mm)	枚	6	各サイズ 1 枚/建屋×2 建屋
作業用テープ(緑)	卷	20	10 卷/建屋×2 建屋
養生テープ(ピンク)	卷	40	20 卷/建屋×2 建屋
透明ロール袋(大)	本	20	10 本/建屋×2 建屋
粘着マット	枚	20	10 枚/建屋×2 建屋
線量管理用テーブル	台	2	1台/建屋×2建屋
ウェットティッシュ	個	290	指揮所:60名×2個+余裕 待機所:60名×2個+余裕
ウエス	箱	2	1 箱 (24 束) /建屋×2 建屋
シャワー室 簡易シャワー	個個	2	1個/建屋×2建屋
除染キット	セット	2	1 セット/建屋×1 建屋

### b. チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については, 運用開始後のチェン ジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表 5.1-2, 図5.1-4のとおりとする。

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

**麥 5.1-2** チェンジングエリア用資機材

名称	数量	技術	
養生シート (床用)	8巻**		
美生シート (壁用)	12 😻 ** *		
バリア	9個**		
フェンス	24 枚 ** 4		
積層シート	3枚		
棚	2台		
ヘルメット掛け	1台		
ゴミ箱 ポリ袋 テープ ウエス ウェットティッシュ	7 個		
	100 枚		
	5 🕏	チェンジングエリア設営	
	2 箱		
	50 個	及び補修に必要な数量	
はさみ	3 個	7	
カッター	3 個		
マジック	3本		
除染エリア用ハウス	1式**5	- I	
簡易シャワー	1 台 ***		
ポリタンク	1 m ** 7		
トレイ	1個		
パケツ	2 個		
乾電池内蔵型照明	6台(予備1台)		

- ※1:仕様 1,800mm×50m/参
- ※2:仕様 2,100m×25m/参
- ※3:仕様 900mm×240m×235mm/個 (アルミ製) ※4:仕様 1.200m×900m×25m/枚 (アルミ製)
- ※5:仕様 1,100m×1,100m×1,950m/式(折りたたみ式,ポリエステル製)
- ※6:仕様 タンク容量7.5リットル (手動ポンプ式)
- ※7:仕様 タンク容量20リットル (ポリタンク)







<世報> 900m×240m×235m×/数 (アルで数)





タンク容量でありットル (子数ポンプ式)



図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第34条 緊急時対策所(別添1)

大飯発電所3/4号炉 5. 運用(出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃 棄物管理、環境管理)

### (1) 出入管理

脱衣所及びチェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出さ れる状況下において、緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策 所に入室する際に利用する。

緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがある ことから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動 することになる。

脱衣所及びチェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類 の脱衣行為に合わせて図6-3のとおりであり、下記のとおり①から ③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込 みを防止する。

- ①「脱衣所」、「脱衣エリア」 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア
- ②「身体サーベイエリア」

防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認 されなければ緊急時対策所へ移動するエリア

③「除染エリア」

「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚 染が確認された場合の除染を行うエリア

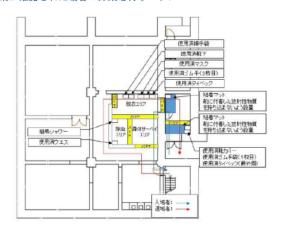


図6-3 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアイメージ図

泊発電所3号炉 (4) 運用(出入管理,脱衣,身体サーベイ,除染,着衣,汚染管理, 廃棄物管理 環境管理)

### a. 出入管理

チェンジングエリアは、緊急時対策所外で作業した現場作業要員 等(以下、「要員」という。)が緊急時対策所に入室する、または緊 急時対策所内から緊急時対策所外へ退室する場合に使用する。

緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがある ことから、緊急時対策所外で作業する要員は緊急時対策所内で防護 具類を着用し活動することになる。

緊急時対策所外での作業中に要員が着用している防護具類に放 射性物質が付着する可能性があるためチェンジングエリアを設置 するが、チェンジングエリアのレイアウトは要員の防護具類の脱衣 行為に合わせて図 別1-7-1のとおり4分割した次のエリアを設ける ことで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。

緊急時対策所外で使用した靴を脱ぐ、または緊急時対策所外へ退 室する場合に靴を履くエリア

②脱衣エリア

①靴着脱エリア

防護具類を適切な順番で脱衣するエリア

③スクリーニングエリア

防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認され なければ緊急時対策所内へ入室するエリア

4除染エリア

スクリーニングエリアで要員の身体に汚染が確認された場合に 除染を行うエリア

また、緊急時対策所外で作業した要員に付着した放射性物質が防 護具類を着用していない要員に接触等により移行しないよう緊急 時対策所外へ退室する要員は、緊急時対策所内で防護具類を着用 し、チェンジングエリアを経由して緊急時対策所外へ退室する動線 とする。

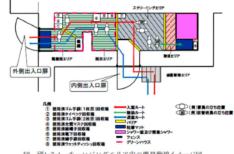


図 別1-7-1 チェンジングエリア内の要員動線イメージ図

(5) チェンジングエリアの運用(出入管理,脱衣,汚染検査、除染、 着衣, 汚染管理, 廃棄物管理, 環境管理)

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

### a. 出入管理

チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質によ り汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた 要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所 に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質によ り汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動す る要員は防護具類を着用し活動する。

記載表現の相違

差異理由

記載表現の相違

チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、 チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けること で緊急時対策所内への放射性物質の持込みを防止する。

下足エリア

靴及びヘルメット等を着脱するエリア。

② 脱衣エリア

防護具類を適切な順番で脱衣するエリア。

③ サーベイエリア

防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリ ア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。

④ 除染エリア

サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリ ア。

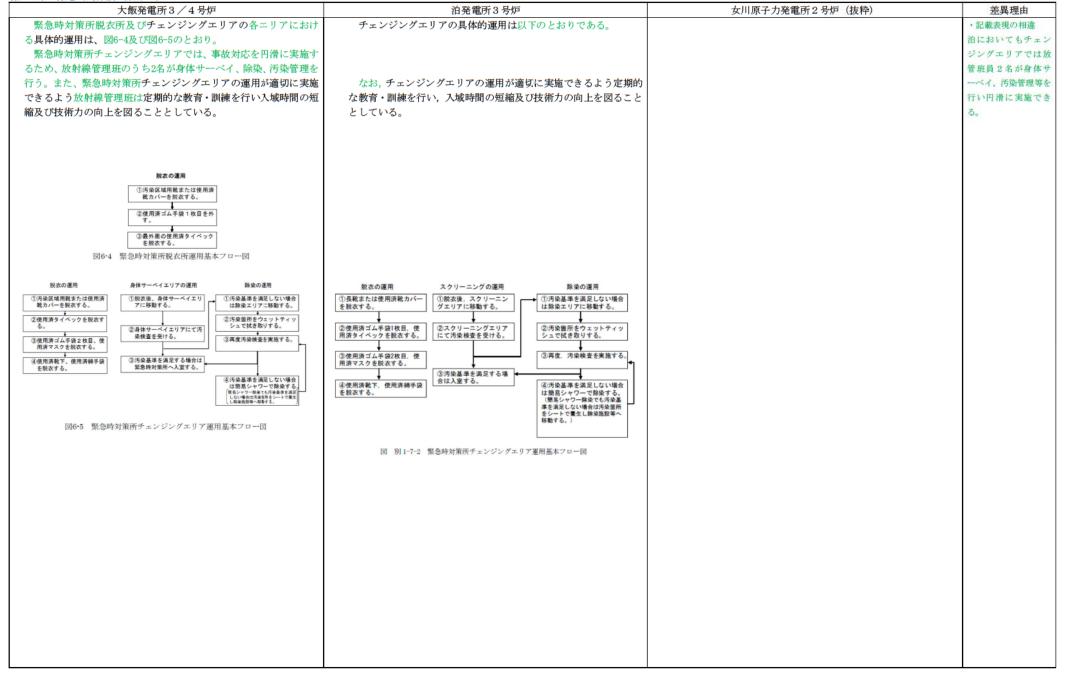
設計の相違

泊はチェンジングエ リア内に靴脱着エリ アを設置しており、大 飯の「脱衣所」に該当 する。各エリアは適切 に分割し、放射性物質 の持ち込みを防止す ることは同様。

記載内容の相違

緊急時対策所から作 業等で退出する要員 の防護具の着用につ いて記載。緊急時対策 所内で防護具等を着 用してから退出する ことにより、入室しよ うとする要員と接触 した場合でも身体に 汚染は移行しない。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第34条 緊急時対策所 (別添1)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

# (2) 脱衣

脱衣所及びチェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順 は以下のとおり。

大飯発電所3/4号炉

- 緊急時対策所の入口の脱衣所において、汚染区域用靴または 使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外すとと もに最外周の使用済タイベックを脱衣する。
- 脱衣エリアでは、使用済タイベック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状况について、適宜監視し、指導、助言をする。

### (3) 身体サーベイ

チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は以下のとおり。

- 脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。
- ・ 身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。(必要により物品等のサーベイを含む。)
- 汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。

なお、放射線管理班でなくても汚染検査ができるように手順の 図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視 し、指導、助言をする。

# (4) 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ・身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに 移動する。
- 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。
- 身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。
- 汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。
- ・簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染拡大防止を目的として汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ 移動する。

### b . 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は次のとおり である。要員等の防護具類の脱衣場所はチェンジングエリア内の脱 衣エリアとする。

泊発電所3号炉

- ・チェンジングエリアにおいて脱衣エリア手前で長靴または使用 済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外す。
- ・脱衣エリアでは使用済タイベック,使用済ゴム手袋2枚目,使 用済マスク,使用済汚染区域用靴下,使用済綿手袋を脱衣する。 なお,脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあるこ とから,放管班員が要員の防護具類の脱衣状況について,適宜監視 し、指導、助言をする。

### c. 身体サーベイ

チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は次のとおりで ある。

- 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。
- ・スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。
- ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。

なお, 放管班員以外でも汚染検査ができるように手順の図解を掲示し, 放管班員が汚染検査状況について, 適宜監視し, 指導, 助言をする。

# d. 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は次のとおりである。

- ・身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。
- ・汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。(必要に応じて水のいらないシャンプー等を使用する。)
- ・スクリーニングエリアにて再度汚染検査を実施する。
- ・汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。)

### b. 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のと おり。

女川原子力発電所2号炉(抜粋)

- ① 下足エリアで, 靴, ヘルメット, ゴム手袋外側, EVAスーツ等 を脱衣する。
- ② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴 に分割し、放射性物質 下、綿手袋を脱衣する。 の持ち込みを防止す

なお, チェンジングエリアでは, 放射線管理班員が要員の脱衣 状況を適宜確認し, 指導, 助言, 防護具類の脱衣の補助を行う。

# c. 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。

- ① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。
- ② サーベイエリアにて汚染検査を受ける。
- ③ 汚染基準を満足する場合は,緊急時対策所へ入室する。汚染 基準を超える場合は,除染エリアに移動する。

なお,放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染 検査の手順について図示等を行う。また,放射線管理班員は汚染 検査の状況について,適宜確認し,指導,助言をする。

### d. 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動 する。
- ② 汚染簡所をウェットティッシュで拭き取りする。
- ③ 再度汚染簡所について汚染検査する。
- ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。
- (簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。)

記載表現の相違

差異理由

- 防護具名称の相違
- ・設計の相違

泊はチェンジングエリア内に靴脱着エリアを設置しており、大飯の「脱衣所」に該当する。各エリアは適切に分割し、放射性物質の持ち込みを防止することは同様。

班員名称の相違

記載内容の相違

記載表現の相違

物品を所持している 場合は、スクリーニン グエリアで検査する ことは同様。

### 記載表現の相違

使用する物品を記載 したものであり、差異 はない。

・記載表現の相違

汚染箇所の養生も目 的は汚染拡大防止で あり同様。